

グローバル

第5号

研究発表



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

『グローバル』第5号の発刊にあたって

フェリス女学院大学大学院国際交流研究科の会誌『グローバル』は、第4号まで紙媒体によって発刊してきましたが、今号からオンライン上での掲載に切りかえました。それはこの方式を用いることによって、配布先が限られる紙媒体に比べて、より多くの人々が本誌に接することを期待しているからです。

本号には、2005年度に博士前期課程を修了した4人の院生の修士論文と2006年度に博士前期過程修了予定の2人の院生の修士論文のための中間報告を掲載しました。ただし前者は修士論文の全体を掲載することが容量の点から無理であるため、修了生がもっとも力を入れた、あるいは独創性があると考えた章のみを掲載しています。それぞれの論文の原本は大学図書館に保管されていますので、全文を読むことを希望される方はそこで閲覧してください。

国際交流研究科は2005年度には、博士前期課程12人、博士後期課程3人の院生が所属していました。小規模な大学院ですが、それだけに各院生がそれぞれの研究にとりくむだけでなく、研究科全体で講演会（勉強会）や研究発表会を開き、たがいに切磋琢磨して各人のレベルを高めるよう努力しています。このうち講演会は、2006年1月28日に元津田塾大学教授の政治学者ダグラス・スミス氏を招いて「自衛隊派遣」をテーマに講演と討論を行ないました。

本大学院には、社会人として仕事をもちながら大学院で学びたい人のために（男性も入学可）関内のYMCAにサテライト教室を開設してきましたが、残念なことに、近年、社会人の志願者が減る傾向にあります。そこで2007年度から博士前期課程については標準修業年限を4年（通常は2年）とする長期履修学生制度を導入し、社会人が自分に適したペースで学修できる環境を整えました。外に開かれた大学院をめざす本大学院に多くの方々が関心をもたれることを心から希望しております。

2006年3月31日

大学院国際交流研究科長
石島紀之

目 次

研究報告

日本における華僑学校史に関する一考察 横浜の華僑学校を中心

清 水 智 美1

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ推進における現状

「カイロ行動計画」の成果と課題の考察

梅 坪 和 音41

「内発的發展」論からみた国連の活動

国連開発計画による中南米地域でのガバナンス支援を事例に

真 嶋 麻 子65

虹口史 1920年から30年の商業文化を中心に

金 久 実 央78

フィリピン人看護師国際労働移動 国際機関の認識に関する批判的検討

勅使川原香世子87

バングラデシュにおける人間開発として電力開発（修士論文中間報告）

五 味 泰 久108

日本における華僑学校史に関する一考察

～ 横浜の華僑学校を中心に ～

清水 智美

はじめに

昨今、経済発展の著しい中国に関心が集まり、日本企業に限らず世界の企業の進出が進む中国を意識し、日本人であるにもかかわらず自分の子供に中国語教育を受けさせようという親が急増し、横浜にある2つの華僑学校では日本人の入学者が増加しているという。また、その背景には新学習指導要領の指導で教科内容が3割削減されたことにより、日本人の親が日本の公立学校の現状に不信感を覚え、教育熱心な華僑学校に通わせようとする人が多いようである。しかし、日本では華僑学校について最近になるまで注目されなかったため、華僑学校がどのような経緯で創設され、現在まで至っているのかはあまり知られていないだろう。そこで、本論文では日本における華僑学校の創設から現在までの華僑学校史をまとめて、日本各地にあるそれぞれの華僑学校の全体像を提示し、それぞれの華僑学校がどのような変遷を遂げてきたのかを考察していきたい。

いままでの日本における華僑学校史の研究の代表的なものは、1984年に刊行された華僑学校国際比較研究会の『華僑学校教育の国際的比較研究(上)』の中にある市川信愛・吉田藤一による「日本の華僑学校・覚え書きⅠ」の論文で、日本における長崎・神戸・大阪・東京・横浜の各々の華僑学校史が簡潔に論じられており、特に、各々の華僑学校が創設する過程や創設から1960年代までの変遷が述べられている。また、1988年に刊行された近代日本華僑学術研究会の『近代日本華僑・華人研究』の中にある杜國輝の「日本華僑学校の沿革と現状」の論文では、日本の華僑学校の沿革に触れているものの、横浜中華街の形成された経緯や横浜の華僑学校の設立から1980年代までの歴史が中心に述べられている。このように今までの日本における華僑学校史研究では、各々の華僑学校の沿革は述べられているが、極めて限られたものしかなかったといえよう。また、日本における華僑学校の比較を行った研究は今まで行われてこなかった。

修士論文では19世紀末から20世紀初頭に創設された日本における華僑学校、特に長崎・神戸・大阪・東京・横浜の各々の華僑学校の沿革を論じ、横浜を中心に、横浜の華僑学校の設立に至るまでの背景である横浜華僑社会の形成と横浜華僑学校の沿革を論じたうえで、現在の横浜にある2校の華僑学校を意識調査と授業時間数などをもとに比較を行い、両校の抱える共通の問題点を論じた。そして、修士論文では国際事情が華僑学校の内情に影響を及ぼすという新たな観点から論じた。

本論文では修士論文の第1章から第3章までは以下にその要約を記し、第4章は全文を掲載する。

第1章では、日本における華僑学校の沿革として1988年に休校になった長崎の華僑学校をはじめ、神戸・大阪・東京の華僑学校の設立から現在の状況まで簡潔に歴史を辿って論じた。また、長崎・神戸・大阪・東京の華僑学校に見られる相違点と共通点について考察した。

1859年に日本が開港し、貿易が盛んになり、急速な国際化に伴い中国人を含む多くの外国人が来日するようになった。当初、来日する中国人は出稼ぎ労働者として男性が主であったが、次第に生活基盤が安定したため、本国の中国から家族を呼び寄せる者が多く、華僑の子弟の為の学校が必要になったため華僑学校が設立されるようになったという。日本における華僑学校では清国に認可されていた長崎の華僑学校を除き、中華民国僑務委員会の認可のもと神戸・大阪・東京の華僑学校が設立された。日本の華僑学校では開校当初、主な授業は方言が中心で、故郷にいつ帰っても華僑の子弟たちが困らないようにと指導されていた。また、創設当初から日本におけるすべての華僑学校では中国語(方言を含む)・英

語・日本語の3カ国語の教育を行っていたという。さらに、戦争や震災などで、生徒数の減少や財政難となり、すべての華僑学校が廃校の危機にさらされていたが、華僑同士の協力により学校再建が行われた。第二次世界大戦後の状況としては、華僑が徐々に日本に永住化しはじめたため、教育にも変化が現れている。例えば、華僑学校を卒業した後のことを考慮し、日本の学校に進学しやすいようなカリキュラムに変更されつつあるようである。このことから、日本の華僑が日本人に同化してきていることが窺える。そして、全体的にみて、日本における華僑学校は1949年の中華人民共和国成立の影響や日中関係の政治的・経済的な外的要因により学校経営が左右されている。

第2章では横浜における華僑社会の形成の過程について論じたが、これは第3章で横浜の華僑学校の設立を論じる上で、当時の横浜華僑の動向や生活基盤の安定していく過程など横浜に華僑学校が設立されるまでの背景を考察するためである。

開国後の横浜華僑の様子をみると、開国当初の華僑は欧米人の使用人として来日し、いわゆる「買弁」を中心とした貿易業、土木建設業、印刷業、金融業、サービス業に従事しており、「三刀業（三把刀）」に限らず様々な職業に就いていたという。また、1899年に発効された「内地雑居令」により、中国人はかつての外国人居留地であった場所に居住営業を制限されていたため、現在の横浜中華街である場所に多くの中国人が居住し、華僑社会が形成されたのである。そして、横浜では開港以降、来浜する中国人人口は、日清戦争の影響や日本国内の影響により増減していることが考察できるが、職を求めて中国人の多くが来浜していたといえる。さらに現在の横浜中華街の場所を中心に中華会館や同郷会・同職会などが設立され、横浜での生活が安定するようになると多くの華僑団体が設立されたといえよう。中華会館を中心に、様々な華僑団体の協力により華僑同士が自己防衛的な組織を形成し、横浜関帝廟や中華義荘を設立したのである。このことから、異国の地で生活する中国人が安定した職を得るためや日本に定住するための手続きを代行するなどのために会館ができ、精神的な支えとして関帝廟が建立され、たとえ異郷の地であっても仮埋葬して、死後に故郷に帰れる準備が整っている中華義荘の設立で、横浜華僑は安心して労働に徹していたのではないだろうか。

第3章では横浜華僑学校の始まりから現在に至るまでの経緯を華僑学校の歴史と共に華僑社会の様子を交えながら論じた。横浜の華僑学校は創設の年代にはばらつきがあるものの、19世紀末から20世紀初頭にかけてかつては5校の華僑学校があったという。高等教育機関であった「志成学校」と詳細がわからない「中華聖公華僑夜間英語学校」を除いて、初等教育機関であった「大同学校」、「中華学校」、「横浜華僑学校」は華僑たちの力によって華僑の子弟たちに中国文化や中国語、いわゆる、民族教育を受けさせるために創設された。しかし、出身地や授業で使用している言語、もしくは支持している政党や教育目的によって、華僑は自分たちの子弟を5つのうちのどの華僑学校に通わせるかを決めていたのだと推測することができる。しかし、関東大震災や日中戦争をはじめとする戦争の数々により、横浜の華僑学校も変化を遂げ、出身地や思想の違いは別として、華僑同士が協力し合い、異国の地で生活している同胞として助け合っ華僑学校が一つに統合されるようになっていった。そして、1949年の中華人民共和国成立や1972年の日中国交正常化に伴い、再び中国の政治的な影響を受け横浜の華僑学校が分裂することとなったのである。さらに、時代の変化とともに華僑たちは、日本に長く在住するようになり、中国に帰国するものも少なくなった。そのため、華僑子弟への教育目的も変化しつつあり、日本の社会で中国人であるという血筋としての民族意識を高める教育がなされるようになり、日本での生活に適用できるよう考慮されてきた。このように学校教育を中心にみると横浜華僑は「落地生根」、つまり、日本に根をおろしているといえよう。

第4章では、今まで研究されたことがないのだが、1952年に分裂した横浜の華僑学校の「横浜中華学院」と「横浜山手中華学校」を意識調査や授業内容を比較し、両校にはどのような共通点や相違点があるのか論じ、最後に横浜の華僑学校の両校の抱える問題について論じた。

第4章 横浜中華学院と横浜山手中華学校の比較

この章では1952年に分裂した横浜の華僑学校の「横浜中華学院」と「横浜山手中華学校」を意識調査や授業内容を比較し、両校にはどのような共通点や相違点があるのか論じていきたい。そして、最後に横浜の華僑学校の両校の抱える問題について論じよう¹⁾。

1、意識調査の比較

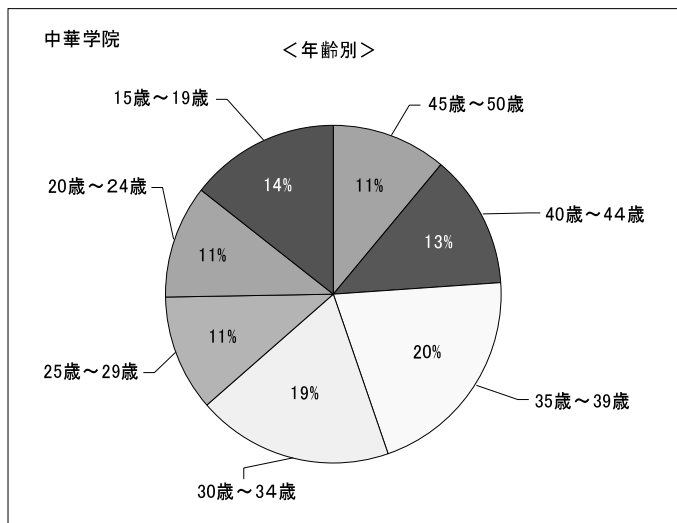
まず、ここでは、意識調査を中心に横浜にある華僑学校の「中華学院」と「山手中華学校」の2校を比較する。ただし、この比較の調査資料は年代が違うため、以下で取り扱う設問において世代による意識の違いが生じている設問もあるので、そのことを考慮しながら考察していきたい。

(1) 調査対象について

①「中華学院」

「中華学院」の調査は1987年前後に行われ、その対象は「中華学院」の校友会の名簿上登録されているものに限定し、全数調査は1,273人に対して実施する予定であったが、所在不明や住所移転などから住所判明者の650人に絞りこまれた。さらに記録してあった住所録の不備などにより541人のみに調査を依頼することになった。その結果、回答をえられたのは合計で302人（回答率55.8%）であった。回答者の性別の割合は、女性が137人（全体の45%）、男性が158人（全体の52.6%）、不明者が7人（全体の2.4%）であった。結果的に、男性の回答者の方が若干多いが、男女ともほぼ半数の者が回答しているようである。

表5 中華学院の校友生のアンケート調査の年齢別分布表



（出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書 1991年 5頁より作成）

表5の年齢別をみると45歳から50歳までが11%、40歳から44歳が13%、35歳から39歳が20%、30歳から34歳が19%、25歳から29歳と20歳から24歳がそれぞれ11%で、15歳から19歳が14%であった。このことからこの調査では、均等に年齢が分かれており、バランスのとれた調査が行われたといえよう。

さらに、この調査の対象者の現有国籍（パスポートに記載されている国名）は中華民国国籍が約31%、

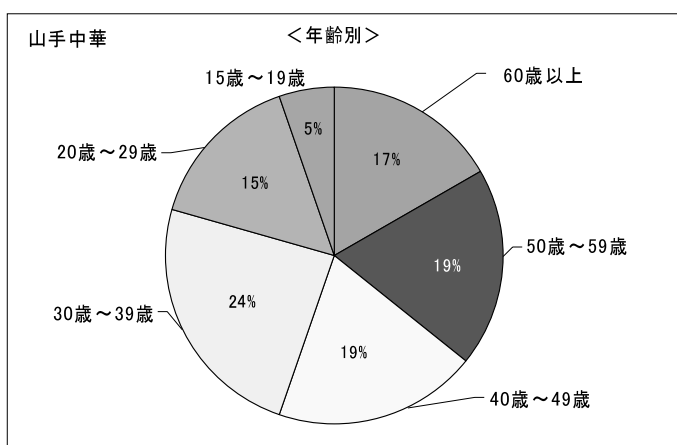
中華人民共和国国籍は約9%、香港国籍と英国国籍が0.3%ずつで、日本国籍に帰化した者が51%であった。その他の国籍は7%近くであった²⁾。このことから「中華学院」の校友生の半数以上が日本国籍に帰化していることがわかる。これは、横浜華僑が日本社会に適合しようとしているものが多く、そのため日本国籍に帰化したものと考えられる。つまり、日本国籍の方が日本企業に就職する際に就職しやすいからであろう。

そして、この調査で校友生の3分の1が中華民国国籍であることもわかった。やはり、中華民国僑務委員会の支援のもとに学校経営が行われており、中華民国国籍を保有している者が安心して通える学校であるといえよう。

② 「山手中華学校」

一方で、「山手中華学校」の調査は2004年に行われ、アトランダムに抽選した第1期から第53期に校友生600人を対象に依頼して、172人から回答をえられた。さらに同年の4月に横浜山手中華学校の学校教職員などの協力のもと、同様な調査が引き続き行われ、卒業生70人に依頼し、60人の回答を得た。合計で232人（回答率34%）の協力を得て作成した。回答者の性別の割合は、女性が145人（全体の64%）、男性が83人（全体の36%）であった³⁾。

表6 山手中華学校のアンケート調査の年齢別分布表



（出典：横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 484頁より作成）

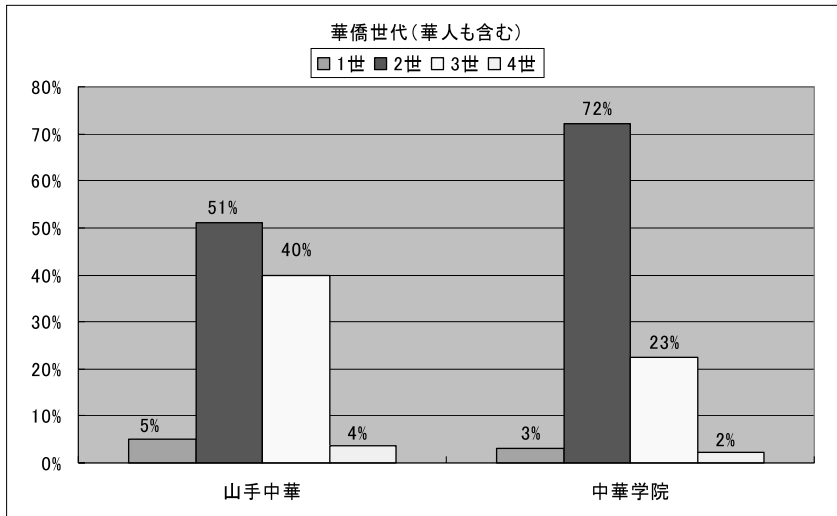
表6の年齢別をみると、60歳以上の人が17%、50歳から59歳の人と40歳から49歳が19%、30歳から39歳が24%、20歳から29歳が15%、15歳から19歳が5%である。このことから30歳から39歳の校友生が一番多く回答しており、その次に40歳から59歳の人が多く回答していることがわかる。また、15歳から19歳という若い世代の回答が非常に少ないことがわかる。つまり、この調査の大半は「山手中華学校」を卒業して少なくとも15年以上たった者の回答によるものだといえる。また、第3章で論じたように、調査対象が最も多かった年代の校友生は思想教育、すなわち、毛沢東を崇拜するような教育を受けていたことが推測できるので、後で論じる意識調査の設問において、多少の影響があることを考慮し、考察していく。

現有国籍（パスポートに記載されている国名）については、回答者の60%が中華人民共和国籍で、38%が日本国籍である。そして、その他の国籍が2%になっている。この結果から「中華学院」の調査と異なり、中華人民共和国籍が半数以上であり、日本国籍が3分の1以上であることがわかる。つまり、「中華学院」では中華民国国籍が多いが、「山手中華学校」ではほとんど中華民国国籍の校友生はいない。こ

これは「山手中華学校」が中華人民共和国の支持のもと設立されたことが要因の一つであろう。また、ここでいわれている日本国籍とは帰化したものかどうかは定義されていないので定かではないが、「中華学院」より「山手中華学校」の方が日本国籍の校友生が少ないこともわかった。これは、「中華学院」の校友生より日本社会に適合しようとしていないというのではなく、「山手中華学校」の校友生の方が自国を敬う教育を受けて愛国心が強いためであると考えられる。

① 華僑世代について

表7 横浜華僑学校の校友生の華僑世代分布表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年 7頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 485頁より作成)

では、この調査の行った両校の校友生の華人⁴⁾も含む、華僑世代について表7を参考にしながら論じよう。まず、この調査では半数以上が華僑世代の2世であることがわかる。また、その次に華僑世代の3世が多いことがわかる⁵⁾。両校ともに華僑学校が1952年に分裂して以降の校友生に対する調査であることから、華僑世代でいうところの2世代目、3世代目が多いといえる。また、華僑世代の1世代目に比べて2世代目、3世代目が多いということは、日本で生活している時間が非常に長く、国籍が中国(あるは台湾)であっても日本人化しつつある華僑が多いということであろう。

以上、「中華学院」と「山手中華学校」の調査対象について述べてきた。先述したように、この調査対象の年代、性別、年齢、国籍、華僑世代が異なることがわかった。

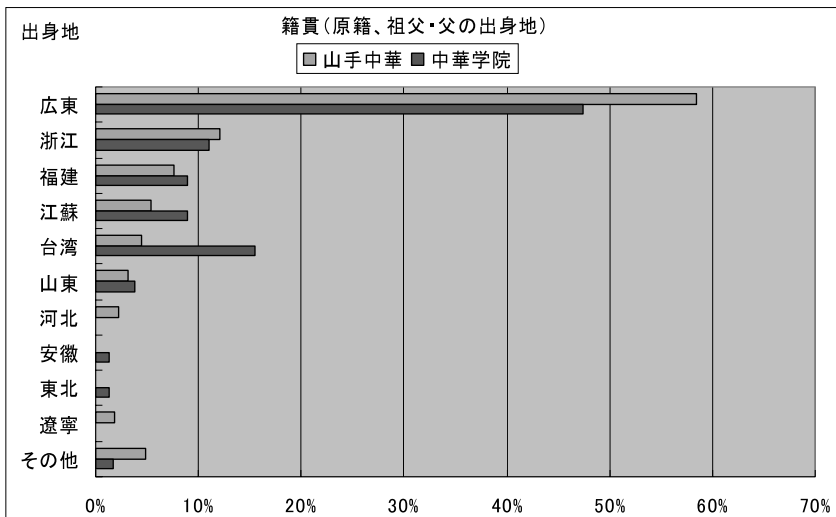
② 籍貫について

では、卒業生の「籍貫」、つまり、原籍あるいは祖父・父の出身地別にみてもとどのような傾向があるか表8をつかって説明しよう。横浜中華街では、もともと横浜が開港して以来、広東出身の中国人が数多く在住していたことから、華僑学校である、「山手中華学校」と「中華学院」の卒業生では、「籍貫」が広東省である人が非常に多く、両校の校友生の半数前後を占めていることがこの表からわかる。また、台湾を除いて両校ともに次に多い校友生の「籍貫」が浙江省で10%程度あり、3番目に多いのが福建省である。この結果は、広東出身者と同様に、横浜が開港して以来、多くの浙江省や福建省出身の人が来浜したことが理由であろう。その他の「籍貫」には、江蘇省、台湾、山東省などが両校の校友生にはい

るといことが表8からわかる。

また、表8の注目すべき点は、やはり両校における「籍貫」が台湾の人の割合である。表8によれば、「中華学院」の校友生は、「山手中華学校」より「籍貫」が台湾の人の割合が多く、「中華学院」の校友生の15%が台湾の「籍貫」である。それに対して、「山手中華学校」の場合は、台湾の「籍貫」の校友生は、わずか5%にしか満たない。この原因としては、華僑学校が分裂した後に中華学院では中華民国の支持派が学校運営に携わってきており、教育内容も中華民国僑務委員会の認定を受けた教科書を使用していることから「籍貫」が台湾の人が多くと見られる。一方で、山手中華学校では華僑学校が分裂後、中華人民共和国の支持派が教師になり、学校を運営したことから毛沢東を支持するような思想が教育されていたため「籍貫」が台湾の人が少ないといえる。要するに、思想にしても教育内容にしても中華民国の支持派である横浜中華学院には「籍貫」が台湾の人が多く、その逆に、中華人民共和国を支持するという思想を持ち、教育を行っている横浜山手中華学校では「籍貫」が台湾は少ないのである。

表8 2つの横浜華僑学校の校友生の籍貫別表

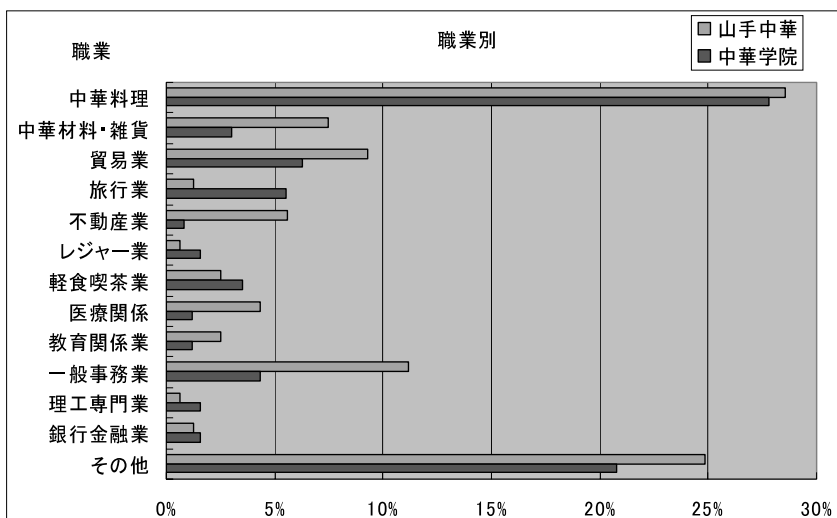


(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、5頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 484頁より作成)

③職業について

次に、両校の校友生の職業についてみていこう。まず、表9によれば両校の校友生の職業は、中華料理業が圧倒的に多いことがわかる。これは第2章でも論じたように、「内地雑居令」の発効以降、横浜の多くの華僑が従事する職業として中華料理業が上げられ、現在でも根強く横浜華僑の職業として代表的なものといえよう。また、その他にも両校の校友生にいえことは、中華材料・雑貨、あるいは貿易など中国と関係している職業に携わっている人が多いといえよう。やはり中国語を話せるため中国との貿易に携る人が多いと考えられる。さらに、表9からわかることは、一般事務を含め、医療、金融、不動産、教育関係業など様々な職業に従事している。また、「その他」と分類された職業として、「中華学院」の場合は、美容師、洋裁、航空会社、ホテル業、建築業などで、「山手中華学校」の場合は、航空会社、翻訳業、建築業などである。このように、全体的にみて両校の校友生は、中華料理業が多いものの、かなり広く多業種に分布していることがわかる。しかし、校友生の中には日本企業などで国籍による差別を受けたり、日本では国籍により職種が制限されたりする場合があります、現在では改善されつつあるが就職にあたって問題が生じていることもあるという⁶⁾。

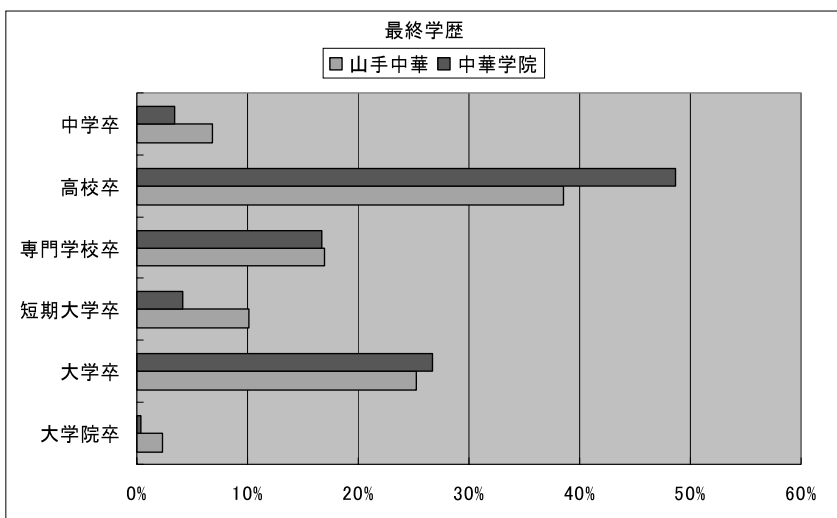
表9 2つの横浜華僑学校の校友生の職業別表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、8頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 487頁より作成)

④最終学歴について

表10 2つの横浜華僑学校の校友生の最終学歴の表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、8頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 486頁より作成)

では、両校の卒業生の最終学歴を見てみよう。表10では、「山手中華学校」も「中華学院」も最終学歴が最も多いのが高校卒であることがわかる。特に「中華学院」では高校卒が50%近くおり、中学卒が「山手中華学校」より少ないことがわかる。これは、「中華学院」では進学を希望すればそのまま高校まで通うことができるからだといえる。

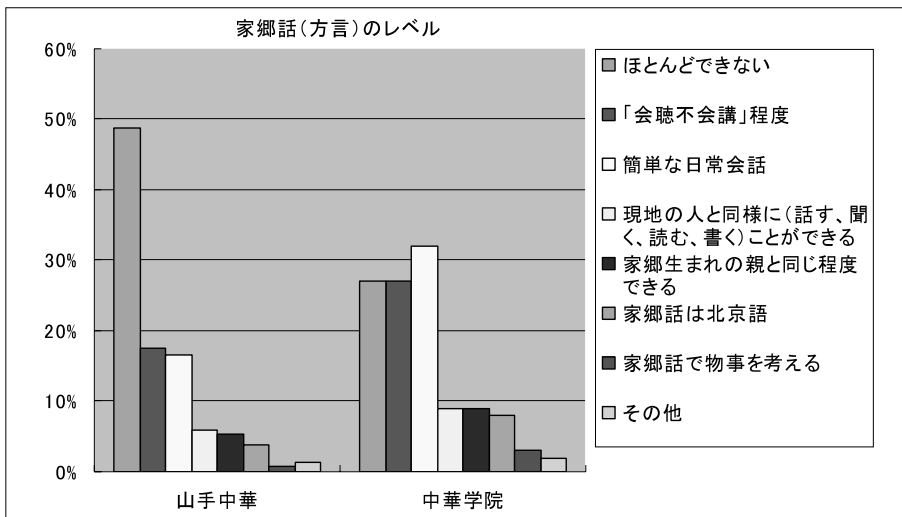
一方で、「山手中華学校」では一時期の間、高校が開校されていたが現在では廃校になっており、基本

的には中学校まで教育を受けられるが、校友生の中には日本の高校に進学せずにいるため中学卒が「中華学院」に比べるとやや多いと考えられる。また次に多いのが大学卒である。「山手中華学校」の場合、日本の高校に進学するため日本の大学に進学することは容易であると考えられる。しかし「中華学院」の場合、後で詳しく述べるが、日本の大学に進学するためには大学入学資格検定（大検）を受験する必要があったので容易に進学できるものではないのにも関わらず、「山手中華学校」の校友生よりも多く20%以上が大学卒であることがわかった。そして、両校ともに専門学校卒の人が約15%以上いることがわかった。このことから、日本の義務教育以上の高等教育を受けている華僑が多いことがわかる。

(2) 言語に関する意識調査

① 家郷話（方言）について

表11 2つの横浜華僑学校の校友生の家郷話（方言）のレベル別表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、19頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 489頁より作成)

では、両校の卒業生の家郷話（方言）のレベルについて表11をつかって説明しよう。

まず、ここでいう「家郷話」とはそれぞれの出身地別の方言のことである。先述したように、横浜の華僑は、広東・浙江・福建の出身者が多く、その他にも横浜の華僑には江蘇・山東・東北・河北などの出身者がおり、かつては各々の家庭でそれぞれ異なる方言を話していたと思われる。そこで、今回は両校の卒業生がどの程度、家郷話（方言）を話すことができるかについて調査が行われた。

表11によると、「山手中華学校」の場合、家郷話（方言）が「ほとんどできない」人が最も多く50%近くいることがわかる。この理由としては華僑世代の2・3世が調査の対象となっており、日本で生まれ育っているため、日常生活において家郷話を使うことがほとんどないからだと考えられる。また、「山手中華学校」では家郷話（方言）に対して「会聴不会講」、つまり、聞くことはできるが話すことができないという程度の人の方が次に多く、20%弱であった。これは祖父母や両親が会話をしているのを少なからず聞く機会があったからだと思われる。さらに簡単な会話ができる人が15%くらいいるとの結果がでた。

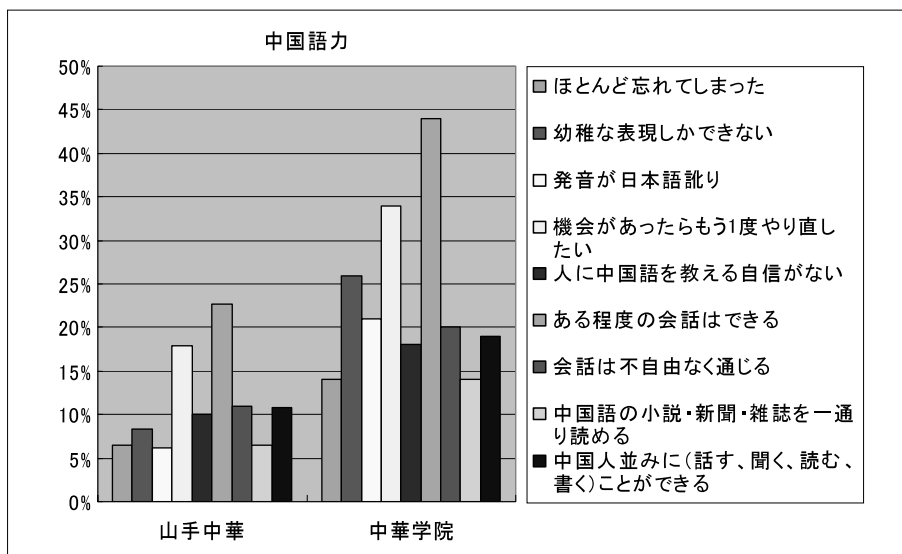
一方、「中華学院」では、簡単な会話であれば、話せる人が最も多いことがわかった。これは、先述したように調査した年代が「山手中華学校」より10年以上違うため、「中華学院」の調査が行われた時代にはまだ家郷話を話せる年配の方が多く健在しており、日常的に家郷話を話す機会が現在よりあったの

ではないかと推測する。また、「中華学院」では次に「ほとんどできない」と「会聴不会講」、つまり、聞くことはできるが話すことができないという程度の人が同じくらいに多く20%以上いた。

両校で共通していえることは、「現地の人と同様に話し、聞き、読み、書きできる」人や「家郷生まれの親と同じ程度できる」人、または、「家郷話で物事を考える」人は10%にも満たなかった。家郷話が北京語である人を除き、各々の家郷話を話せる華僑が徐々に減少しているといえよう。そして、家郷話を使って自己表現するまで使いこなせる人は非常に少ないようである。

②中国語力について

表12 2つの横浜華僑学校の校友生の中国語力の表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、16頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 489頁より作成)

では、次に校友生の中国語力について、表12を使って分析していこう。まず、表12からわかることは、両校の校友生とも中国語を「ある程度の会話はできる」と回答している。しかし、その一方で、目立つ項目は「機会があればもう一度やり直したい」というものである。これは、筆者自身にもいえることなのであるが、幼少のころに学んだことは継続して学習しないと忘れてしまうことが原因であると思う。また、社会にでた際に、仕事をする上で中国語の必要性を感じ、再び中国語を学びたいという気持ちになるのではなかろうか。

そのほかに、中華学院の場合は、「会話は不自由なく通じる」という人が20%程度いる一方で、「幼稚な表現しかできない」人や「中国語の発音が日本語訛りである」という人が20%以上いることがわかる。このことから、中国語力としては中国語を使って意思の疎通が図れるにもかかわらず、本場の中国語ではないと感じているようである。

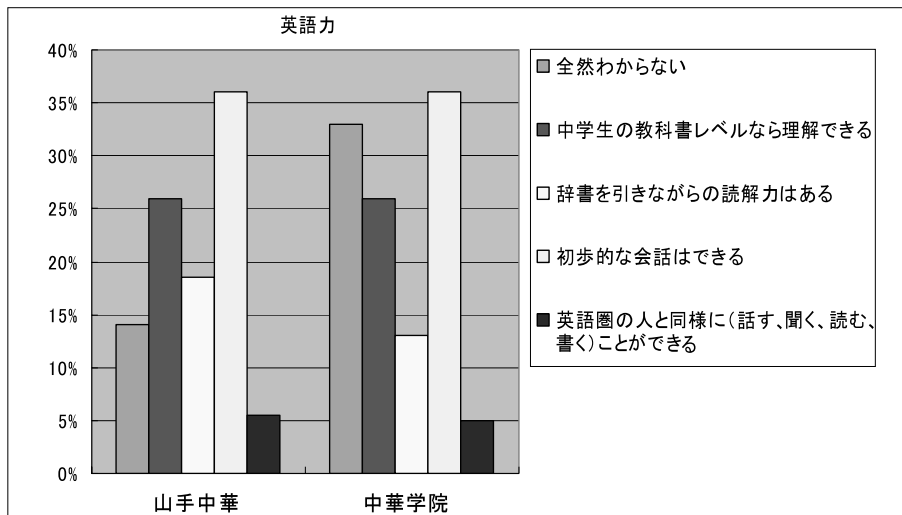
そして、「中国語の小説・新聞・雑誌などが一通り読める」と「中国人並に話す、聞く、読む、書くことができる」人は「中華学院」の校友生の方が、「山手中華学校」より多いことがわかった。この理由の一つとしては、「中華学院」では小学校から高校まであり、一貫して多くの時間を中国語の授業に割いているので、「山手中華学校」では高校が一時的にあったものの、中国語を教育する年数が少なくとも「中華学院」より3年少ないため、「中国語の小説・新聞・雑誌などが一通り読める」と「中国人並に

話す、聞く、読む、書くことができる」人の割合が少ないのではなからうか。

とはいえ、全体的にみて両校ともに共通しているのは、ある程度の中国語の読み書きができるということである。

③英語力について

表13 2つの横浜華僑学校の校友生の英語力の表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、19頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 489頁より作成)

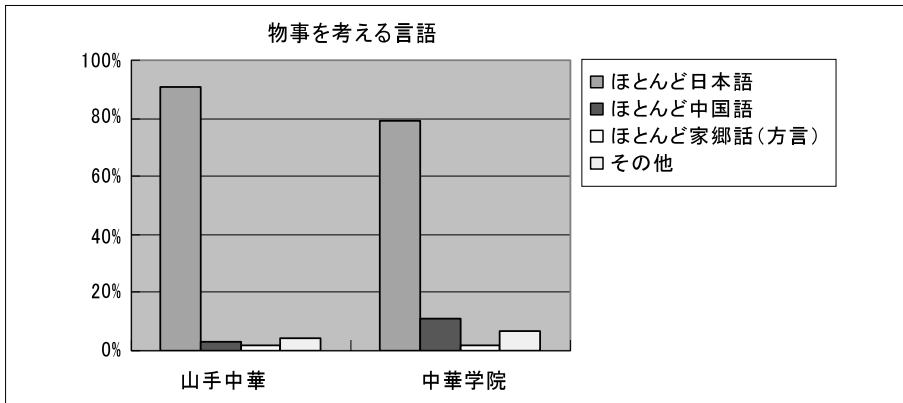
では、英語力について見ていこう。英語力に関して言えば、両校とも「初歩的な英会話ができる」という回答が多かった。この一つの要因として、横浜には多くの外国人が居住しており、英語を使って会話をする機会があるからではないだろうか。それに加えて、華僑は日本人に比べて外国語を学ぶことへの抵抗がないということも考えられる。そして、「中華学院」のほうが、「初歩的な英会話ができる」という回答がやや多かった理由としては、現在のように小学1年生から英会話は導入されていなかったが、小学校高学年には英語の授業があったことが回答の結果に反映されたと考えられる。

また、表13からわかることは、両校とも「中学生の英語の教科書レベルなら理解できる」人が25%以上で、「辞書をひきながらの読解力はある」人は15%前後であった。つまり、義務教育を終了した一般的な英語能力は、身につけているようである。さらに「中華学院」の場合は、「全然わからない」と回答している人が非常に目立っており、30%以上いる。しかし、「山手中華学校」の場合は「中華学院」の半数の15%未満であった。これは、意外な結果であるが、「英語」の授業数の問題ではなく、生徒たちの理解力や身につける力が乏しいため生じた結果ではないだろうか。そして、「中華学院」では、「英語圏の人と同様に話す、聞く、読務、書くことができる」人は5%に過ぎないが、「山手中華学校」は「中華学院」よりもやや多いものの、5%強であった。

このよう両校に共通していることは、「初歩的な英会話ができる」ということである。しかし、その一方で「中華学院」の校友生の方が「山手中華学校」より英語が「全然わからない」人が多いということである。

④物事を考える言語について

表14 2つの横浜華僑学校の校友生の物事を考える言語別の表



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、36頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 495頁より作成)

では、物事を考えるときにどの言語で考えているのかについてみていこう。まず、物事を考える言語として両校に共通しているのが、「ほとんどが日本語」で考える人で、全体の80%以上に達している。また、「中華学院」では「ほとんど中国語」で物事を考える人が10%程度いるのに対して、「山手中華学校」では「ほとんど中国語」で物事を考える人は、ごく少数であり、「家郷話で物事を考える」人はさらに少ないことがわかる。表14からいえることは、先述したようにこの調査の対象の多くが華僑世代の2代目、3代目であることから、日本社会の中で生まれ育ち、日本社会に融合しているため、日本語を中心に物事を考えるような環境で生活しているからではないだろうか。

⑤中国語の位置づけ

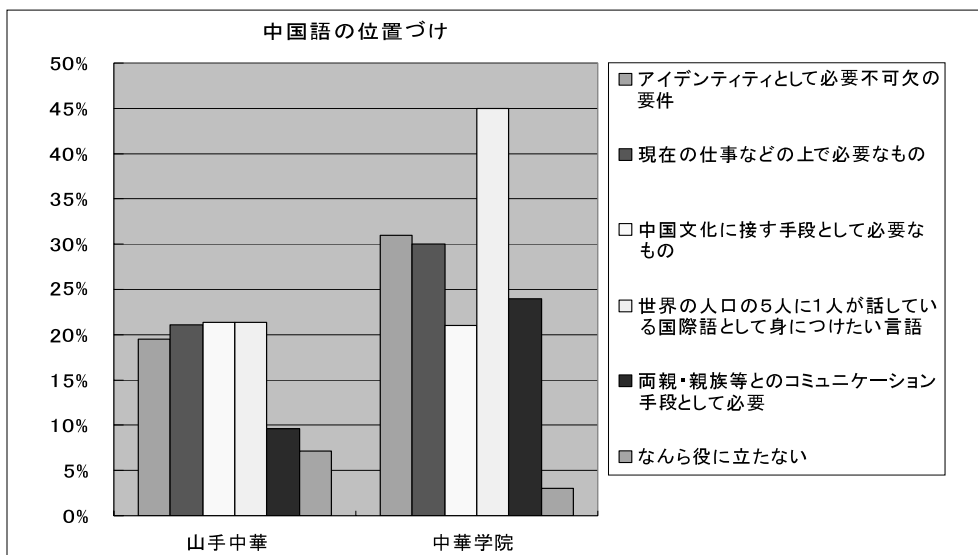
では、次に両校の校友生にとって中国語とはどのような意味を持つのかを表15をみて説明しよう。

表15では「山手中華学校」の校友生の場合、中国語は「世界の人口の5人に1人が話している国際語として身につけたい言語である」と考える人、「中国文化に接する手段として必要なもの」と考える人と「現在の仕事などの上で必要なものである」と考える人、あるいは、「アイデンティティとして必要不可欠の要件である」と考える人がほぼ20%前後いることがわかる。その一方で、「山手中華学校」の10%以下の方が、中国語は「両親・親族等とのコミュニケーション手段として必要」と考えており、中には「なんら役に立たない」と考える人もいることがわかる。

「中華学院」の場合では、中国語は「世界の人口の5人に1人が話している国際語として身につけたい言語である」と考える人が最も多く45%近くいることがわかる。また、「アイデンティティとして必要不可欠の要件である」と考える人と「現在の仕事などの上で必要なものである」と考える人が30%程度いる。さらに、「両親・親族等とのコミュニケーション手段として必要」と考えている人が20%以上いて、「山手中華学校」の校友生より10%程度多い結果になっている。そして、中国語が「なんら役に立たない」と考える人は、「山手中華学校」の卒業生よりはるかに少なく、5%以下の結果になっている。このように表15をみてみると、両校とも全体的にみて中国語を「アイデンティティとして必要不可欠の要件である」と考える人は、筆者の予想以上に少ないことがわかった。つまり、この調査は華僑世代の2世・3世がほとんどの対象であるが、中国語を「アイデンティティとして必要不可欠の要件である」と考える人より中国語は「世界の人口の5人に1人が話している国際語として身につけたい言語である」

と考える人の割合が多いことから、華僑は中国語を「母国語」として認識するというより「国際語」であると認識しているようである。したがって、華僑の中国語に対する意識が変化しているのではないかと思う。

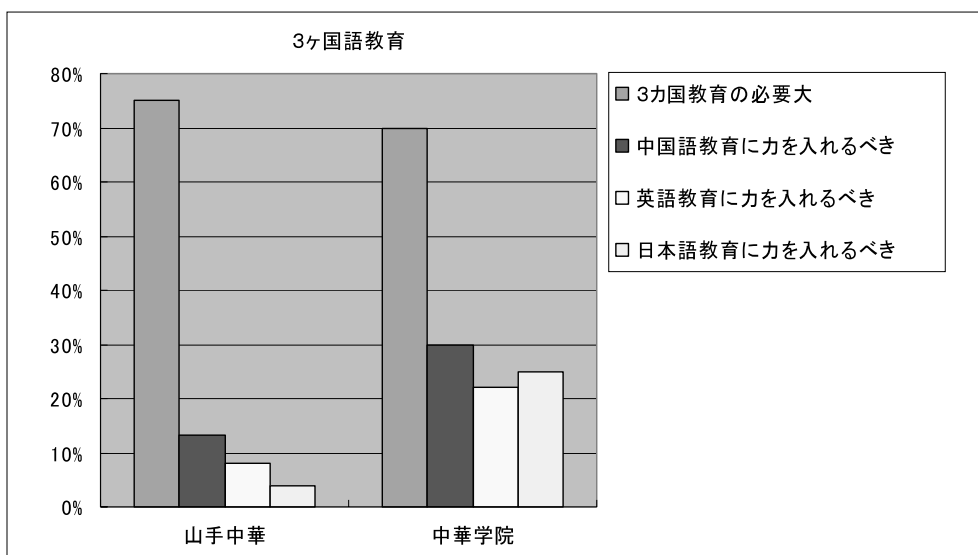
表15 2つの横浜華僑学校の校友生の中国語の位置づけ



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、36頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 496頁より作成)

⑥ 3ヶ国教育について

表16 2つの横浜華僑学校の校友生の3ヶ国教育への意識



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、15頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 488頁より作成)

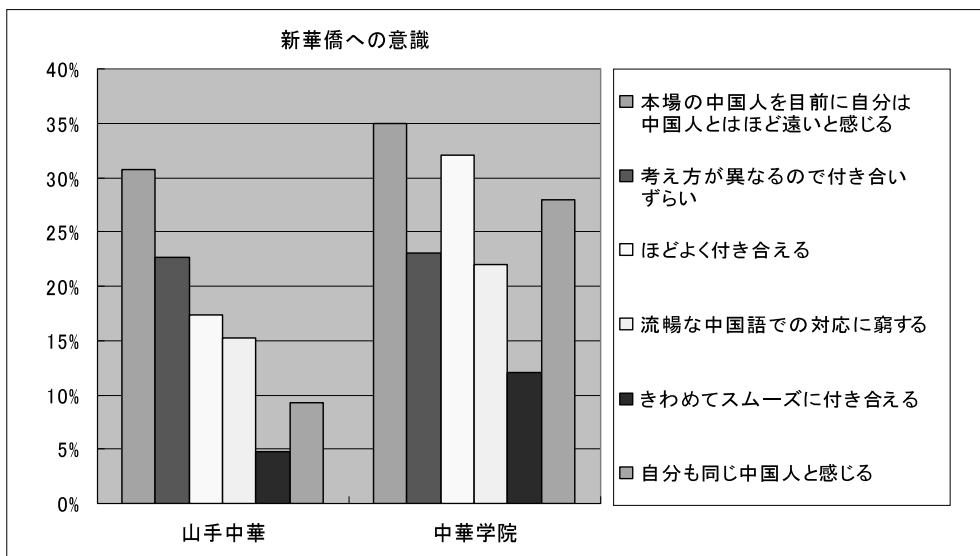
では、両校の3ヶ国教育に対する意識はどのようなものであろうか。両校ともに表16からは、「3ヶ国教育は必要が大きい」と80%以上の校友生が感じている。また、「中国語教育に力を入れるべきである」と考えている人が「山手中華学校」では10%以上、「中華学院」では30%程度いる。これは、先述した表12の中国語力に比例していえることだが、中国語はある程度はできるものの機会があればもう一度学びたいと考えている人が多かったことから、校友生が受けていた中国語の授業よりも更に充実した中国語の授業を行うべきであると考えているからであろう。続いて、「山手中華学校」の場合は、「英語教育に力を入れるべきだ」と思っている人が10%以上おり、最後に「日本語教育に力を入れるべきだ」という結果となった。その一方で、「中華学院」の場合は、中国語の次に「日本語教育に力を入れるべきである」という人が20%以上おり、最後に「英語教育に力を入れるべきである」と考えている人が20%程度いる。

このことから「中華学院」では、「山手中華学校」に比べて中国語・日本語・英語のそれぞれの言語に対して力をいれて教育を行っていく必要があると考えている。とはいえ、3ヶ国教育の必要性があるとしながらも、両校では中国語に大きな比重をかけるべきであると考えているようである。

(3) アイデンティティについて

① 新華僑への意識

表17 2つの横浜華僑学校の校友生が新華僑へ抱く意識



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、39頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 496頁より作成)

では、新華僑⁷⁾に対して両校の校友生はどのような感覚をもっているのか見ていきたい。両校ともにいえることは、「本場の中国人を目前に自分は中国人とはほど遠いと感じる」という人が30%以上いる。また、新華僑との「考え方が異なるので付き合いづらい」と感じる人が両校とも20%以上いることがわかる。この結果からわかることは華僑世代の2・3世(「老華僑」)は、新華僑に対して風貌を含め、自分たちと違った価値観をもっていると考えていることがわかる。例えば、新華僑の場合、朝晩を問わず休まずに働き、故郷に残してきた家族のために一生懸命に働くと言うことが当たり前のように考えている。しかし、生活基盤が安定している華僑世代の2・3世(いわゆる「老華僑」)は、新華僑のように無

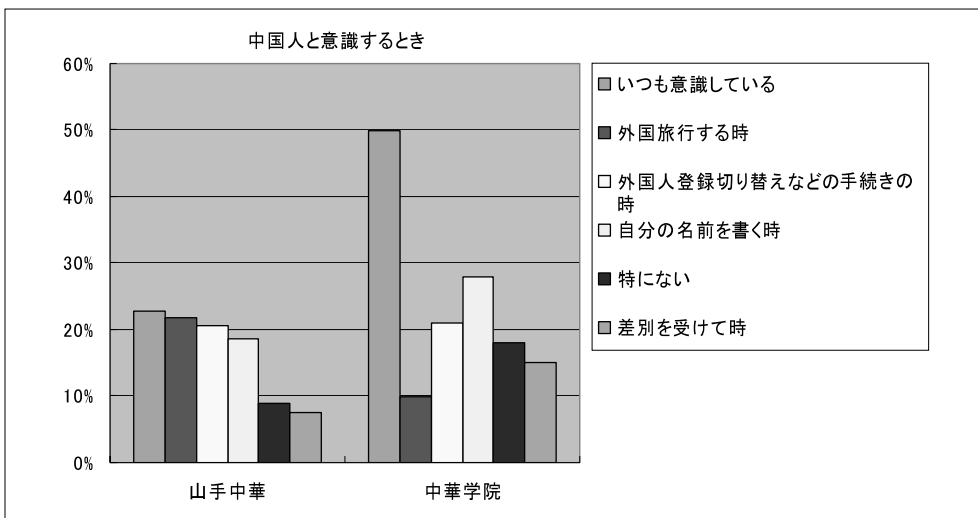
我夢中で働くことはないのである。要するに、働くということに関して違う価値観をもっていると言えるのである。そのため、「老華僑」は新華僑に対して理解し難い部分があるようである。そして、新華僑の「流暢な中国語の対応に窮する」と感じている人が「中華学院」には20%以上おり、「山手中華学校」には15%以上いることがわかる。このことから、新華僑に対して両校の校友生は少なくとも、自分たちとは違う感覚をもっている人々であると感じている。しかし、「中華学院」の場合、新華僑も「自分も同じ中国人である」と感じている人が30%弱いることがわかる。そして、新華僑と「ほどよく付き合える」人が30%以上いる。また、新華僑と「きわめてスムーズに付き合える」と感じている人は、「中華学院」では10%いた。

一方、「山手中華学校」では新華僑と「ほどよく付き合える」人が15%以上いるが、新華僑と「きわめてスムーズに付き合える」と感じている人は、5%にも満たないことがわかった。そして、新華僑も「自分も同じ中国人である」と感じている人が「中華学院」より少なく10%未満であった。

以上のように、老華僑による新華僑への意識は様々であることがわかった。ただ、注目すべき点としては、老華僑も新華僑も互いに商売相手、もしくは、友人として付き合うことは可能であるが、育ってきた環境や価値観の相違により、互いに「同じ中国人である」と感じる数が少ないようである。ここでは、新華僑が老華僑に対してどのように意識しているのかは、調査されていないので論じることはできないが、おそらく、新華僑も老華僑に対して「同じ中国人ではある」が、違う価値観を持った人が多いと感じていると筆者は推測する。

②中国人として意識する時

表18 2つの横浜華僑学校の校友生が中国人と意識する時



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、38頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 496頁より作成)

では、両校の校友生自身がどのようなときに中国人であると意識するかを見ていこう。まず、表18では「山手中華学校」の場合は、自分が中国人であると「いつも意識している」人、「外国に旅行へ行くとき」に中国人であることを意識する人と「外国人登録切り替えなどの手続きをする時」に中国人であることを意識する人は、ほぼ20%以上いることがわかった。また、「山手中華学校」の校友生の20%弱が「自分の名前を書く時」にも自分が中国人であると意識するという。中には、「特に意識しない」人や「差

別を受けた時」に中国人であると意識すると回答した人もいる。

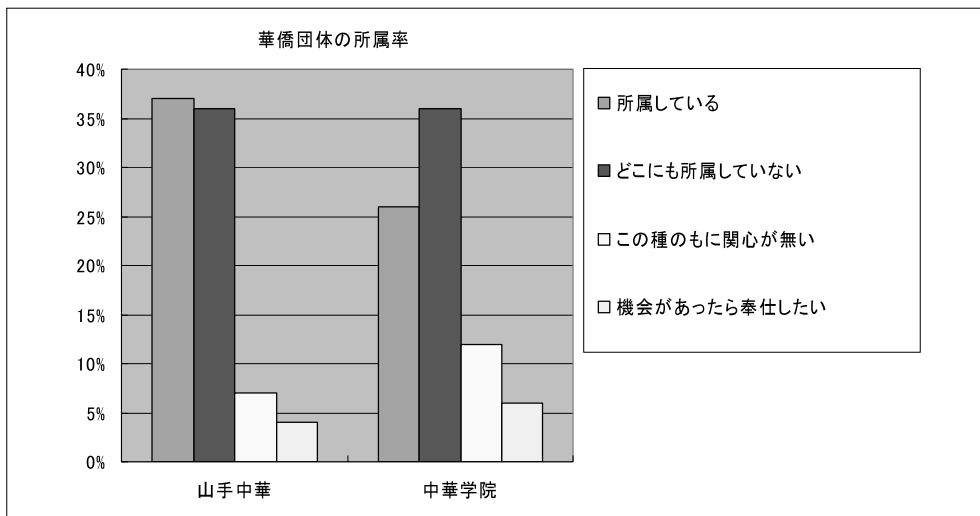
一方で、「中華学院」では自分が中国人であることを「いつも意識している」人が非常に多く、50%近くいることがわかった。この意識の違いは、先述したように華僑世代によって異なる場合があるので、「中華学院」の調査は「山手中華学校」のものより10年以上前のものであるため、このように中国人であることを「いつも意識している」という回答が一番多かったのではないかと考えられる。つまり、年代が上であればあるほど「自分が中国人である」といつも意識していると考えられる。その例として、この調査対象より少し年齢が上であるが、実際にインタビューを行った「中華学院」の前身である「中華公立小学校」の校友生で現在84歳の陳国澄さんは、自分は中国人であることを誇りに思っているとのことであった⁸⁾。

続いて「中華学院」の校友生は「自分の名前を書く時」に中国人であることを意識するという人が多く、また「外国人登録切り替えなどの手続きをする時」に中国人であることを意識する人はほぼ20%程度で、「山手中華学校」の校友生と同様である。さらに、「山手中華学校」に比べて「中華学院」の校友生は中国人であることを「特に意識しない」人が多く、15%以上いた。

このように表18をみてみると、両校とも自分が中国人であることを「いつも意識している」人が多い。これはやはり調査対象である華僑が、異国の地にいながら中国語や中国文化についての教育を受けてきた結果であろう。

③華僑団体の所属率

表19 2つの横浜華僑学校の校友生が華僑団体等へ所属している割合



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、50頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 499頁より作成)

では、表19をもとに両校の校友生がどのくらいの割合で華僑団体に所属しているかを見ていこう。ただし、この調査では数多く存在する華僑団体を意味し、特定の華僑団体について調査したものではないので、そのことを考慮して論じる。まず、「山手中華学校」の場合、華僑団体に「所属している」人も「どこにも所属していない」人も35%以上であるが、若干の差で華僑団体に「所属している」人の方が上回っている。また、「山手中華学校」の場合は「この種のものに関心がない」という人は5%以上おり、「機会があったら奉仕したい」という人は5%以下であった。

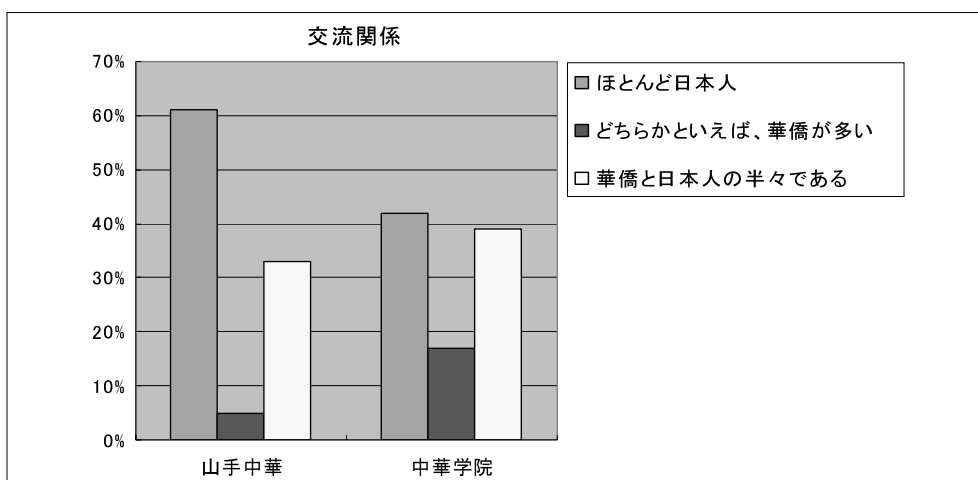
一方、「中華学院」の場合、華僑団体の「どこにも所属していない」人が極めて多く、35%以上いる。また、華僑団体に「所属している」人は「山手中華学校」よりも少なく、25%強である。さらに、「この種のものに関心が無い」人も「山手中華学校」より多く10%以上いる。だが、「機会があったら奉仕したい」という人は「山手中華学校」より多く、5%以上いる。

以上のような結果であるが、両校の校友生は華僑団体へ所属していても、かつてのような帰属意識は薄れてきているようである。その背景には、会館などの華僑団体の救済がなくとも華僑の2・3世にとって日本の中で容易に生活する環境が整ってきたことが要因で帰属意識が薄れてきているというのが現状である。

(4) 交友関係について

① 交流関係について

表20 2つの横浜華僑学校の校友生の交流関係



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、32頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 495頁より作成)

では、表20を参照しながら両校の校友生の交流関係について論じていこう。両校の校友生に共通することは、交流関係では「ほとんど日本人である」と回答した人が多いことである。特に、「山手中華学校」では、60%以上の方が「ほとんど日本人」と交流しているという。このことから、「山手中華学校」の校友生の多くが日本の高等学校に通っていたことから日本人との交流が多いと考えられる。

その一方で、「中華学院」の場合は40%強の人が「ほとんど日本人」と交流しているという結果になっており、「山手中華学校」より少ない。また、「華僑と日本人の半々である」と交流がある人は、「山手中華学校」も「中華学院」も30%から40%の間になっている。さらに、交流関係が「どちらかといえば、華僑が多い」という人は「中華学院」の方が多く、15%以上いるのに対して、「山手中華学校」の場合、5%程度であることがわかる。これは「中華学院」の場合、校舎が中華街の中にあり、高校まで「中華学院」に通っていたためだと考えられる。

① 親友関係

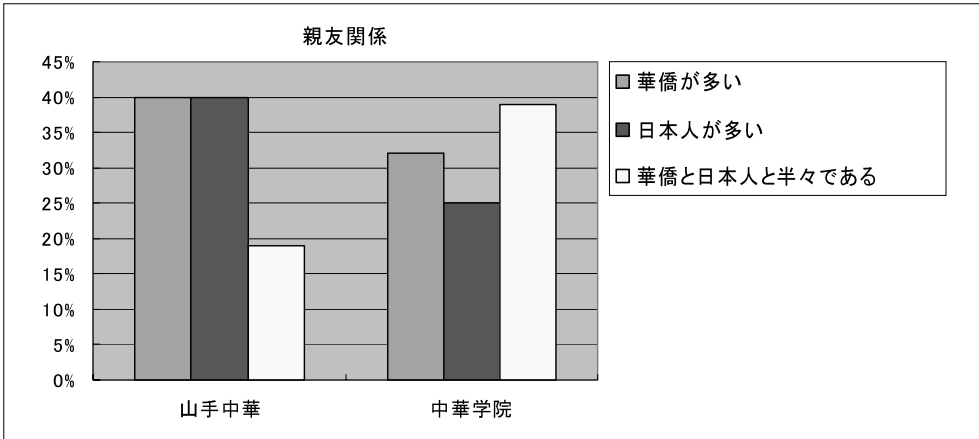
表21をもとに両校の親友についての調査を見てみよう。「山手中華学校」の場合、親友が「華僑が多い」と「日本人が多い」と40%という同じ値を示している。また、親友が「華僑と日本人の半々である」

という人は20%弱であった。

これに対して「中華学院」の場合、親友が「華僑と日本人と半々である」人が40%近くいる。また、親友に「華僑が多い」人が30%以上おり、親友が「日本人が多い」という人が25%程度である。

表21の結果、この調査は横浜の華僑に対して行われたものであるが、出身校である「中華学院」と「山手中華学校」の違いにより、異なった結果がでていいる。つまり、「中華学院」の校友生は高等学校まで通う者が多く、大学に進学しなかった場合、交友関係の範囲が限られてきてしまうことが考えられる。一方、「山手中華学校」では中学校を卒業すると日本の高等学校に通うため、交友範囲も広がっていくのである。要するに、交友範囲の広さにより、親友の関係において日本人や華僑という枠組みを超えて信頼関係を築けるのではないだろうか。また、表21の結果から、両校の校友生が華僑学校を卒業したからといって信頼できる友人は、華僑だけであるとは限らないということがわかる。

表21 2つの横浜華僑学校の校友生の親友関係

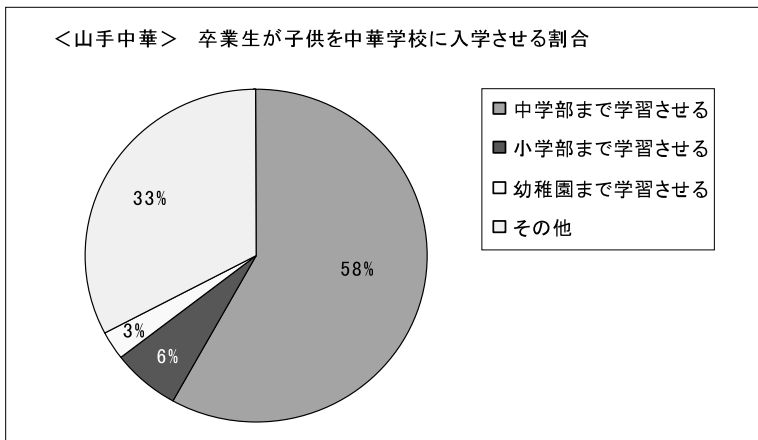


(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、32頁、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 495頁より作成)

(5) 校友生が母校に子弟を入学させる割合

①山手中華学校

表22 横浜山手中華学校の校友生が母校に子弟を入学させる割合



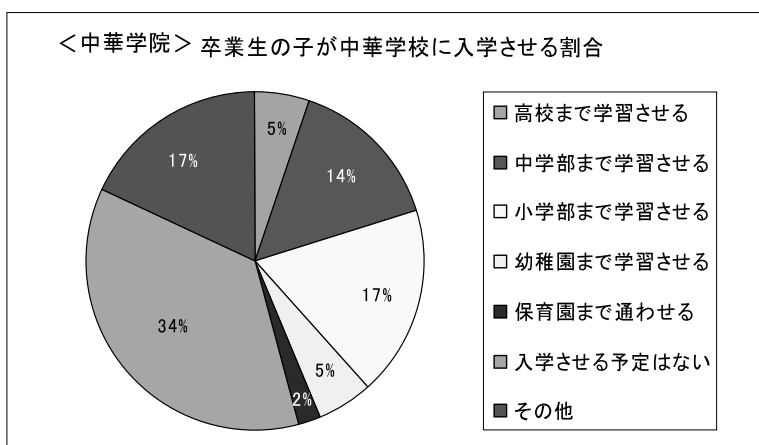
(出典：横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 488頁より作成)

では、表22を使い「山手中華学校」の校友生が自分の子供を母校に入学させたいかどうかの調査をみてこう。「山手中華学校」の校友生の場合、子供を「中学部まで学習させたい」と考える人が58%いる。これは先述したように、校友生の多くが自分の子供にも3ヶ国語教育が必要であると考えているためであろう。また、次に多いのが「その他」で30%以上である。「その他」を回答した人の中には、かつての思想教育が現在でも行われていると思い、入学を希望しない校友生がいたという。また、市外地に住んでいるため通学が困難であるという理由から入学をさせるかどうか考えている校友生も「その他」には含まれているため、「その他」の割合が大きくなったと思われる。さらに、子供を「小学部まで学習させたい」、もしくは「幼稚園まで学習させたい」と考えている人は10%にも達していない。

このように、母校に入学させるのであれば中学部まで通わせたいと考える者が多くいることがわかった。

②中華学院

表23 横浜中華学院の校友生が母校に子弟を入学させる割合



(出典：杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書1991年、11 12頁より作成)

では、表23で「中華学院」の校友生が子供を母校に入学させたいかどうかについてみていこう。

「中華学院」の場合、最も多かったのが「入学させる予定はない」というもので35%近くいた。この理由として、日本に永住するため日本人と同じ教育を自分の子供には受けさせたいと考える者、通学時間がかかるので入学させない者や進学のことを考えて自分の子供を日本の学校に通わせる者などが多いためであろう。また、「小学部まで学習させる」という人と、「その他」と回答した人がそれぞれ17%であった。さらに、「中学部まで学習させる」という人が14%である。そして、「高校まで学習させる」という人と「幼稚園まで学習させる」という人は5%で少ないことがわかる。また、「保育園まで預ける」という人はわずかしかない。

このことから、自分の子弟を母校で「高校まで学習させたい」と考える者が少ないのは、この調査が行われた当時、「中華学院」では、後で詳しく述べる大学進学に関する問題があったことが原因であると考えられる。つまり、「中華学院」の高校を卒業しても大学入学資格検定(大検)を受ける必要があり、ごく一部の日本の大学にしか進学することができなかったからである。これは、日本に永住を考えている校友生にとってもその子供たちにとっても重要な問題である。そのため、「中華学院」の高校に通わせたいと思う者は非常に少なかったと考えられる。

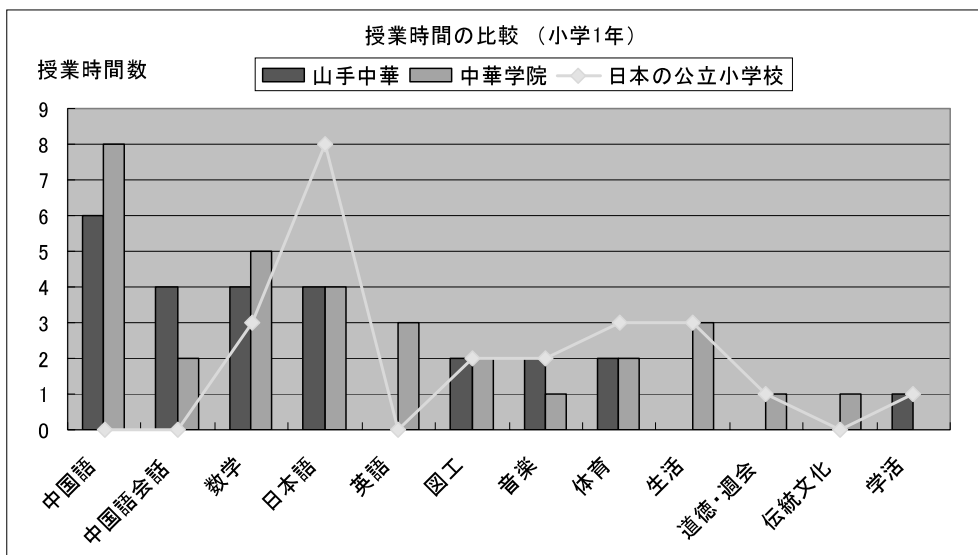
2、授業時間の比較

では、次に2004年度の教育課程表をもとに「山手中華学校」と「中華学院」の小学1年から高校3年までの授業時間を日本の公立学校を基準に比較していく。ただし、「山手中華学校」の高校はすでに廃校になっているので、1970年の教育課程表をもとに筆者が作成した表を参考にしていく。そして、この比較によって横浜の華僑学校の共通点と相違点について論じ、さらに日本の公立学校との違いを分析していきたい。

(1) 小学校の授業時間数の比較

①小学1年生

表24 小学1年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成)

表25 2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の合計授業時間数の比較

学校名 \ 学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
中華学院	32	33	34	34	36	35
山手中華学校	25	26	30	32	34	34
公立小学校	23	24	25	27	27	28

(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成)

では、「山手中華学校」と「中華学院」と日本の公立小学校の1週間の授業時間数を比較してみよう。まず小学1年生の場合、表24と表25を参照しながら論じていこう。はじめに、表24からわかることは、もちろん日本の公立小学校の授業にはない中国語の授業時間数が両校ともに多いことである。「山手中華」の場合、中国語の授業は1週間に6時間であるのに対して、「中華学院」の場合は1週間に8時間の中国語の授業があるので「山手中華学校」より2時間も「中国語」の授業が多いことがわかる。また、

中国語会話では「山手中華学校」は1週間に4時間あるのに対して、「中華学院」は2時間で、「山手中華学校」の半分の時間であることがわかる。これは、「中華学院」よりも「山手中華学校」の方が中国語会話の授業に重点をおいているように感じる。しかし、基本的には両校ともに学校内での会話は中国語であるので、おそらく近年では「山手中華学校」の方が「中華学院」に比べて家庭内で中国語を話さない生徒が多いため、そのことを考慮して授業が行われていると考えられる。また、「数学」(いわゆる「算数」)は日本の公立の小学1年生の場合、1週間に3時間であるのに対して、「山手中華学校」では4時間で、「中華学院」では5時間の数学の授業がある。このことから、横浜の華僑学校では「数学」に力を入れているといえよう。そして両校ともに「数学」は中国語で授業を行っているのが特徴である。さらに、横浜の華僑学校での「日本語」(「国語」)の授業は、日本の公立の小学1年生では8時間あるのに対し、横浜の華僑学校の両校は日本の公立小学校より半分少ない4時間である。このことは、日本の公立の小学1年生に比べて日本語教育が十分にされていないといえる。それに加えて、「中華学院」では「英語」の授業が小学1年から週に3時間あることや中国の「伝統文化」という授業が週に1時間あることが特徴である。一方で、「山手中華」では「生活」という授業は1時間もないことがわかった。そして、「体育」の授業は日本の公立の小学1年生では3時間あるのに対して、横浜の華僑学校の2校は、「体育」の授業時間数が2時間である。しかし、筆者は実際に2校の華僑学校を見学したが、授業と授業の休み時間の間に小学校の全学年が一緒になって体操、いわゆる、ラジオ体操のようなものを行っていた。このことから、休み時間を有効に使い、体育の授業時間数の少ないことを補っているようであった。

以上、表24を参考に小学1年生の場合の科目別に授業時間数を比較してきた。やはり、全体を通していえることは、横浜の華僑学校の2校のほうが日本の公立小学校に比べて授業時間数が多く、「中国語」に対して多くの時間を割いているということである。また、表25からもわかるように、「中華学院」の1週間の合計の授業時間数が32時間で、「山手中華学校」で1週間の合計授業時間数が25時間である。それに対して、日本の公立の小学1年生は1週間の合計授業時間数が23時間であり、「山手中華学校」より2時間少なく、「中華学院」より10時間少ないことがわかる。これは、横浜の華僑学校が両校ともに、日本の公立小学校の休日である土曜日も授業していることから、1週間の合計授業時間数が非常に多くとも、すべての授業を消化することが可能であるといえる。

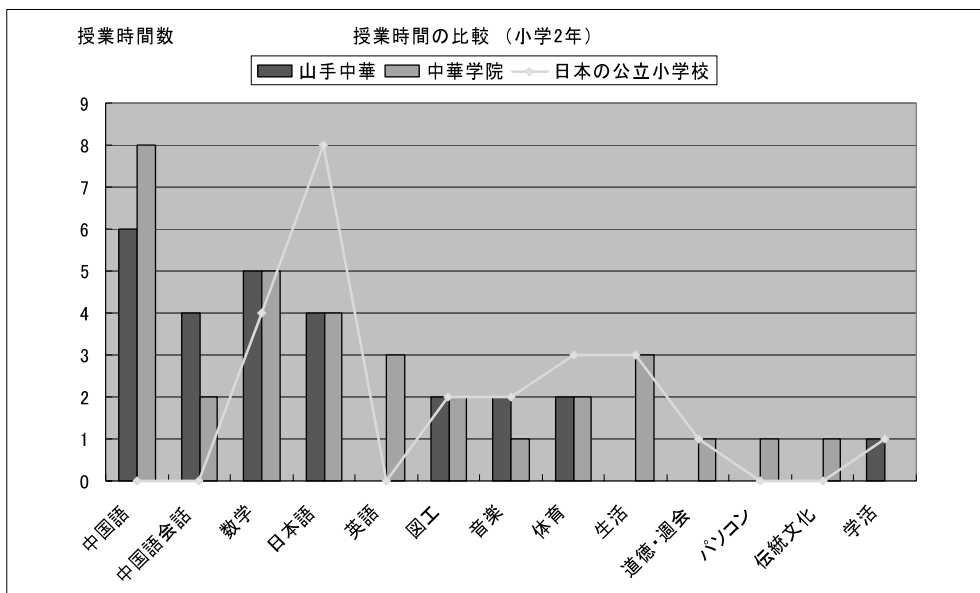
②小学2年生

では、小学2年生の場合を比較してみよう。表24と表26を比較してわかるように、横浜の華僑学校では小学1年生と同様に、小学2年生の「中国語」の授業が、それぞれ「山手中華学校」では6時間、「中華学院」では8時間ある。また、「中国語会話」も小学1年生と同様に、小学2年生でもそれぞれ「山手中華学校」では4時間、「中華学院」では2時間である。そして、小学2年生の「数学」の授業は、「山手中華学校」では小学1年生の時より1時間増えて5時間となり、「中華学院」と同じ時間数である。しかし、これは華僑学校の両校とも日本の公立の小学2年生より授業時間数が1時間多くになっており、「数学」に力を入れていることがうかがえる。特に、「山手中華学校」では「数学」の授業では考える力を身につけさせるため、答えを導くまでの過程を重視して教えているという。例えば、 $1 + 2 =$ という問題を解くのではなく、 $+$ $= 3$ であるというように、答えを導くまでには幾通りも考えられるものを教材として利用しているという⁹⁾。さらに、「日本語」(「国語」)に対しては、小学1年生のときと同じように、華僑学校の両校は、日本の公立の小学2年生の半数の授業時間数しかないことがわかる。そのほかに、「中華学院」の小学2年生の特徴として、「パソコン」の授業が1時間あることである。

そして、表25をみると、1週間の合計授業時間数は小学2年生になると「中華学院」では33時間で、「山手中華学校」では26時間、日本の公立小学校では24時間というように、小学1年生のときより1時間ずつ授業が増加していることがわかる。しかし、依然として、「中華学院」の1週間の合計授業時間数

が非常に多いことがわかる。

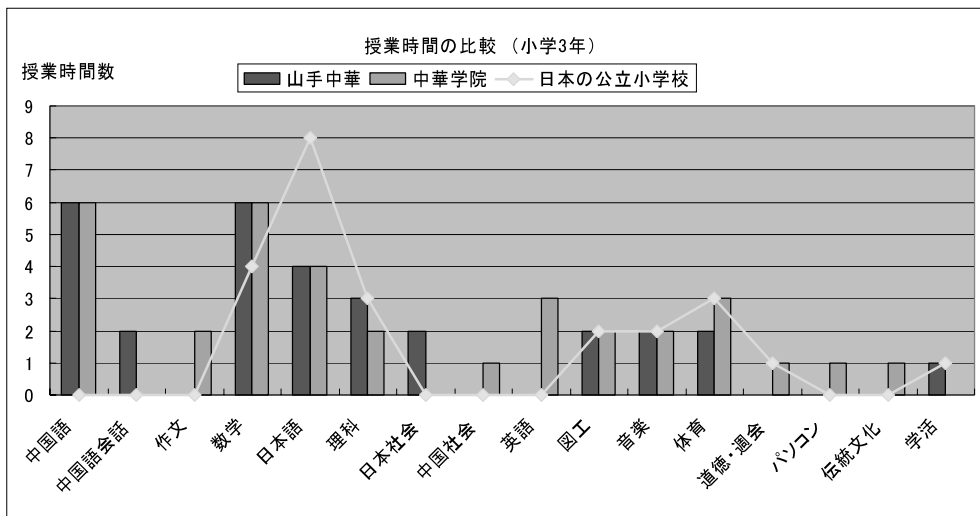
表26 小学2年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成)

③小学3年生

表27 小学3年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成)

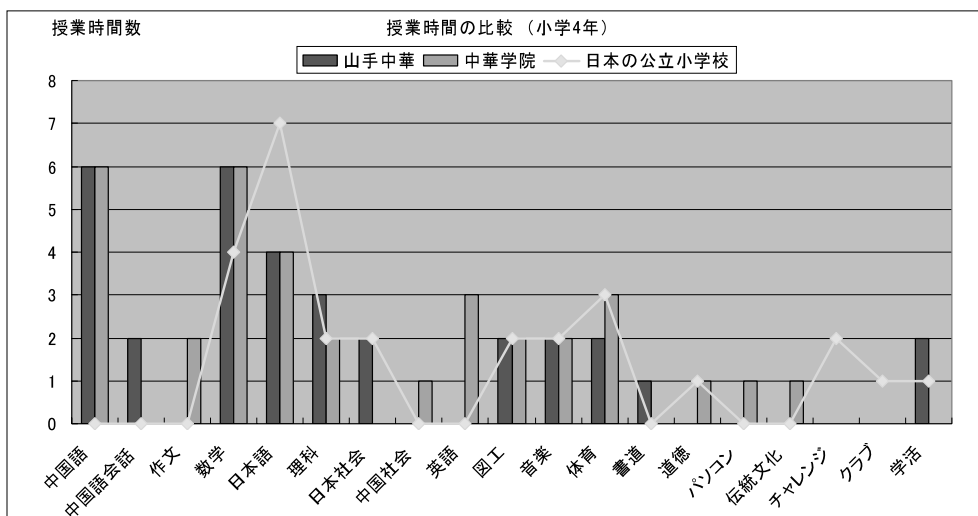
次に、小学3年生の場合を見ていこう。まず、表25からわかることは1週間の合計授業時間数が増加していることである。小学3年生の1週間の合計授業時間数は小学2年生のときと比べ、「中華学院」の場合、1時間多い34時間で、「山手中華学校」の場合は4時間多い30時間、日本の公立の小学3年生の場合は1時間多く26時間である。では、表26と表27を参考にそれぞれの学校でどのような授業が導入されているのかをみながら、授業時間数を比較していきたい。

まず、表26と表27を参考に横浜の華僑学校を中心にみると、「中華学院」で「中国語」の時間数が2時間減り、「中国語会話」の授業が無くなっている。その代わりに、中国語による「作文」が2時間増えていることがわかる。これは、まず中国語を話して自己表現することを身につけさせ、その後に中国語で書くことを身につけさせるためであると考えられる。一方、「山手中華学校」では「中国語」の授業時間数は小学2年生と同じであるが、「中国語会話」の授業が2時間減少している。これはおそらく、他の教科が多く導入されるため、「中国語会話」の授業が減少するのであると考えられる。

また、2校の華僑学校では小学3年生の「数学」（「算数」）と「日本語」（「国語」）の授業は、小学1、2年生と同じ時間数であり、変化は見られない。しかし、その代わりに「山手中華学校」では「理科」（いわゆる、「生活」）の授業が3時間導入され、「中華学院」では内容的には「理科」（「生活」）と同じ内容である「自然」という授業が2時間増えている。これは、日本の公立小学校でも同様に、「理科」（「生活」）授業が増えていることから、2校の華僑学校が「理科」という授業を導入することは必然的であるといえよう。それに加え、「山手中華学校」では「日本社会」が2時間導入され、「中華学院」では「中国社会」が1時間導入している。これらの授業に関していえば、日本の公立の小学3年生の場合、「生活」という授業は「理科」及び「社会」の両面をもった授業として扱われている場合が多いので、「山手中華学校」の「日本社会」という授業は、日本の公立小学校でいうところの「生活」という授業と同じ役割を果たしていると考えられる。しかし、「中華学院」の「中国社会」の授業に関しては、華僑学校としての特異な授業であるといえよう。以上のように、小学3年生になると多くの授業が導入されることがわかる。

④小学4年生

表28 小学4年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の授業時間数の比較



（出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成）

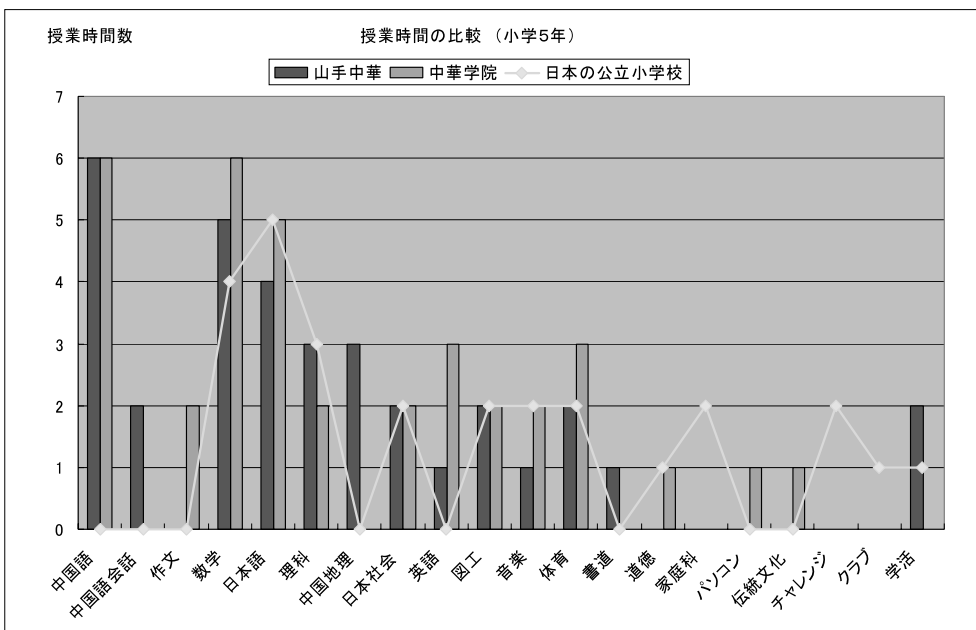
では、表25と表27と表28を参考に小学4年生を見てみよう。まず、表25から1週間の合計授業時間数をみてみると、「山手中華学校」と日本の公立小学校の小学4年生は小学3年生の時より授業時間数が2時間増えている。しかし、「中華学院」の場合は小学3年生と小学4年生とでは同じ授業時間数になっていることがわかる。

また、表27と表28によると横浜の華僑学校の両校では、中国語に関する授業では小学3年生と小学4年生とでは同じ授業時間数を割いており、変化はない。しかし、表28からわかるように「山手中華学校」では「書道」という授業が1時間増えており、「中華学院」では「道徳」と「体育」がそれぞれ1時間ずつ増加している。そして、日本の公立の小学4年生では、「クラブ」や「チャレンジ」など机に向かって受動的な授業を受けるのではなく、自らが進んで学習を行う環境づくりがされているのが特徴である。その一方で、2つの横浜の華僑学校では講義が中心の授業形態をとっている。しかし、筆者が「山手中華学校」に授業を見学したところ、授業中はできるだけ生徒に問いかけを行い、生徒が自ら参加するような授業を行っていた。つまり、講義が中心の授業ではあるが、生徒が受動的にならないように工夫した授業形態がとられていた。

以上のようにみてみると、やはり日本の公立小学校と2つの横浜の華僑学校では、授業の内容が異なり、2つの横浜の華僑学校では幅広く様々な授業を行っていることがわかる。

⑤小学5年生

表29 小学5年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成)

では、表25と表28と表29をもとに小学5年生の授業時間を比較してみよう。小学5年生で注目すべき点は、「日本語」(「国語」)の授業である。表29によると日本の公立小学校では、小学5年生になると「日本語」(「国語」)の授業が減少している。一方で、表28と表29を比較してわかるように「山手中華学校」では「日本語」の授業時間は4時間で変化しないが、「中華学院」の「日本語」の授業は小学4年生の時より1時間増加して4時間になっている。このことにより、小学4年生までは2つの横浜の華僑

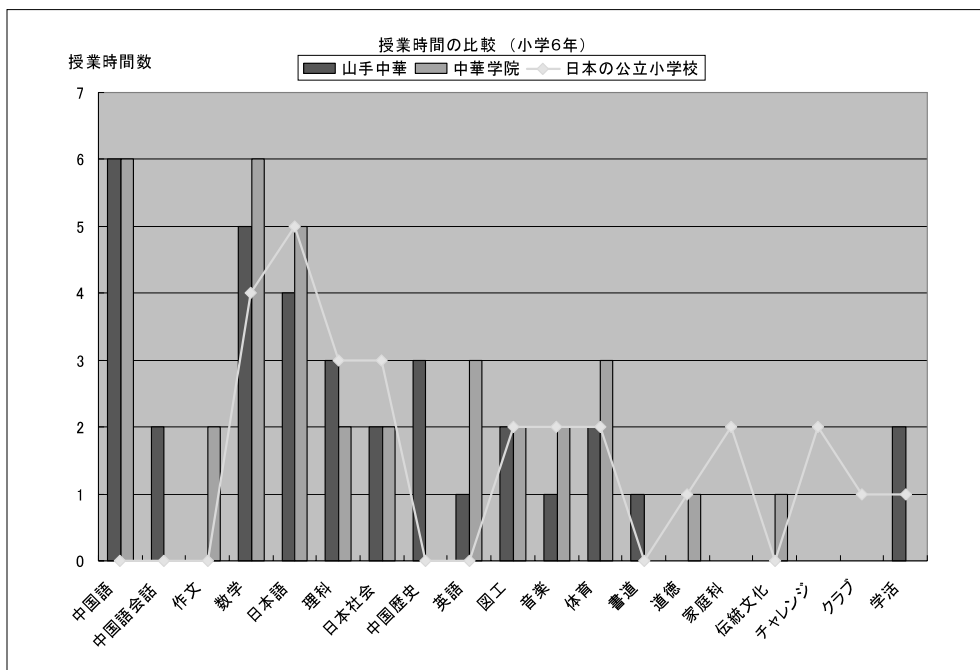
学校の「日本語」の授業時間数が公立小学校よりも少なかったが、小学5年生と「日本語」の授業が3校とも同じ授業時間数になることがわかる。

また、表29によると「山手中華学校」では「中国地理」の授業が加わり、3時間増加しており、「英語」(特に「英会話」)が1時間導入される。この「英語」の授業に関しては「山手中華学校」は「中華学院」より2時間少ないが、日本の公立小学校では行われていない「英語」の授業が横浜華僑学校の両校で行われていることがわかる。これは両校の前身である華僑学校の創設以来行われている3ヶ国語教育をもとに教育が行われているのであろう。

そして、2つの横浜の華僑学校が日本の公立小学校と共通していえることは、3校とも「日本社会」は同じ時間数の授業を行っていることである。この授業では3校とも同じ教科書を使用しているため、たとえ教師の指導の仕方は異なることはあっても「日本社会」の授業内容は2つの横浜の華僑学校と日本の公立小学校では違いがないといえよう。その一方で、日本の公立小学校では小学5年生になると「家庭科」が2時間導入され、裁縫や調理など生活するうえで必要な知識を学ばせている。しかし、表25からもわかるように、小学5年生の1週間の合計の授業時間数が非常に多い2つの横浜の華僑学校では、日本の公立小学校のように「家庭科」の授業を導入するのが難しいようである。

⑥小学6年生

表30 小学6年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立小学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立A小学校の2004年度教育課程表より作成)

では、表29と表30を参考に小学6年生の授業時間数を比較していこう。まず、表29と表30を比較してみると「山手中華学校」では、小学5年生の「中国地理」の授業の代わりに「中国歴史」が3時間増える。このことから、「山手中華学校」では小学5、6年生に分けて中国の地理と歴史を学習していることがわかる。その一方で、「中華学院」では中国の地理や歴史という授業はないが、小学1年から小学6年

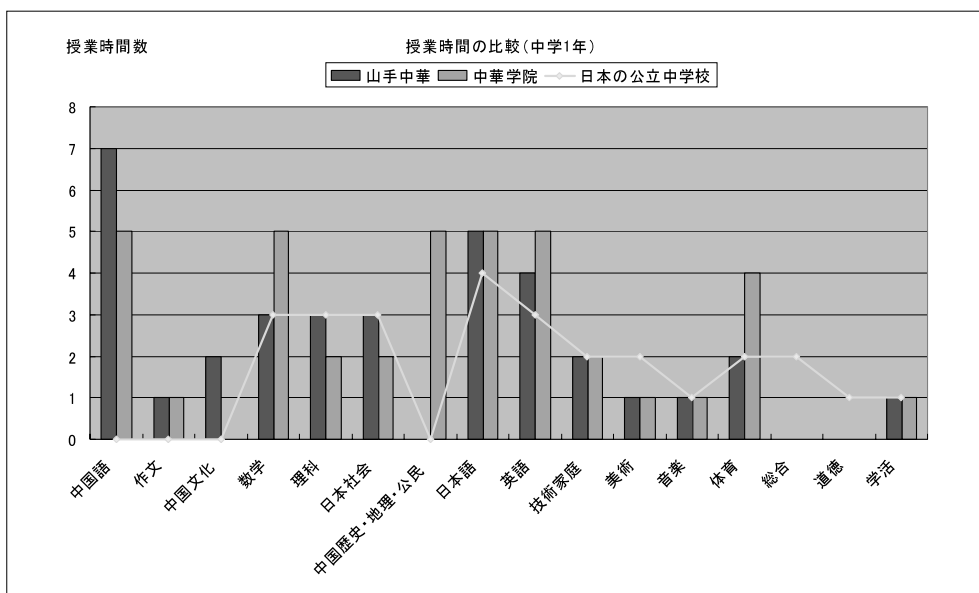
まで各学年で1時間ずつ「伝統文化」の授業を使って中国のことを教えているようである。

このように日本の公立小学校を基準にしながら2つの横浜華僑学校の授業時間数を比較してきた。以上の分析からわかることは、2つの華僑学校では「中国語」や「中国地理・中国歴史」、「伝統文化」に多くの時間を割いていることである。また、2つの横浜華僑学校では「英語」の授業にも力を入れていて、「中華学院」では小学1年から小学6年まで一貫して「英文」の授業が3時間あり、「山手中華学校」では「英文」の授業が小学5、6年になると1時間ずつある。一方で、「日本語」に関しては、2つの横浜華僑学校では小学1年から4年までは公立の小学校より少ないが、小学5、6年になるとほぼ同じ時間になっている。このことから2つの横浜華僑学校では語学に対して、多くの時間を割いていることがわかる。と同時に、1週間の合計の授業時間数も公立の小学校よりはるかに多いといえよう。そして、そのことにより2つの横浜華僑学校の生徒は非常に多くの負担を抱えていると考えられる。

(2) 中学校の授業時間数の比較

① 中学1年生

表31 中学1年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立中学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立B中学校の2004年度教育課程表より作成)

表32 2つの横浜華僑学校と日本の公立中学校の1週間の合計授業時間数の比較

学校名 \ 学年	中1	中2	中3
中華学院	39	39	39
山手中華学校	35	35	35
公立中学校	26	26	23

(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立B中学校の2004年度教育課程表より作成)

では、表31と表32をもとに中学1年生の授業を比較していこう。横浜の華僑学校の両校では、小学校のときと同様に「中国語」の授業がある。中学1年生の場合、表31からもわかるように「山手中華学校」は「中国語」が7時間あり、それに対して「中華学院」では5時間である。また、両校ともに中国語による「作文」が1時間ある。「山手中華学校」では、そのほかに「中国文化」(「山手中華学校」では「文化常識」といわれているもの)の授業が2時間増える。そして、「中華学院」では「中国地理・中国歴史」が2時間ずつあり、「中国公民」が1時間あるため、合計で中国社会に関する授業が5時間あることがわかる。このことから表31をみると中学校になっても全体的に中国語や中国文化に関する授業の比重が多いことがわかる。

さらに、表31にあるように「中華学院」では「数学」が5時間あり、「山手中華学校」と日本の公立の中学1年生より2時間多いことがわかる。これは、やはり「数学」に力を入れて教育を行っているためであろう。他の授業に関しては「理科」と「日本社会」では、「中華学院」は「山手中華学校」と日本の公立中学校より1時間少ないことがわかる。

それに加えて、表31より横浜の華僑学校の両校は「日本語」と「英語」が日本の公立中学校より多いことがわかる。「山手中華学校」の場合は、「日本語」も「英語」も日本の公立中学校より1時間ずつ多く、「中華学院」では日本の公立中学校より「日本語」が1時間多く、「英語」が2時間多い。このように「日本語」に関しては、2つの横浜の華僑学校は相対的にみて、小学校のときに日本の公立小学校の「日本語」の授業時間数より少なく、十分な授業が行われていなかったため、公立中学校より中学1年生の「日本語」の授業時間数が両校とも1時間多いのだと推測される。また、「山手中華学校」では中学校になると高校受験のことを考慮して「中国語」や「中国文化」以外のほとんどの授業が、日本語で授業が行われるようになるので、日本語が重視されるという¹⁰⁾。

そして、表31をみて2つの横浜の華僑学校が日本の公立中学校と異なる点は、「総合」と「道徳」という時間が無いことである。2つの横浜の華僑学校では、「総合」や「道徳」以外の授業時間数が多いため、「学活」(2つの横浜の華僑学校でいうところの「周会」)で「総合」や「道徳」の授業の代わりを行っているようである。

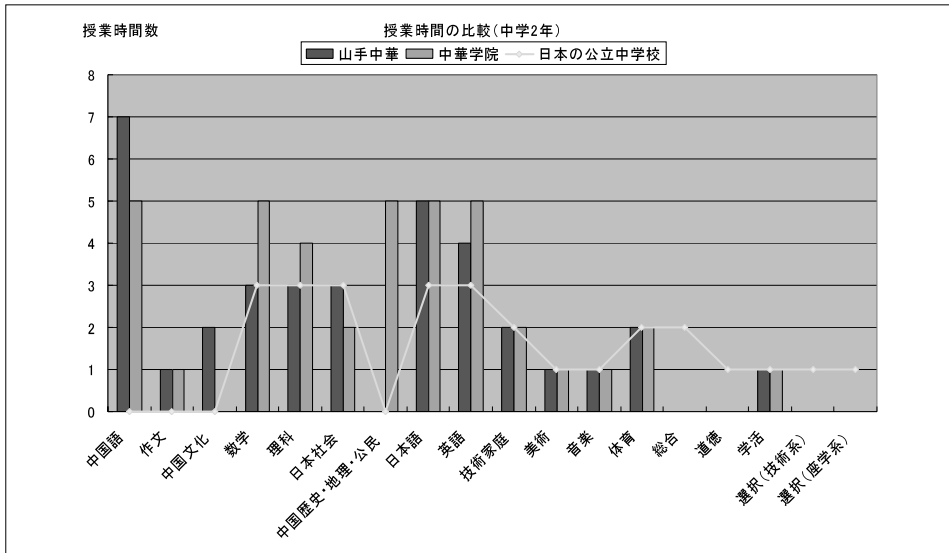
このように中学1年生の授業時間を比較してきたが、やはり3校に違いがあることがわかる。また、表32で中1年生の1週間の合計授業時間数をみてみると、「中華学院」では1週間の合計授業時間数が39時間で、「山手中華学校」が35時間で、日本の公立の中学1年生で26時間であった。以上の結果から、2つの横浜の華僑学校では多くの授業を行っていることがわかる。そして、授業数の多さを補うために2つの横浜の華僑学校では、日本の公立の中学校の休日である土曜日でも半日ではあるが、授業を行っているのである。

②中学2年生

では、中学2年生の授業時間を比較していこう。まず、全体を通していえることは、表31と表33を比較してもわかるように、教科の内容については全く同じであり、表32で示されたように1週間の合計授業時間数も中学1年と中学2年では同じであるということである。しかし、表33をよく見てみると細かい教科の時間配分が異なっているようである。表33によると「中華学院」では、中学2年生の「理科」の授業時間数が中学1年生の時より2時間増えており、「山手中華学校」と日本の公立中学校より1時間多くなっている。これは、表31と表33をみてわかるように、中学1年生のときの「理科」の授業が「中華学院」では日本の公立中学校より少なかったため、それを補うために「理科」の授業時間数を増やしていると考えられる。

このようにみてみると、表33にある日本の公立中学校で行われている「総合」、「道徳」、「選択」以外の授業では、2つの横浜華僑学校の授業時間数は非常に多いことがわかる。

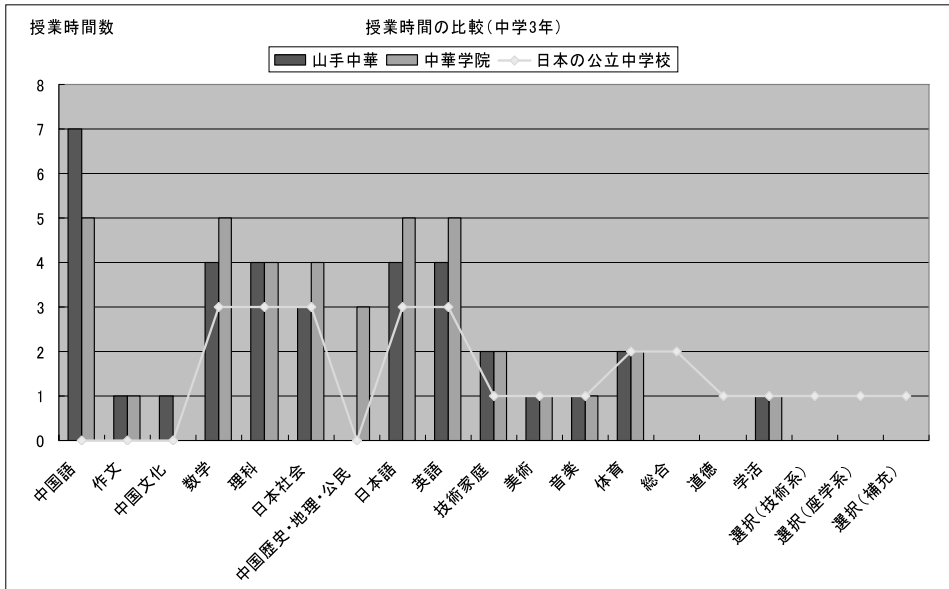
表33 中学2年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立中学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立B中学校の2004年度教育課程表より作成)

③ 中学3年生

表34 中学3年生における2つの横浜華僑学校と日本の公立中学校の1週間の授業時間数の比較



(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 233頁、横浜市立B中学校の2004年度教育課程表より作成)

では、中学3年生の授業時間についてみていこう。2つの横浜の華僑学校で行われている「中国語」や「中国文化」などを除いて、3校ともに教科の内容について中学校の3学年は全く同じであり、表32

で示されたように1週間の合計授業時間数は学校により合計時間数は異なるが、各々の学校では中学1年、2年生と中学3年生の1週間の合計授業時間数は同じであるということがわかる。

特に「数学」に関していえば、表34でわかるように横浜の華僑学校の両校では中学3年生の「数学」がともに日本の公立中学校より多い。「山手中華学校」の場合では、中学2年の時よりも「数学」の授業が1時間多く、「中華学院」の場合は中学2年の時と同様に5時間である。また、「山手中華学校」では「日本語」の授業が1時間減少しているが、日本の公立の中学3年生より1時間も多く「日本語」を学んでいるので、「山手中華学校」での「日本語」の授業が不十分でないとはいえない。さらに、注目すべき点として、横浜の華僑学校の両校は日本の公立の中学校より「技術・家庭」の時間が1時間多いことである。これはおそらく小学校の時に「技術・家庭」の授業が横浜華僑学校の両校にはないので、それを補うため中学校では日本の公立中学校より「技術・家庭」の授業時間数が多いのであろう。

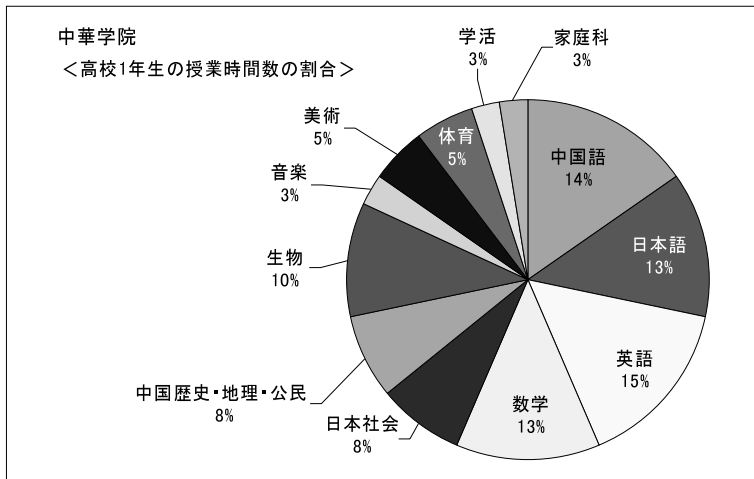
このように中学校の授業時間数を比較してきたが、やはり2つの横浜の華僑学校では、中学の3学年を通して「中国語」、「英語」、「日本語」に授業時間数が非常に多く、公立の中学校より遥かに語学に対して多くの時間を割いていることがわかった。また、これらの3ヶ国語の授業のほかに、横浜の華僑学校の両校では、日本の公立中学校と同じ科目をほぼ同じ時間数もしくは、それ以上の時間数を行っているので、総合的にみて授業時間数ははるかに日本の公立中学校より多いことがわかった。

(3) 高校の授業時間数の比較

では、高校の授業時間数について各学年で比較していく。ただし、「山手中華学校」の場合、現在ではすでに高校が廃校しているので、1970年度の教育課程表をもとにしているため多少の授業内容が異なることを考慮しながら、「山手中華学校」と「中華学院」とを比較し、日本の公立高校を基準にどのように共通する点があるか、また相違する点があるのかをみていきたい。

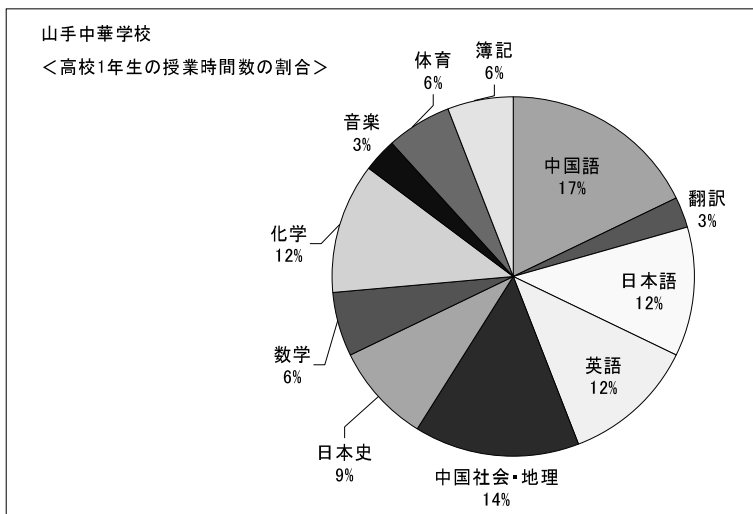
① 高校1年

表35 「中華学院」の高校1年生の1週間の合計授業時間数の割合



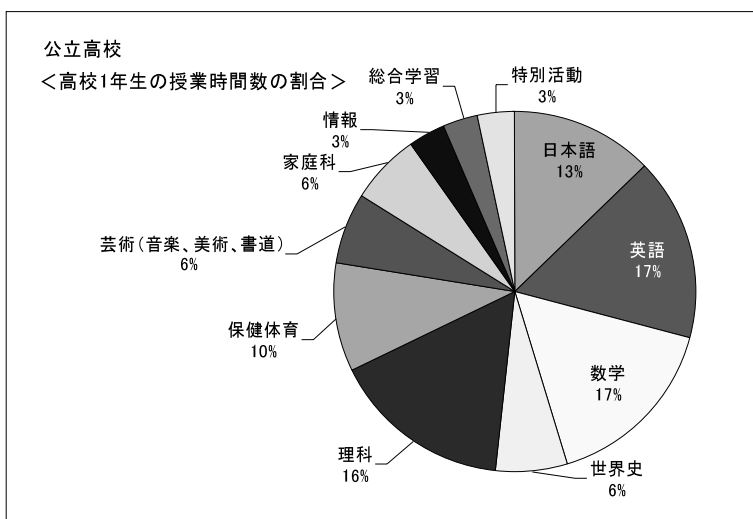
(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日より作成)

表36 「山手中華学校」の高校1年生の1週間の合計授業時間数の割合



(出典：横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 231頁より作成)

表37 日本の公立高校1年生の1週間の合計授業時間数の割合



(横浜市立C高等学校の2004年度教育課程表より作成)

表38 2つの横浜華僑学校と日本の公立高等学校の1週間の合計授業時間数の比較

学校名 \ 学年	高1	高2	高3
中華学院	39	39	39
山手中華学校	34	34	34
公立中学校	31	31	31

(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日、横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 231頁、横浜市立C高等学校の2004年度教育課程表より作成)

では、高校1年生の場合を表35から表38を見ながら比較していこう。表35と表36をもとに2つの横浜の華僑学校を比較しれみると、やはり「中国語」の授業の割合が大きく、両校ともに約15%前後であることがわかる。また、「山手中華学校」の方が「中華学院」より「中国語」の授業がやや多く、中国語の「翻訳」という授業があったようである。特に「翻訳」の授業に関していえば、第3章で述べたように、「山手中華学校」の高等学校では、資料が1970年の教育課程表を参考にしており、創設当初から同校の高等学校を卒業した後は、華僑社会もしくは日本の社会ですぐに役立つスキルを身につけさせるための教育機関としての役割を果たそうとしたため導入された授業であると考えられる。

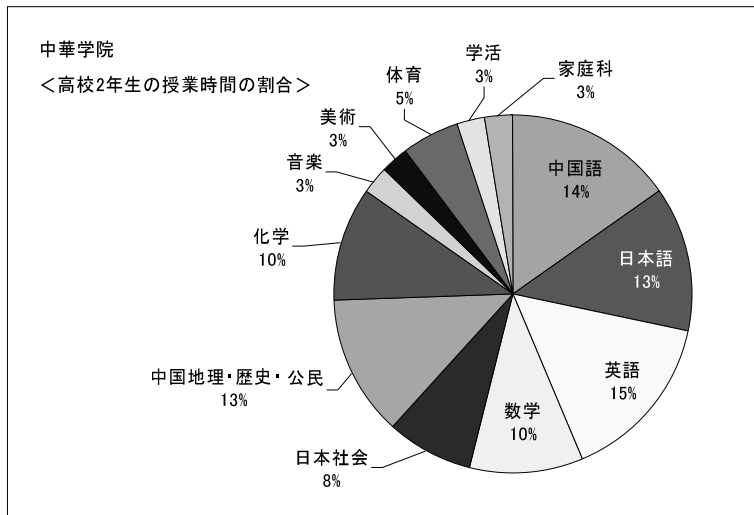
また、「日本語」の授業に関しては、表35、表36と表37からみてもわかるように、ほぼ同じ割合で授業が行われているため、2つの横浜の華僑学校で教育を受けているからといって、日本の公立の高校より「日本語」の授業が少ないというものではないことがわかる。そして、「英語」の授業に関しては、若干の差で公立の高校の方が「英語」の授業時間数が多いが、授業時間の割合としては約15%前後でそれほど3校の間で違いがあるとはいえない。

さらに、「数学」の授業に注目してみると、表37では日本の公立の高校1年生の場合、「数学」の授業時間が15%強であるのに対して、表35の「中華学院」の「数学」の授業時間の割合は15%弱で、日本の公立高校の1年生と若干の差で少ないことがわかった。また、表36の「山手中華学校」の「数学」の授業時間の割合は10%弱となっており、「中華学院」と日本の公立の高校1年生より「数学」の授業時間数の割合が非常に少ないといえる。しかし、「山手中華学校」の場合、参考にしている資料が1970年の教育課程表であるため、現在の「数学」の授業時間数の割合より少ないのではないかと筆者は考える。それに加えて、表36によると「山手中華学校」では「簿記」という授業が6%あることから、「簿記」の授業で「数学」の授業を補い、先述したように実用的なものを身につけさせる授業が行われていたと考えることができる。

そして、2つの横浜の華僑学校では、日本の公立高校にはない「中国地理・歴史・公民」などの授業を行っているため、表38の1週間の合計授業時間数が「中華学院」では39時間で、「山手中華学校」では34時間であり、日本の公立高校より全体的に授業時間数が多いといえる。

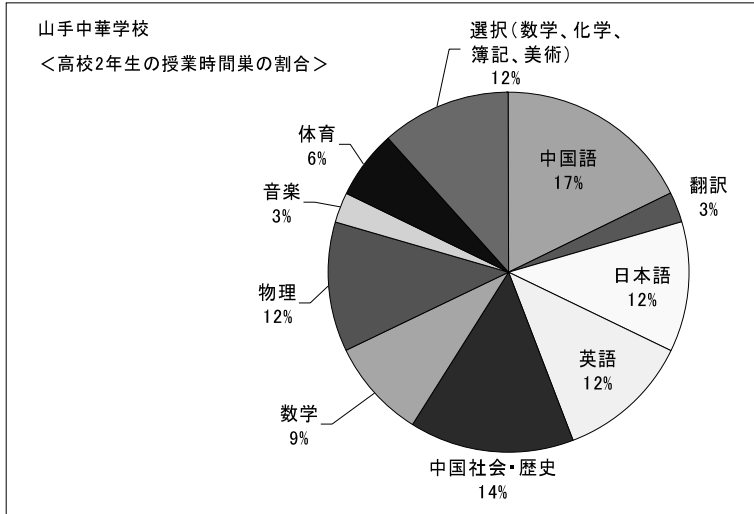
②高校2年

表39 「中華学院」の高校2年生の1週間の合計授業時間数の割合



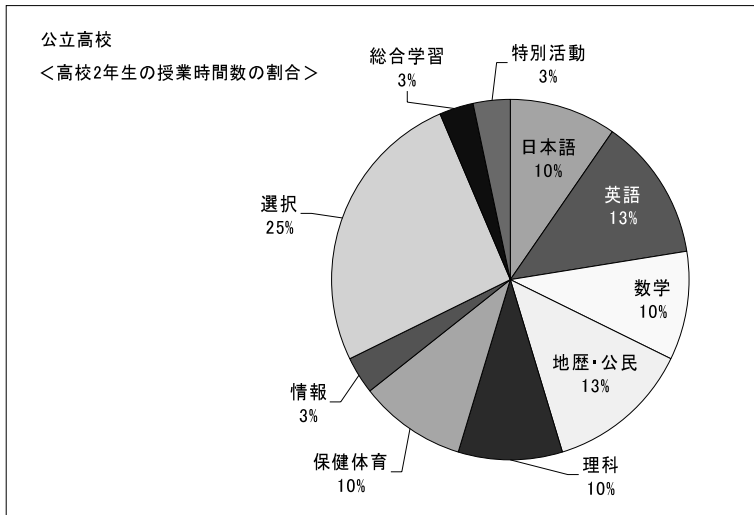
(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日より作成)

表40 「山手中華学校」の高校2年生の1週間の合計授業時間数の割合



(出典：横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 231頁より作成)

表41 日本の公立高校2年生の1週間の合計授業時間数の割合



(出典：横浜市内C高等学校の2004年度教育課程表より作成)

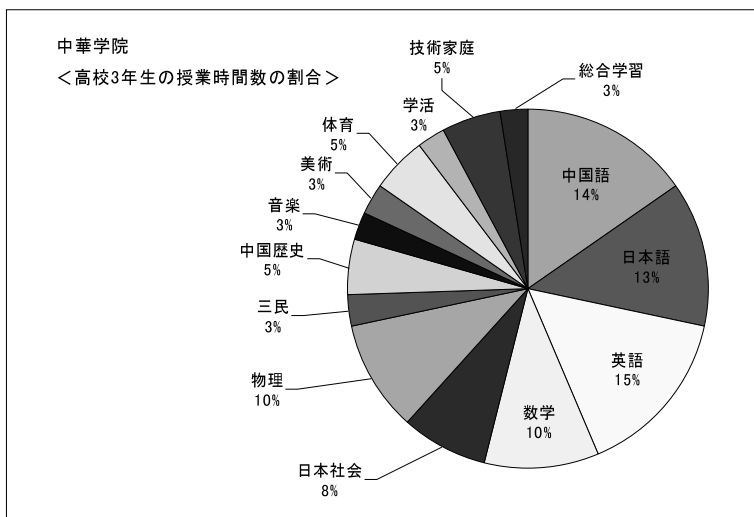
では、表35から表41までを見ながら、高校2年生の授業時間の割合について比較していこう。まず、語学に関して言えば、2つの横浜の華僑学校では表35、表36と表39、表40を比較してみてもわかるように、高校1年生と高校2年生では「中国語」、「日本語」、「英語」の授業時間数の割合は全く変わっていない。しかし、日本の公立の高校2年生では、表37と表41からもわかるように、「日本語」と「英語」の授業が高校1年生のときより授業時間数の割合が減少していることがわかる。

また、「数学」の授業に関して言えば、表35、表39と表37、表41を参照してみると「中華学院」と日本の公立高校では高校1年生のときより、高校2年生のほうが「数学」の授業時間数の割合が減少していることがわかる。この「数学」の授業時間数の割合の減少は「中華学院」の場合、表35、表39を比較してみてもわかるように、「中国地理・歴史・公民」の授業時間数の割合の増加が原因であると考えられ

る。一方、日本の公立の高校2年生の場合、「文系」もしくは「理系」に分かれて自らが選択する授業を履修するシステムになっているため、「数学」の授業時間数の割合が減少するのであろう。さらに、「選択」授業に関して言えば、「中華学院」では「選択」授業はないことが表39からわかる。その代わりに、表35と表39を比較すると高校1年生のときには「生物」の授業が行われていたが、高校2年生では「化学」の授業が行われていることがわかる。つまり、「中華学院」では「文系」もしくは「理系」という分類は無く、必要とされている授業が行われているのである。また、表40の「山手中華学校」では「選択」授業はあるが、「中華学院」と同様に、「文系」と「理系」の分類はされていなかった。そして、このことが原因の1つとなり、第3章で論じたように「山手中華学校」の高校が廃校になったのである。

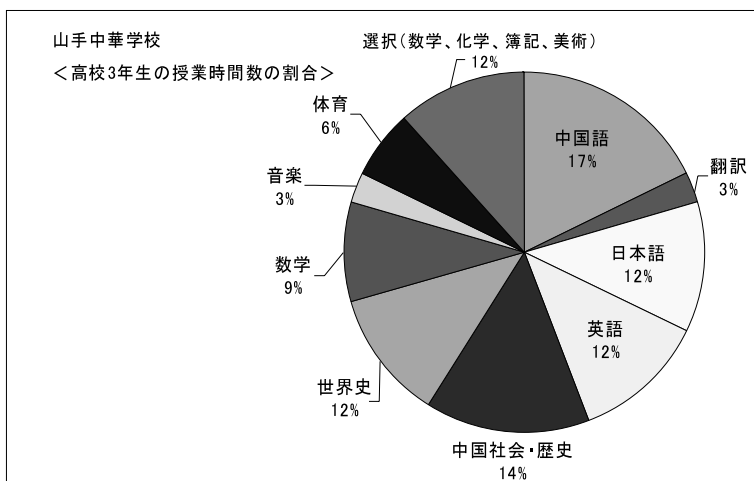
③高校3年

表42 「中華学院」の高校3年生の1週間の合計授業時間数の割合



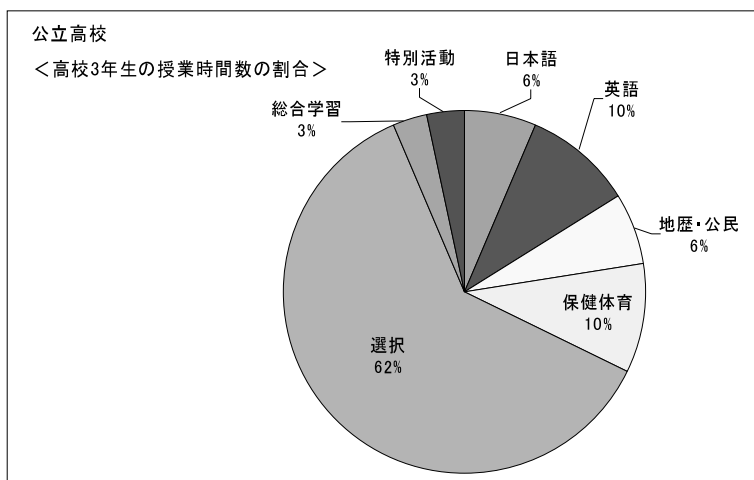
(出典：www.yocs.jp/ 2005年12月1日より作成)

表43 「山手中華学校」の高校3年生の1週間の合計授業時間数の割合



(出典：横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』2005年 231頁より作成)

表44 日本の公立高校3年生の1週間の合計授業時間数の割合



(出典：横浜市内C高等学校の2004年度教育課程表より作成)

では、最後に表39から表44を参考に、高校3年生の授業時間数の割合を比較していきたい。まず、2つの横浜の華僑学校では、高校2年生のときと同様に、高校3年生の語学の授業である「中国語」、「英語」、「日本語」の授業では授業時間数が全く同じ時間の割合であることがわかる。要するに、高校の3年間を通して3ヶ国語の授業の割合は同じである。その一方で、日本の公立高校では、学年が上がるにつれて、「日本語」と「英語」の語学の授業時間数の割合が減少し、表44からもわかるように高校3年生になると全体の授業時間数の半分以上が「選択」授業になっており、「文系」もしくは「理系」によって、個々人により「英語」、「数学」、「理科」などの科目の履修時間数が異なるのが特徴である。

また、高校3年生の授業時間数の割合では数値が異なるものの、表42と表43をみると横浜の華僑学校に共通することは、「中国語・歴史」があることである。そして、表42によると「中華学院」では、「三民」という孫文が提唱した基本理念で「民族・民権・民生」についての授業が行われている。さらに、表39と表42を比較してみると、「中華学院」では、高校2年生のときに「化学」の授業があるのだが、高校3年生になると「物理」に変わっていることがわかる。つまり、先述したように「中華学院」では「文系」もしくは「理系」という分類がされていないので、高校3年間を通して、「生物」、「化学」、「物理」の授業がバランスよく授業時間数に組み込まれているようである。

以上、小学校から高校までの1週間の合計の授業時間数の割合を中心にみてきたが、2つの横浜の華僑学校と日本の公立学校が共通していえることは、多少の授業時間数の違いはあるものの、基本的な教科である「日本語」、「数学」、「理科」、「日本社会」、そして、3校とも共通していることは中学校以上の学年では、「日本語」、「英語」、「理科」、「日本社会」の授業が行われていることである。しかし、2つの横浜の華僑学校と日本の公立学校の相違点としては、2つの横浜の華僑学校は小学校のときから「英語」の授業があることと、「中国語」・「中国文化」・「中国地理・歴史・公民」の授業があることである。そのため、表25、表32、表38からわかるように2つの横浜の華僑学校と日本の公立小学校の1週間の合計授業時間数が非常に多いのである。つまり、日本の公立学校より遥かに多い授業時間数を2つの横浜の華僑学校が教育に費やしているのである。

3、両校の抱える共通の問題点

では、次に「中華学院」と「山手中華学校」の2つの横浜の華僑学校が学校を存続させるために抱えている共通の問題点についてみていきたい。

①政治的問題

先述したように、2つの横浜の華僑学校では1952年に政治的立場の違いから対立が生じて、「横浜山手中華学校」と「横浜中華学院」に分裂した。このことにより、「中華学院」では台湾の中華民国政府のもとで学校経営され、教科書も台湾の認可を受けたものを使うようになった。一方で、「山手中華学校」では大陸の中華人民共和国の建国者である毛沢東を崇拜し、共産党を支持するような教育が行われてきた。

そのため、一時は激しい暴動などが起きたこともあった。しかし、その後1986年に火災で焼失した関帝廟の再建に伴い、「横浜山手中華学校」と「横浜中華学院」の両校の教師やそれぞれの学校に通わせていた父兄が政治的な立場とは関係なく、関帝廟の再建にあたっての論議の中ではじめて互いに交渉の場を持った。したがって、このころから徐々に政治的な立場とは別に相互が歩み寄る方向へと向かいはじめたのである。

しかしながら、表面的には激しい対立は現時点ではないものの、両校の校友生たちは互いに交流を図ろうとする姿勢がみられない。それはおそらく、両校の校友生たちが異なった思想教育を受けているため、潜在的に対立感情を抱いているからではないだろうか。その例として、「横浜山手中華学校」の場合では、1960年代から1970年代にかけて「中国語」や「中国歴史」の授業のなかで毛沢東の思想に基づいた文章や毛沢東を崇拜するような教科書の内容が含まれていたという校友生の証言がある。また、「横浜中華学院」では孫文を崇め、表42にあるように孫文の提唱した「三民」の基本理論が教育されている。つまり、両校の校友生たちは異なった思想の教育をいままで受けてきたことが要因で互いに交流を深めることができないのではないかと筆者は考える。とはいえ、華僑たちの中には様々な考えがあるようである。

例えば、「山手中華学校」の意識調査によると、「中華学院」と「山手中華学校」は「統一していくことが望ましい」と考える人が34%、「政治的な反発を解消し、それぞれ特色のある教育方針をもった2校があってもよい」と考える人が30%、「両校の教師、生徒、父兄の交流の拡大を図るべき」と考える人が21%、「現状維持でやむを得ない」と考える人が15%であった¹¹⁾。この調査は、「山手中華学校」だけのもので、「中華学院」の校友生の意見はまったく入れられていないのだが、両校が「統一していくことが望ましい」と考える人が一番多かった。これは、同じ横浜に在住する華僑同士が同じ校舎でともに学習することを望んでいるものが多いことを示している。一方で、「政治的な反発を解消し、それぞれ特色のある教育方針をもった2校があってもよい」と考える人が全体の3分の1程度いることから、問題点として注目すべきことは、政治的な対立を解消することにあると思われる。

②財政問題

次に問題になっているのが、財政上の問題である。第3章で論じたように、もともと一校だった横浜の華僑学校が分裂し、生徒が分散し、生徒数が減少したことで授業料収入が減るとともに、地域社会からの寄付も2校に分断されることになり財政状況が悪化した¹²⁾。要するに、「中華学院」と「山手中華学校」の2つの華僑学校があることで、華僑たちの寄付金も分散されることとなったのである。

また、両校ともに学校教育法83条で定められている「各種学校」であるため日本政府による教育の補助金が神奈川県内の日本の私立学校よりはるかに少ないという。例えば、神奈川県は日本の私立小中学校に毎年各生徒に対して、平均して189,700円の補助金を支給している。しかし、それに対して、「山手中華学校」の場合、藩校長が2003年度に発表した文章によると、毎年各生徒に対して40,882円の補助金

しか支給されていないという。つまり、日本の私立小中学校の約5分の1しか教育に対する補助金をもらっていないことになる。そのため中華人民共和国を支持する華僑による補助金で賄っているのである¹³⁾。そして、「中華学院」の場合は、中華民国僑務委員会による補助を受けているが、日本政府からの援助は「山手中華学校」と同様に少ないため財政的に困難であるといえよう。

③ 3ヶ国語教育の問題点

先述したように、「中華学院」と「山手中華学校」では初等教育段階において全授業時間数の20%以上を「中国語」にあてている。また、日常生活で必要不可欠な「日本語」と国際社会の共通語である「英語」が教科に含められており、生徒は初等教育段階より3つの言語を学習している。そのため、表25からもわかるように「日本語」だけを学習している日本の公立の小中学校よりも授業時間数を確保するために授業時間数を約1.3倍に増やし、日本の公立小中学校が休日である土曜日に半日授業を行うことで対応している。つまり、授業数が多いことで両校の生徒たちへの負担が大きくなっていることが問題になっている。

また、「中華学院」の場合は1987年に全生徒の約75%が「新華僑」の生徒で占め、その多くは親が飲食店等で働く目的で台湾より横浜にきた者であり、中等教育段階から入学・編入する場合が多いという。このため、「新華僑」の生徒は「日本語」が全くできない状況であり、高等教育や大学等への進学や就職をひかえて指導が難しいことが問題であるという¹⁴⁾。

さらに、「中華学院」と「山手中華学校」の両校で言えることであるが、「中国語」、「日本語」、「英語」の言語をバランスよく教育することは難しいといえる。例えば、先述した言語の意識調査にもあったように、両校の校友生の多くはある程度「中国語」は話せるが、機会があれば「中国語」をもう1度学びたいと考えている。「英語」に関しては両校の校友生の多くは「初歩的な英会話」ができ、「中学生の教科書レベルなら理解できる」というが、それは日本の公立中学校を卒業したレベルと同じであり、初等教育段階での「英語」教育がすべての校友生に身につけているとは言いがたい。そして、「日本語」に関しては、「新華僑」の生徒は別として、両校のほとんどの校友生が日常生活では不自由なく「日本語」を話し、聞き、読み、書いている。しかし、両校の校友生の中には、中国語の漢字（繁体字あるいは簡体字）と日本語の漢字が異なるため、日本語を書くのが苦手である校友生がいるのが現状である。

このように2つの横浜の華僑学校では多くの授業時間を割いて3ヶ国語教育を行っているが、3ヶ国語のすべて言語を習得することは容易ではなく、授業時間数の増加の問題と関連して両校の生徒への大きな負担になっていることが重大な問題点であるといえよう。

4、まとめ

この章では「中華学院」と「山手中華学校」の両校における意識調査や授業時間などをもとに比較を行った。そのことにより、両校には共通点と相違点があることを立証することができた。まず、意識調査に関しては、両校の調査を行った年代に若干の差はあるものの、共通していえることは「広東省」出身地の校友生が多く、「中華料理業」に従事している校友生が多いということである。また、「言語」や「アイデンティティ」に関しての比較をしてみても、両校の校友生は「3ヶ国語教育」について重要であると考えており、「物事を考える言語は日本語」で、「自分が中国人であるといつも意識している」など多少の割合は違うが、共通する部分が多いという興味深い結果となった。そして、授業時間に関しても日本の公立学校に比べて「中国語」や「中国社会（地歴・公民）」などに多くの授業時間数を費やしていることは両校に共通するところであろう。さらに、両校は、学校経営が政治的な影響を受けており、財政難の問題や授業時間数の増大による教育問題など共通の問題点を抱えているということがわかった。

一方、両校の意識調査による相違点としては、「家郷話」（方言）に対する結果で「山手中華学校」で

は「家郷話」(方言)が「ほとんどできない」という回答が多く、「中華学院」では、「簡単な日常会話ができる」という回答が多かった。この結果は、先述したように意識調査を行った年代が多少異なったために生じた結果であると考えられるが、「中華学院」の校友生のほうが「家郷話」(方言)を家庭の中で使っているのではないだろうか。また、「交友関係」については、「山手中華学校」のほうが「中華学院」より「日本人」と深く交流を図っていることがこの調査からみてとることができた。その理由として、第1に校舎が「山手中華学校」は日本の公立小学校(元町小学校)の隣に位置しているが、「中華学院」は校舎が中華街の中心地にあり、多くの華僑が生活している地域にあるからであろう。第2に「山手中華学校」のほとんどの校友生は日本の高校に進学するが、「中華学院」のほとんどの校友生はそのまま「中華学院」に進学することがこの調査結果に反映していると思われる。このことから、「山手中華学校」の校友生のほうが日本人と接する機会が多く、必然的に交友範囲が広がる環境にあるといえよう。

そして、「校友生が自分の子弟を母校に入学させる割合」に関して両校の結果が異なっていることに注目したい。「山手中華学校」の場合、60%近くの校友生が「母校の中学部まで通わせたい」というのに対して、「中華学院」の場合、「母校に入学させる予定はない」という校友生が35%近くいたことがわかった。このことは、先述したように意識調査を行った年代が異なったために生じた結果であると考えられる。つまり、「山手中華学校」の場合、調査が行われたのが2004年で、すでに同校には高校が存在せず、ほとんどの校友生が日本の高校に進学しているが、「中華学院」の場合は1987年ごろに調査が行われたものであり、高等教育機関への進学が制限が2004年までであったことが理由で、「母校に入学させる予定はない」と回答した校友生が最も多かったのではないだろうか。筆者の推測にすぎないが、2004年から「外国人学校」の高校を卒業した者でも大学入学資格検定(大検)を受験せずに日本の大学を受験できるようになったので、「中華学院」の校友生の高等教育機関への進学が制限の心配がなくなりつつあり、現段階で校友生が自分の子弟を母校に入学させるかどうかの調査を行えば、結果が十分に变化する可能性はあると考える。

以上のように、「中華学院」と「山手中華学校」の両校における意識調査や授業時間などをもとに比較し、さらに両校の抱える共通の問題点について論じてきた。このような両校に対する比較というものは、今まで研究されたことがなかったため、結果的には両校とも共通する点が多くあったが、相違点にも着目することができ、非常に有意義な考察ができたと思う。

おわりに

以上、長崎・神戸・大阪・東京・横浜の6つの日本における華僑学校の沿革を論じ、特に横浜の2つの華僑学校を中心に論じたが、世界情勢や日本国内の状況と共に華僑の生活や教育環境も変化していることを分析できたと思う。また、日本では最近になって注目されてきた華僑学校であるが、その歴史は長く、もともとは華僑の子女のためにあった教育機関であることを再認識することができた。そして、環境の変化により柔軟に対応してきた日本の華僑は、現在のグローバル化に伴い華僑学校を華僑の子女たちだけの教育機関ではなく、様々な国籍の子供たちを受け入れる姿勢をとっている。今後、華僑学校は華僑の育成だけでなく、インターナショナルスクールのように中国語を学ばそうという様々な国籍の子供たちを育成する国際色豊かな教育機関になっていくだろう。

そして、この研究を通して筆者は2つの横浜の華僑学校は現在、過渡期にあり、華僑世代の変化に伴い華僑教育を見直す時期にあると感じた。本論文ではそのことに触れることができなかったが、今後の華僑学校の問題点としては華僑学校のための教員育成やカリキュラムの変化が注目されていくであろう。さらに、これからどのように日本における各地の華僑学校が変化していくのかが興味深い点であろう。

〔注〕

- 1) ただし、この章では、2つの横浜華僑学校に論じるので、以下の文章では「横浜中華学院」、「横浜山手中華学校」と表記せず、「横浜」という部分を省いて表記する。
- 2) 杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書、1991年、4 6頁
- 3) 横浜山手中華学園編集委員会、『横浜山手中華学校百年校志』横浜山手中華学園、2005年、484頁
- 4) 「華僑」とは中国の国籍を持ちながら、居住国の定住権を保有している在外の中国人のことで、世界中に約200万人いるといわれている。また、華人とは居住国の国籍を保有し、そのほとんどの人が居住地で生まれた中国系である。台湾や香港などの人を含めると世界中で5,655万人にも及ぶといわれている。(蔡林海『アジア危機に挑む華人ネットワーク』東洋経済新報、1998年、31頁)
- 5) 華僑世代の1世とは戦前世代のことを指し、1945年の日本の敗戦以前に来日したひとびとのことである。また、2世とは日中国交正常化以前の世代を指し、日本社会において職業差別をうけた人々のことである。3・4世とは日中国交化以降の世代で、日本で生まれ、日本の学校教育を受けた人々を指す。(朱慧玲「日本社会に融合していく日本の華僑」、宮本貢『最新華僑地図』朝日新聞社、1994年、79 81頁)
- 6) 杜國輝前掲書、27頁。横浜山手中華学園編集委員会前掲書、493頁
- 7) 新華僑とは、主に1980年代以降、中国の改革開放および日本の国際化を背景に渡航してきた中国人を指す。一方、「老華僑」とは、主に開港以降、特に19世紀後半から日中戦争期に来日し、日本の永住権を持ち、中国国籍を有し、生活習慣や言語など日本に同化している中国人を指す。(遊沖勲先生古希記念論文集編集委員会編『日本における華僑華人研究』風響社、2003年、283 284頁)
- 8) インタビュー 陳国澄 2004年5月19日、2005年6月5日
- 9) インタビュー 横浜山手中華学校の藩民生校長 2005年11月1日
- 10) インタビュー 2005年10月26日 符順和先生
- 11) 横浜山手中華学園編集委員会 前掲書 492頁
- 12) 杉村美紀「在日華文学校の教育問題 「横浜中華学院」の事例を中心に」『国際教育研究』第11号、東京学芸大学海外子女教育センター、国際教育研究室、1991年、53, 54頁
- 13) <http://www.yokohama-chinese.gr.jp/school/05zhao.htm> 2005年11月12日
- 14) 杉村美紀前掲書、53, 54頁

〔参考文献〕

邦文文献

- ・岩壁義光「日清戦争と居留清国人問題」『法政史学』36号、1987年
- ・市川信愛・吉田藤一「日本の華僑学校・覚え書きⅠ」華僑学校国際比較研究会『華僑学校教育の国際的比較研究(上)』トヨタ財団助成研究報告、1984年
- ・伊藤泉美「横浜居留地の中国人商館」『横浜居留地の諸相』横浜開港資料館、1993年
- ・伊藤泉美「横浜華僑社会の形成」『横浜開港資料館紀要』第9号、1991年
- ・伊藤泉美「関東大震災と横浜華僑社会」横浜開港資料館『横浜開港資料館紀要』第15号、横浜開港資料館、1997年
- ・伊藤泉美「横浜大震災駐之華僑状況」にみる関東大震災前後の横浜華僑社会 横浜開港資料館『横浜開港資料館紀要』第20号、横浜開港資料館、2002年
- ・伊藤泉美「ハード商会の中国人スタッフ」『開港のひろば』61号、横浜開港資料館、1991年

- ・内田直作『日本華僑社会の研究』同文館、1949年
- ・王維『神戸・横浜華僑における祭祀・芸能とその変容』富士ゼロックス小林節太郎記念基金、1999年
- ・神奈川大学人文学研究所『日中文化論集』勁草書房、2002年
- ・神奈川大学中国語学科『中国民衆史への視座』東方書店、1998年
- ・岸上興一郎『海港場 - 横浜の民俗文化』岩田書院、2005年
- ・許淑真「日本における労働移民禁止法の成立」『布目潮瀨博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』汲古書院、1990年
- ・蔡林海『アジア危機に挑む華人ネットワーク』東洋経済新報、1998年
- ・朱慧玲「日本社会に融合していく日本の華僑」宮本貢『最新華僑地図』朝日新聞社、1994年
- ・朱慧玲『日本華僑社会の変遷』日本華報社、2003年
- ・時中編集委員会代表 鄭銘俊編『時中・華僑時中小学校史、文化事誌』編集委員会刊、1991年
- ・菅原一孝『横浜中華街の研究』日本経済新報社、1988年
- ・菅原一孝『横浜中華街探検』日本経済新報社、1996年
- ・杉村美紀「在日華文学校の教育問題、「横浜中華学院」の事例を中心に」『国際教育研究』第11号 東京学芸大学海外子女教育センター、国際教育研究室、1991年
- ・段柏林『中華思想と華僑』アジア文化総合研究所出版会、1992年
- ・中華会館『地藏王廟』中華会館、1997年
- ・中華会館編『落地生地 神戸華僑と神阪中華会館の百年』研文出版、2000年
- ・中国女性史研究会編『中国女性の100年』青木書店、2004年
- ・陳水發『横浜の華僑社会と伝統文化』中日文化研究所、1997年
- ・杜國輝『多文化への華僑・華人の対応』トヨタ財団助成研究報告書、1991年
- ・杜國輝「日本華僑学校の沿革と現状」近代日本華僑学術研究会『近代日本華僑・華人研究』、1988年
- ・二階堂善弘『中国の神さま』平凡社、2000年
- ・西川武臣・伊藤泉美『開国日本と横浜中華街』大修館書店、2002年
- ・日本孫文研究会・神戸華僑華人研究会 編『孫文と華僑』汲古書院、1999年
- ・姫田光義ほか『中国20世紀史』東京大学出版会、2000年
- ・坂東司郎 ほか編『学校生活の法律相談』学陽書房、2005年
- ・平野健一郎編『近代日本とアジア』東京大学出版会、1984年
- ・松葉好市・小田豊二『横浜物語』集英社、2003年
- ・松本宣良ほか編『地域の世界史7（信仰の地域史）』山川出版、1998年
- ・村上令一『横浜中華街の華僑伝』新風舎、1997年
- ・山田辰雄編『日中関係の150年』東方書店、1994年
- ・山下清海『チャイナタウン』丸善ブック、2000年
- ・山下清海『横浜中華街在留中国人の生活様式』人文地理第31巻4号、1979年
- ・山脇啓造『近代日本と外国人労働者』明石書店、1994年
- ・横浜開港資料館、横浜居留地研究会『横浜居留地と異文化交流』山川出版、1996年
- ・横浜開港資料館『図説 横浜外国人居留地』有隣堂、1998年
- ・横浜開港資料館『横浜中華街 開国から震災まで』、1998年
- ・横浜華僑婦女委員会『横浜華僑婦女曾五十年史』横浜華僑婦女曾歷程、2004年
- ・横浜市編『横浜市史』第3巻下、1963年
- ・横浜市編『横浜市史Ⅱ』第1巻下、1996年
- ・横浜市編『横浜市史Ⅱ』第2巻下、2000年
- ・横浜市立大学『横浜 いま／むかし』、1990年

- ・横浜市企画調整局『港町 横浜の都市形成史』、1981年
- ・『横浜と上海』共同研究委員会編『横浜と上海』朋友舎、1995年
- ・読売新聞社横浜支局『落地生根 横浜中華街物語』アドア出版、1998年
- ・遊冲勲先生古希記念論文集編集委員会 編『日本における華僑華人研究』風響社、2003年

中国語文献

- ・王良 編『横浜華僑誌』中華会館、1995年
- ・神戸中華同文学校百年史慶慶祝委員会『神戸中華同文学校百年史』学校法人神戸同文学校理事、2000年
- ・陳徳仁編『神戸中華同文学校80周年史』学校法人神戸同文学校理事、1984年
- ・横浜山手中華学園編集委員会『横浜山手中華学校百年校志』横浜山手中華学園、2005年
- ・横浜中華学院『横浜中華学院百週年院慶記念特刊』横浜中華学院、2000年

英語文献

- ・Miki Sugimura, "Some Problems of Chinese Education in Japan: The Case of Yokohama Chinese Community", Research Bulletin Of International Education, No.11, Edited by Department to International Education, The Center for Education of Children Overseas, Tokyo: Tokyo Gakugei University, 1991.

辞典

- ・北京・商務印書館ほか 編「中日辞典」小学館、2003年
- ・新村出編「広辞苑」岩波書店、1991年
- ・新村出編「広辞苑」岩波書店、1998年

新聞等

- ・李旭光「東京中華学校 生い立ちと概略」人民中国1996年3月5日
- ・神奈川新聞 2005年8月10日
- ・神奈川新聞 2005年4月16日
- ・朝日新聞 1999年7月9日
- ・日本経済新聞 1999年7月9日
- ・日本経済新聞 2005年1月10日
- ・毎日新聞 2005年10月3日
- ・読売新聞 2004年2月1日

インターネット

- ・www.ocac.gov.tw/public/public.asp?selno=12&level=C&no=12、2005年11月12日
- ・www.cnc.takushoku-u.ac.jp/ kakyonet/public_old_html/japanese/school/010724_kobechuuka.html 2005年11月12日
- ・www.cnc.takushoku-u.ac.jp/ kakyonet/public_old_html/japanese/school/010724_tokyochuuka.html 2005年11月12日
- ・www.ne.jp/asahi/tokyo/jikan/bancho/5ban/chuka.htm、2005年11月12日
- ・www.cnc.takushoku-u.ac.jp/ kakyonet/public_old_html/japanese/school/010724_oosakachuuka.html、2005年11月12日
- ・www.chinatown.or.jp/magazine/history/index.html 2005年11月12日
- ・www.yokohama-kanteibyoo.com/chinese.html 2005年11月12日
- ・www.yocs.jp/
- ・www.cnc.takushoku-u.ac.jp/ kakyonet/public_old_html/japanese/school/010724_yokohamachuuka.html 2005年 11月12日

- www.yokohama-chinese.gr.jp/school/05zhao.htm 2005年11月12日
- www.cnc.takushoku-u.ac.jp/kakyonet/public_old_html/japanese/school/010724_yokohamayamate.html 2005年11月12日
- <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B1%AA%E5%85%86%E9%8A%98%E6%94%BF%E6%A8%A9>、2005年1月6日

インタビュー

- 陳国澄さん（「中華学院」の前身である「中華公立小学校」の校友生）2004年5月19日、2005年6月5日
- 沈容先生（江蘇省出身、戦後の「大阪中華学校」初代校長）2005年11月12日、2005年10月11日
- 黄偉初先生（「横浜山手中華学校」元校長、日本華僑華人学会 第5回例会 『横浜山手中華学校百年校誌』についての講演より）2005年9月17日
- 蔡さん（「横浜中華学院」の校友生の父兄）2005年10月20日
- 林宝愛さん（「横浜山手中華学校」元教諭）2005年10月20日
- 瀧民生校長（現在「横浜山手中華学校」の校長）2005年11月1日
- 曾徳深会長（「横浜山手中華学校」の校友生、現在は「横浜華僑総会」会長、第4回 かながわ地球市民塾「横浜中華街で、人々の物語を見つけよう」参加型セミナーのときの講演より）2005年11月12日
- 陳祐国理事長（現在「横浜中華学院」の理事長）2005年12月8日
- 符順和先生（「横浜山手中華学校」元教諭、現在は「日本および横浜華僑華人研究会会員」）2005年10月26日、2005年12月7日、2006年1月5日
- 蔡校長（現在の東京中華学校校長）2006年1月13日

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ推進における現状

「カイロ行動計画」の成果と課題の考察

梅 坪 和 音

はじめに

本論文の目的は、1994年に開催されたカイロ会議において初めて公式に提唱されたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念や解釈が、会議から10年が過ぎた現在、それに関わる活動とともに、世界的・地域的にどの程度浸透しているのかを検証すること、そして、現在の問題・課題となる部分を見てみることであった。その中で、今後の世界人口の予測が最近になって修正されたという事実が、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進内容や状態と何らかの関係があるのではないかとすることを考察した。リプロダクティブ・ヘルス/ライツを取り上げる理由としては、特に開発途上国において、それが開発の最も根底にあり、開発の必要最低限の材料として考えられるからである。

しかし、この問題を見ていく上で重要な鍵となるものの一つに、文化的・宗教的な考え方とのぶつかり合いがあることは、カイロ会議の前後で見られてきたことであった。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの取り組みを考えていく上では、宗教的な考え方やそれぞれの文化に根付いている伝統的な考え方が対立してしまう部分が存在する。その存在が簡単には無視できないために、活動を進めていく上で、この部分に関わった困難が生じてしまうということが考えられた。これまでのリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研究では、ジェンダーや開発などとの結びつきについて数多くなされてきた。その中で、文化的・宗教的なものとの関わりが出てくることは触れられてきたが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと文化、宗教との直接的な関わりについての研究はほとんど見られなかった。

そこで、本論文は、今後も増加が見込まれている世界人口の増加原因の一つに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関わる活動を推進していく上での問題が存在しているのではないかとこの点に着目し、その原因の一つとして、宗教・文化・慣習などの反対勢力の存在の可能性と、人権やジェンダー問題の存在の可能性を仮説として論じ、カイロ会議での行動計画採択の成果が、どの程度表れてきたのかということと、今後の課題はどこにあるのかを検証した。

本稿ではまずリプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念について特に、カイロ会議での行動計画採択の成果と今後の課題を中心に紹介する。

1章 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 日本語では「性と生殖に関する健康/権利」と訳される。女性の健康のみにとどまらない広範囲な分野を網羅する包括的な概念であり、健康を論ずるうえで重要な位置を占める。この概念が重要であると世界的に認識されたのは、1994年にエジプトのカイロで開催されたカイロ会議である。ここで採択されたものが「カイロ行動計画」であり、この中で2015年までの目標が掲げられている。2000年の国連ミレニアム総会で採択された「ミレニアム開発目標」にも、直接的な参照はないものの、リプロダクティブ・ヘルスはミレニアム開発目標達成のための最も有効なアプローチの一つとして反映されている。

しかし、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関して、カトリックやイスラムなどの宗教の考え方やそれに関わる資金的な問題が存在しており、UNFPAが2004年に出したグローバル・サーベイの中でも、

宗教や伝統がリプロダクティブ・ヘルス・サービスの障害になっていることは示されていた。

2章 開発におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツで優先すべき課題

この章では、前章の最後で述べたカイロ会議での目標と、ミレニアム開発目標の達成のための努力を促進するうえで優先すべき課題となるHIV/AIDS、妊産婦保健、思春期のリプロダクティブ・ヘルスに関して詳しく見ていく。各項目を見ていく中で、序章で触れた宗教・文化・慣習などの伝統の存在やジェンダー、人権（特に女性の人権）の問題がどのように関わっているのかを注目していきたい。また、男性の役割についてもここで可能な限り見ていきたい。

2-1. HIV/AIDS

HIV 伝染を予防し、その蔓延を防止し、その影響を最低限に抑える。個人、地域社会、国家レベルで、HIV 感染とAIDS とそれに伴う致命的病気による破滅的結果とそれを防ぐ方法に関する認識を高める。この病気の罹患率を高める要因である社会、経済、ジェンダー、人種による不平等と取り組む。(ICPD 行動計画 第8章 8.29より)

HIV/AIDS（ヒト免疫不全ウイルスおよび後天性免疫不全症候群）は、性と生殖に関する病気の中で最も死亡率が高く最も急速に広まっていて、人類が今までに直面した中でも最も破壊的な病気となっている。HIV/AIDSは人口問題としても特に重要であるとされている。

現在、平均して毎日1万4,000人の男性、女性、そして子どもが感染している。サハラ以南のアフリカでは死因の第1位であり、世界全体でも死因の第4位となっている¹⁾。国連エイズ合同計画（UNAIDS）およびWHOによると、HIVに感染している人は6,000万人以上、AIDSで死亡している人はすでに2,000万人以上になる。サハラ以南アフリカだけでも、2001年に350万人が新たに感染した。HIVと共に生きている人のうち2,800万人以上がアフリカに、ほぼ95%は開発途上国に生きている。「現在は、東ヨーロッパと中央アジアで最も急速に広まっており、そこでの新たな感染者のほとんどが、注射を使う麻薬常用者であるとされている。インドには、400万人以上の感染者がいるとされる。中国での蔓延率は不明とされるがおよそ100万人という公式推計より実数ははるかに多いと思われる。」（UNFPA 2002年）

HIV/AIDSの感染の主なものには次の三つが挙げられる。性感染、血液感染、母子感染である。また、近年先進国を中心に広がっていく感染経路としては、血液製剤による感染、男性同性間性行為、注射器具の共有などがある。中でも一番の感染路とされているのが性感染であり、リプロダクティブ・ヘルスとの関わりが大きいことがわかる。一方で、ここで挙げた三つの感染経路は、基本的に人間の行動や意識の変化によって感染が予防できるということもある。異性間・同性間ともに感染リスクがある性感染については、性行為を避けたり、コンドームを使用したり、パートナーが感染していない場合のみの性関係に限るといった予防法がある。血液感染については、輸血、血液製剤、臓器移植、注射器具の共有など、個々の場面に応じて安全性を確保することで制限が可能となる。そして、母子感染については、帝王切開や抗レトロウイルス剤による感染確率の低減や、安全な飲料水と粉ミルクによる育児で感染を予防するという対策が取れる。この母子感染に関しては、感染している母親のおよそ三分の一が自分の子どもに病気を移している。現在、UNAIDSとWHOは15歳未満の子ども400万人以上はHIVに感染していると推定している。その90%以上は、HIV陽性の母親から生まれた乳児であり、出産前または出産中、もしくは授乳を通してウイルスに感染している。

このような感染は、前例のない乳児死亡の増加をもたらした。子どもがHIVに感染すると急速にHIV/AIDSへと進行し、その多くが死んでしまうからである。2001年にHIV/AIDSで死亡した15歳未満の子どもの58万人のうち50万人、つまり10人中9人ほどはアフリカ人であった。

HIV感染の症状として最も深刻であるのは免疫力の低下であり、結果として様々な感染症や結核、癌など多岐にわたる。流行の大きな国や地域では、免疫力の低下による疾病の増加に備えた医療施設の設備や看護の資源などが必要であり、これは緊急を要する課題となる。また、AIDSの発症後に適切な治療がなされなければ、一年から二年程度の間、ほとんどの発症者は死亡してしまう²⁾。エイズの発症を抑える治療として、いくつかの抗レトロウィルス剤の併用療法が効果を発揮することが判明し利用されているが、現状ではそうした抗レトロウィルス剤は高額なものであり、複雑な投薬管理のために、併用療法が広く実施されている日本や欧米などの先進国と、タイ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンなどの少数の国である。HIV感染者の多くが生きる開発途上国地域のほとんどでは、この療法はまだ行渡ってはいないのが現状である。

UNAIDSを中心とする世界の国別感染者数推計では、HIV流行を類型として大きく二つにわけている。集中的流行（concentrated epidemic）と一般的流行（generalized epidemic）の二つである。集中的流行とは、注射薬物使用者（IDU: injecting drug user）や男性同性愛行為者（MSM: men who have sex with other men）などの「ハイリスク行為者集団」に感染が集中しているということを言い、一般的流行とは、異性間行為が主な感染経路となる。重要である点は、人数が比較的限定されているIDUやMSMの間での流行だけでは国民全体にまでは感染はすぐには広まらないが、異性間行為が主な感染経路となる一般的流行の多い国や地域では、国民全体に広まりやすいということである。多くのサハラ以南アフリカの国々がこの状態にある。

図表1 各国のHIV/AIDS感染率（15歳～49歳）

国名	(%)	国名	(%)
ジンバブエ	24.6	日本	0.1
スワジランド	38.8	エストニア	1.1
南アフリカ	21.5	イギリス	0.1
タイ	1.5	フランス	0.4
ネパール	0.3	アルゼンチン	0.7
フィリピン	<0.1	アメリカ	0.6
中国	0.1	カナダ	0.3

（出所：UNDP 『人間開発報告書』2005年より筆者作成）

世界のHIV感染の多くがサハラ以南アフリカの国々で起きている。新たなHIV感染者の半数は15から24歳の若者³⁾であり、その多くはHIV/AIDSに関する情報や予防サービスも得られず、いまだにこの感染症について知識がなく、どのように自分を守るかについても知らない。特に女性は、男性よりも感染しやすい立場にいるにも関わらず、男性よりも知識が乏しいというのが現状である。また、2010年までには、世界中でおよそ4,000万人の子どもがエイズ孤児⁴⁾になるとUNFPAは予測している。

以下の表は、世界の数カ国の15歳から24歳のHIVの感染率を比較したものである。

図表2 各国の15歳から24歳のHIVの感染率 2005年

国名	男(%)	女(%)	国名	男(%)	女(%)
ジンバブエ	12.40	33.00	日本	0.02	0.04
スワジランド	15.25	39.50	エストニア	2.50	0.62
南アフリカ	10.65	25.65	イギリス	0.10	0.05
タイ	1.09	1.65	フランス	0.26	0.18
ネパール	0.27	0.28	アルゼンチン	0.85	0.34
フィリピン	0.02	0.02	アメリカ	0.48	0.23
中国	0.16	0.09	カナダ	0.28	0.18

（出所：UNFPA 『世界人口白書』2003年より筆者作成）

ジェンダーや文化的な規範によって、女性は男性よりもHIVに感染しやすい。そのために、HIV/AIDSとともに生きる若い男性が450万人であるのに対し、若い女性は730万人に達すると推定されている⁵⁾。HIVとともに生きるすべての人のうち、サハラ以南のアフリカでは57%が、カリブ海諸国では49%が女性であり、中でも一番高いリスクに直面しているのは若い女性である。貧困が原因で、多くの女性が生活のために性産業に従事したり、金銭と引き換えに性関係をもったりする。しかし、このような状況では、コンドームの使用について相手と交渉することが難しい。女性たちは、例えばパートナーがHIVに感染していたり感染の危険にさらされていることがわかっているにもかかわらず、経済的な理由から関係を絶てない場合が多いのである。若い女性が性的関係を持つ場合、相手は自分より年上である傾向があり、そのパートナーは既に感染している確率が高い。思春期の女子の中には、自分を養ってくれたり学費を支払ってくれたりすることと引き換えに関係を持つ。そうした男性は比較的裕福で既婚者である場合が多く、シュガー・ダディ⁶⁾と呼ばれる。また、男性はHIVに感染していないような年少の性的パートナーを求めることが多い。

2-2. 妊産婦保健 妊娠・中絶・避妊

妊産婦保健サービス

妊産婦保健サービスとしては、十分な情報に基づく選択という概念に基づき、安全な母性に関する教育、焦点を定めた効果の出産前ケア、妊産婦栄養プログラム、帝王切開に頼りすぎることを避け、出産時の緊急事態に対処できる十分な出産援助、妊娠、出産、中絶に伴う合併症が起きた場合の照会サービス、出産後ケアと家族計画などがある。

(ICPD行動計画 第8章8.22より)

妊産婦死亡率は、その国の女性の健康状態を知るのに適した指標の一つである。

妊娠、出産、中絶は、女性のみが経験するものであるが、妊娠、出産の合併症は開発途上国の出産可能年齢の女性の主な死因であり、特に、15歳から19歳の若い女性の死因の第一位となっている⁷⁾。この年齢の女性が出産によって死亡する確率は、20歳代の女性の2倍になる。特に、15歳未満の女子の場合は5倍にもなる。身体的に十分に発達していない女子は、妊娠、出産は困難をとまなう。出産で死亡する女性一人に対して、命は助かっても慢性的な障害を持ってしまふ女性が15人から30人いるとされる。慢性的な障害として最も悲惨なものがフィスチュラである。フィスチュラは女性の産道が傷つくことで、尿漏れや便漏れが起きるもので、そのために働くこともできず、差別されたりコミュニティから追放されたりする女性もいる。これは人権問題にも関わる結果を生み出してしまう。20歳未満の若い女性が長時間にわたる分娩停止中に帝王切開が受けられない場合に特にフィスチュラになりやすい。通常子どもは死亡してしまう。手術によって治る確率は90%と高く、再び妊娠・出産できるようになるが、手術へのアクセスがないのが開発途上国のほとんど女性の現状である。

妊産婦死亡率と若年妊娠

思春期の女子の妊娠と出産の増加は、それに伴うリスクも含めて公衆衛生上の重大な問題であり、多くの国で急速な人口増加の一因ともなっている。若者は性感染症やHIV/AIDSに感染する確率も高い。

WHO、UNICEF、UNFPAの最近の推定によると、妊産婦の死亡数は、カイロ会議以降目立った変化はない。ではなぜ、これまで目立った変化が見られなかったのだろうか。

1970年から80年代は、プライマリ・ヘルス・ケア (PHC)⁸⁾、すなわち、地域でのお金のかからない予防活動を推進することで世界中の人々の健康を改善しようという戦略がとられていた。これは、子どもの予防接種や下痢対策には大きな成果をあげてきたが、女性に対しては、妊婦検診、新生児の破傷風などを予防するための妊婦に対する予防接種、乳児の栄養改善のための母乳推進などが行われた程度で、

図表3 地域別妊産婦死亡率（2000年推定）

地 域	妊産婦死亡率 (出生10万対)	妊産婦死亡数	一生のうちに妊娠・出産時に 死亡する危険性 (以下の数値分の1)
世界全体	400	529,000	74
先進工業国	20	2,500	2,800
ヨーロッパ	24	1,700	2,400
開発途上国	440	527,000	61
アフリカ	830	251,000	20
北アフリカ	130	4,600	210
サハラ以南アフリカ	920	247,000	16
アジア	330	253,000	94
東アジア	55	11,000	840
南/中央アジア	520	207,000	46
南/東アジア	210	25,000	140
西アジア	190	9,800	120
ラテンアメリカ・カリブ地域	190	22,000	160
オセアニア	240	530	83

(出所：UNFPA『世界人口白書』2005年より)

女性の命を守ることを直接の目的とするというよりも、子どもの健康を守るために母親も対象にするという考え方であった。妊産婦死亡の数に比べて、子どもの健康対策は、予防接種などの具体的な方法が確立されていて、死亡率の低下は目に見える形で結果が表れやすかった。妊産婦の死亡が大きく変化していかなかったのは、妊産婦死亡を減らすには、産科救急医療の提供できる環境を作る必要があり、それには費用もかかり容易なことではなかったということがある。また、子どもの命を救うということに異論は少なかったが、女性を対象とした活動に対しては、伝統的社会的男性指導者たちの抵抗感が生じていたということがあった¹⁰⁾。

開発途上国の多くでは、一般的に女兒よりも男児を優先する傾向がある。それは、女兒は将来結婚させなければならず、将来親の面倒を見ることもないなどの理由からである。家族のレベルだけではなく、地域社会においても女性の地位は低く、病気や妊娠、出産で医師の診察を受けたくても、夫や、場合によっては所属する村の長老などの許可が必要な地域もある。外出ですら自由ではなく、金銭もないために病気への治療が手遅れになり、死に至ることもある。世界各国では一般に男性の平均余命は女性よりも短い、最貧国では女性の平均余命が男性よりも短い国があり、主として妊娠、出産時の死亡のためであるとされている¹¹⁾。

避 妊

避妊法の利用は国によって異なる。所得や教育、民族、そして家族計画プログラムの影響力に応じて利用状況も変化する。

表は各国全体の数値であるが、この中でも、最富裕層と最貧困層の間の差は大きく、最大ではその差が12倍になる国もある。世界全体では、2億100万人の女性が近代的な避妊法を利用できない状態にあるが、選択肢があれば家族計画を実行できる人は多くなるはずである。避妊の選択肢を広げることにに関して、カイロ会議では「あらゆる種類の」家族計画の方法を全ての人々が利用できるようにすることを求めている。

図表4 避妊実行率

国名	避妊実行率(%)	
	何らかの方法	近代的避妊法 ⁽²⁾
エチオピア	8	6
南アフリカ	56	55
シエラレオネ	4	4
日本	56	51
フィリピン	49	33
ベトナム	79	57
ノルウェー	74	69
米国	76	71

(出所：UNFPA『世界人口白書』2005年より著者作成)

しかし、効果的な避妊法のひとつであるコンドームは、需要に対して供給が大きく不足しているのが現状である。

人工妊娠中絶

UNFPAによると、毎年1,900万件の中絶が不衛生な状況や医学的に問題のある状況で実施されている。その結果、多くの女性が死亡している。金銭的、文化的、法的などの理由から、技術を持たない者による中絶処置の実行というやみ中絶なども存在していることを考えると、中絶数はこれ以上となり、死亡数もさらに多くなっているこ

とが考えられる。

カイロ行動計画は、安全ではない中絶の影響は公衆衛生上の主要な問題であるとの認識から、望まない妊娠を予防し、家族計画サービスの拡大と改善を通じて妊娠中絶への依存を軽減するためのあらゆる努力を各国政府に促している。安全で効果的な避妊法が利用できれば、人工妊娠中絶の件数は減少する。また、中絶を望んでも、訓練された医師がいて設備の整った医療施設で行うことができれば、死亡率は極めて低くなるはずである。

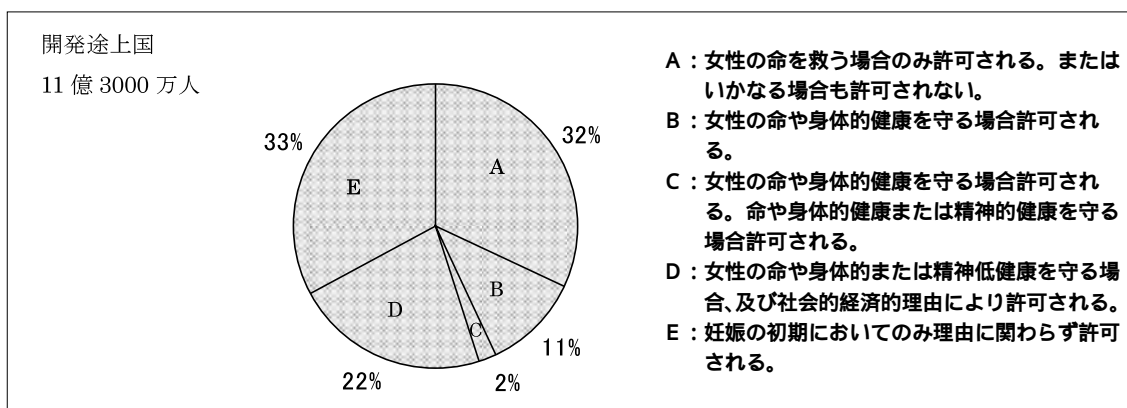
世界的に見て、家族計画の実施と出生率の低下は、必ずしも一人当たりの所得に左右されないということが、UNDPの人間開発報告書(1995年)の中でも確認されている⁽³⁾。家族計画は所得には関係ないということとなる。

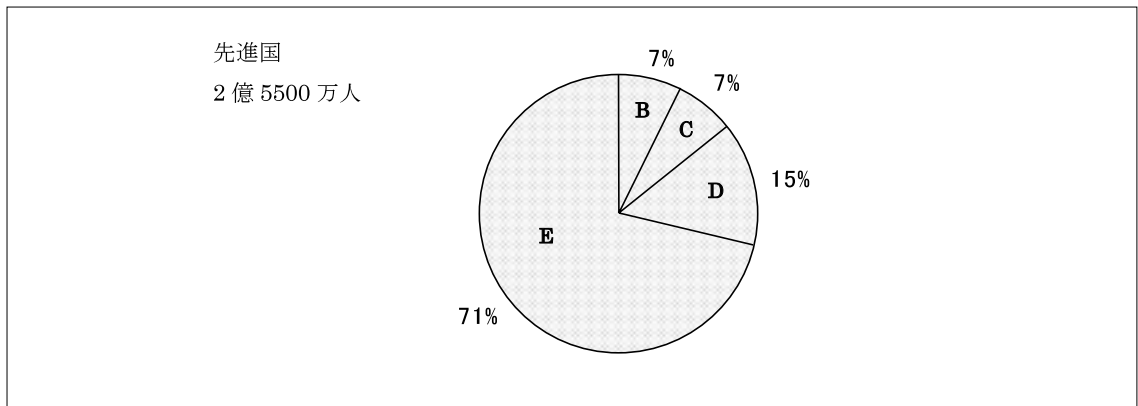
世界中の多くの国が、この人工妊娠中絶に関しては、程度の差はあるが何らかの法的制限を持っている。たとえ非合法であっても、望まない妊娠を中絶しようと多くの女性がやみ中絶という選択をしてしまう。開発途上国においては、中絶が非合法である国が多いにもかかわらず、実際の中絶件数は多い。

(図表5)

中絶は、政治的・社会的・宗教的に極めて微妙な問題であり、容認するか否かが立場が分かれてしまうために、国際会議でも見解がまとまらないことが多い。カイロ会議でも、安全な妊娠中絶は行動計画に盛り込むことができず、流産・中絶の防止とその後の合併症の適切な処置について記載されることにとどまった。

図表5 世界の妊娠中絶の法的状況





(出所：JOICFP「人口・リプロダクティブ・ヘルス～世界と日本～」2005年より)

文化的慣習と健康状態

女性性器切除という文化的な儀礼は、女兒が8歳から10歳頃になると、小陰唇・クリトリス等外陰部を切除する習慣である¹⁴⁾。女兒の身体・精神を害する悪習として国際的には廃止が訴えられているが、現在でもアフリカを中心に世界のおよそ30カ国で行われている。

女性性器切除は、村の老女など、医学的な知識が十分に無い人によって、麻酔もせずに不衛生な道具を使って行われる。そのために、多量の出血があったり尿道を損傷したりして後遺症を残す人もいる。

こうした儀礼が政府によって禁止された例もあるが¹⁵⁾、住民の間では良い習慣として継続を望む者が多い。女性の身体や精神を害するだけであるため、WHOやUNFPAなどの国際機関や各国政府、国際NGOなどは廃止を訴えているが、強制的に廃止しようとしても、逆に固有文化に対する抑圧だと捉えられてしまい反発に繋がってしまうこともある。

伝統的な習慣が女性の健康に影響を及ぼすことはこれだけではない。人々の生活の中に深く根付いているものであるから変えることは容易なことではない。従って、健康を守るためには、その社会や文化になじむような形の対策を考えなければならない。

妊娠、出産の時期に、文化や習慣の影響はよく現れる。妊娠中や授乳中の食べ物のタブーは多くの社会で見られる。産後の一定期間外出しない習慣や、産後にベッドの下で火を焚く習慣などもある。食習慣によって女性の健康状態が悪いと、健康な子どもが生まれてこないことにも繋がる。乳児を人の目に触れさせないために、布でぐるぐる巻きにして暗い家の中においておくことや、外出時に女性が黒いベールで身体を覆い隠す習慣などは、日光に当たらないことからビタミンDが不足し骨折しやすい体になってしまうこともある。

アンメット・ニーズ(満たされないニーズ)

出産を望んでいない、妊娠を避けたいが避妊へのアクセスがないなどという状況が、開発途上国では妊産婦の死亡率を上げてしまう原因となる。ここで言うアンメット・ニーズとは、このような状況にある女性やカップルの満たされていないニーズのことを指す。これは、需要の増大、各種のサービス提供にまつわる制約、コミュニティや配偶者の支援の欠如、誤った情報、費用、および限定された交通手段などが原因となって生じるものである。UNFPAの調査によると、避妊実行率が25%から40%の間の国において、アンメット・ニーズの割合が最も高くなる。近代的避妊法が増加すると、アンメット・ニーズは減少するとされる。

カイロ会議は自由意志に基づくインフォームド・チョイスによる出産を保障する指導原則として、アンメット・ニーズの減少を最優先した。カイロ会議から5年後に開かれたICPD+5では、2005年まで

にアンメット・ニーズを1990年の水準から半減させること、そして2015年までに出産に関するすべての要望を満たすという指標を出している。

家族計画は開発途上国の女性が、妊娠・出産・中絶に関連して死亡してしまうのを防ぐのに有用な手段、対策の一つである。中絶に関して、文化的・宗教的にその実行に難しさを持つ場合の対策を考えると、中絶に至らない方法を考えるのが最も近道であろう。そのためには望まない妊娠を防ぐしかない。その時に最も必要なのがそのための知識（教育）であるが、女性だけではなく男性も同時に知識を持つことが必要である。知識をつけることで望まない妊娠を防ぐことができる場合は改善の余地は大いにあるし、実際に援助機関が援助を行っているところである。

ここで問題として残るのは、男性社会が根強く残っていたり、民族や慣習として容易に男性の協力が得られない場合である。変化させる可能性があったとしても、時間を要し、その間にHIV/AIDSが広まってしまうことも考えられる。

しかし、2005年にUNFPAが主催したイスラム教団体の地域会議では、アフリカ17カ国のイスラム教指導者とその他の宗教指導者たちが、女性の権利とリプロダクティブ・ヘルスの促進が、彼らの姉妹や娘の命を救い、アフリカの貧困を削減するために不可欠であるということを手紙で主張する宣言を採択している¹⁶⁾。カイロ会議以降重視されてきた男性の役割が、数々の働きかけやプロジェクトを通して広められていき、現在ではリプロダクティブ・ヘルスに関しての男性の意識の向上は重要な項目として取り入れられている。

若年妊娠は十分に体が発達していない年齢での出産を伴うために、死亡率が高く、パートナーが年上であればHIVに感染する確率も高くなる。女性の権力が男性よりも劣るとされる社会では、女性から家族計画の交渉すら提案することができない。ここに、女性の人権が軽視されている問題がある。また、女性性器切除といった文化的慣習の結果に生じる人権問題もあることがわかった。避妊や中絶に関しては、女性の選択肢の少なさに加えて、法的、宗教的な壁が存在する。避妊へのアクセスを妨げられている人々のアンメット・ニーズを満たすことが、中絶件数を減少させるためへの近道であるが、ここでもパートナーの理解が欠けていたり、不十分な教育のために誤った情報を得てしまうことがある。

宗教の理解に関しては、宗教指導者への呼びかけによってリプロダクティブ・ヘルス/ライツが理解されるような動きがあった。これは画期的なことであり、呼びかけの対象を絞ること、その立場に立って考えることで理解されるという可能性が十分にあることが証明された。

ここままで最も問題として残っているのは、男性の役割と理解についてである。男性社会が根強く残っている多くの地域において、今後最も対策が必要な部分の一つであると考えられる。

2-3. 性教育とピア・エデュケーション

思春期のリプロダクティブ・ヘルスニーズ

集団としての思春期のリプロダクティブ・ヘルスのニーズは、現存するリプロダクティブ・ヘルス・サービスの中では、今まではほとんど無視されてきた。思春期の若者のリプロダクティブ・ヘルスのニーズに対する社会としての対応は、責任ある意思決定に必要な成熟レベルに達するのに役立つ情報に基づいていなければならない。特に、情報とサービスは、思春期の若者が自分のセクシュアリティを理解し、望まない妊娠や性感染症、それに起因する不妊症の危険から自分を助けるため、思春期の若者に利用可能でなければならない。これは、女性の自己決定を尊重し、セクシュアリティと生殖に関する事柄について女性と責任を分担するという若い男性に対する教育と結びついていなければならない。

(ICPD行動計画 第7章7.41より)

リプロダクティブ・ヘルスに関する情報と教育は、先に述べてきた妊産婦死亡率や避妊、中絶に関し

て重要である。中でも思春期の若者にとっては最も重要であるとされている。若者の妊娠を減らし、HIV/AIDSの世界的流行を食い止めるためにも、情報と教育は不可欠な要素である。カイロ会議でも、リプロダクティブ・ヘルスに関する若者の多様なニーズは優先すべき人権問題であり、現実的問題として捉え、以降多大な関心を寄せてきた。

知識、技能、態度の向上を目指す様々なアプローチには、生殖に関する生物学的知識や人間開発、人間関係、ジェンダーの問題、性感染症の予防法などがあるが、思春期の若者はどこでどのように情報を得るのだろうか。カイロ会議以降、様々な手法や媒体が多くの場面で利用されてきている。劇やコンサート、マスメディアを通じたメッセージ、スポーツイベント、電話相談、訓練を受けた若者によるピア・カウンセリングやピア・エデュケーションなどが挙げられる。

ここではまず、近年思春期のリプロダクティブ・ヘルスに取り組む際の最も一般的なアプローチとされているピア・エデュケーションについての現状を見ていく。ピア・エデュケーションとは、ある特定のグループのメンバーを使い、同じグループの他のメンバーに意識や行動の変化を促すというアプローチまたは戦略のことである¹⁷⁾。ピア・エデュケーションは、十分な情報に基づく自由な意思による選択ができるように、対象となるグループのメンバーに必要な知識と技能を提供することを目指している。その役割をする人のことを、ピア・エデュケーターと呼ぶ。知識や態度の改善を通して、ピア・エデュケーター自身に強い影響を与えることができると考えられている。また、リプロダクティブ・ヘルスに関してのピア・エデュケーションのアプローチは、若者の男女が共に学び、教えあうことで、ジェンダーの不平等にも取り組むことが期待される。また、学校に通っていない思春期の若者を対象とした活動が課題となっている地域でも、ピア・エデュケーターを活用したプログラムを取り込んできた例もある。

ピア・エデュケーションによる各国の取り組み

これまで開発途上国では、UNFPAなどの国際機関が中心となって、ピア・エデュケーションの促進がなされてきた。中央ヨーロッパと東ヨーロッパ、旧ソ連諸国では2000年からの2年間で165人のピア・エデュケーターを養成し、HIV/AIDS予防の中にジェンダー問題を組み込むプロジェクトを通して3万1,000人の若者を対象に活動した。ここでは情報技術(IT)を利用して、ウェブサイトや遠隔教育を行っている。このサイト¹⁸⁾を通して、誰でも資料が入手できたり、トレーニング・プログラムの情報を入手できたりする。ナイジェリア、ガーナでは「西アフリカ・ユース・イニシアティブ・プロジェクト」が実施され、リプロダクティブ・ヘルスに関する情報、教育、カウンセリングなどを、学校に通っていない若者にも利用しやすい環境を作った。ザンビアではコンドームを配布し、カメルーンでは1対1での活動を中心にピア・エデュケーターが活躍した。

学校における教育

学校での性教育の利点としては、少なくとも若者の就学率が高い国では、多くの生徒を一斉に対象にできるという点に大きな可能性があるということである。しかし、性教育プログラムは、先進国、開発途上国問わず、その内容やセクシュアリティを取り上げる難しさに多くぶつかってきた。いくつもの変化を遂げてきた性教育プログラムに関してUNFPAは、学校を拠点とするプログラムが以下の場合に最も成功するという結論があることを示している。

- ・ 正確な情報に基づいた明確で一貫したメッセージを提供している場合
- ・ 意図しない妊娠や感染症につながる性行動の減少に焦点を当てている場合
- ・ 特定の年齢や文化背景に対応している場合
- ・ 健康に関する行動変容について証明済みの理論的枠組みに基づいている場合
- ・ 生徒を参加させ、技能に基づき、社会的圧力に取り組む教授法を用いている場合
- ・ 教師の参加を促し、トレーニングする場合

また、HIV/AIDSの予防に関しては、特にアフリカで広がっている「ABCアプローチ」が挙げられる。セックスに対して禁欲にすること（Abstain）、一人のパートナーに誠実であること（Be faithful）、一貫して正しくコンドーム（Condoms）を使うこと、も三つを掲げたものである。このアプローチの効果も出されてはいるが、依然として問題として残されているのは、このようなわかりやすいメッセージでも、国や地域によっては社会的・文化的規範やジェンダー規範のために実施が困難である地域が存在していることである。そのような地域では、多くの女性は自分の意思でセックスをしないことを選択したり、相手にコンドームの使用を求めたりする交渉力の自由がないのである。

上に見たように、特定の年齢や文化背景に対応している場合、アプローチの成功率は上がるとされている。ここで考えるのは、一つのアプローチを広範に広めるという手法よりも、ある一つの文化背景に応じてアプローチの数や内容を変化させるといった手法の方がより効果が上がるのではないかとということである。政策立案者は、ある特定の文化（又は宗教）の視点に立ち、その文化（宗教）の考え方に沿った形でのアプローチをすべきである。その過程では、その文化（宗教）に属する者の意見が重要であって、更にはその人物がアプローチを広めていくことがより効果的な方法ではないかと考えることができる。

2-4. 思春期保健とリプロダクティブ・ヘルスプログラムの連携

思春期のリプロダクティブ・ヘルスに関する国際合意

ICPD + 5 では、リプロダクティブ・ヘルスの教育、情報、カウンセリング、健康増進戦略など、思春期の若者のリプロダクティブ・ヘルスのニーズに効果的に取り組むための適切で具体的な、しかも利用者が使いやすく受けやすいサービスへのニーズを満たすことを各国政府に求めている。その目標は、特に思春期における妊娠件数を減少させるためや、思春期の若者が責任ある行動や正しい情報に基づいた行動の選択を決定できるようにすることである。また、ICPD + 5 での合意項目についてUNFPAは、若者に関わって特に注目すべきなのは以下の六点であると述べている。

- ・ 政府は、親と子どもに対して法的責任を持つ人が、思春期の若者の能力の向上に調和する形で、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスの情報の提供に関する教育を必ず受け、それに関与するよう図らなければならない。
- ・ 性行動をしている思春期の若者には、性感染症やHIV/AIDSの予防と治療に関する情報とサービスに加え、特別な家族計画の情報、カウンセリングおよび保健サービスが必要である。
- ・ これらのサービスは、文化的価値観および宗教的信条を尊重し、かつ既存の関連する国際協定や条約に則して、プライバシー、守秘性、説明を受けた上での同意に対する思春期の若者の権利を保護しなければならない。
- ・ 妊娠した思春期の女性は、特に危険な状態にあり、妊娠中、出産時、乳幼児の育児期間中には、家族、ヘルスケアの提供者、近隣の人々からの特別な支援を必要とする。この支援によって、これらの思春期の女子が学業を継続できるようになるはずである。
- ・ 各国は、性感染症、HIV/AIDS、性暴力および虐待の予防と治療を含めて、思春期の若者が必要とする適切なサービスと情報を受けようとする気持ち、プログラムやヘルスケア提供者の態度によってなえてしまうようなことがないように図らなければならない。
- ・ 政府と援助国は2005年までに15歳から24歳の若い男女の最低90%、また2010年までには少なくとも95%が、情報、教育、サービスを確実に受けられるようにし、HIV感染に対する若者の脆弱さを低減するのに必要な生活技能を身につけている必要がある。サービスには、女性用および男性用のコンドーム、自発的に受ける抗体検査やカウンセリングとフォローアップなどの予防的方法へのアクセスを含む必要がある。

（出所：UNFPA『世界人口白書』2003年より）

思春期の若者が重要なターゲット

今日、青少年（10歳～24歳）は、数の上で史上最大の世代を構成している。世界人口のほぼ半数になる30億人余りが25歳未満である。若者（15歳～24歳）の85%は開発途上国に暮らし、その多くはHIV / AIDSの危険に直面しながら成人を迎えている¹⁹⁾。

カイロ会議やミレニアム開発目標の達成のために、青少年へ焦点を当てるのが優先的な課題であるのは、彼らにとって思春期は特に重要な成長過程であるからである。知識や技能の習得、価値観の吸収に柔軟であることに加えて、自身の考え方が形成途上の過程にあるということもあって、多くの可能性に溢れている。彼らの健康のためにも、自国の発展への参加のためにも、知識や技能の習得が必要であり、加えて、リプロダクティブ・ヘルスの情報とサービスへのアクセスの確保も重要である。カイロ会議、ミレニアム開発目標達成の年には、現在10歳である子どもも20歳を迎え、開発の担い手としての立場となる。今日下される決定事項、政策内容の影響が何世代にも渡って続くことを考えなければならない。

1章で触れたUNFPAのグローバル・サーベイの結果によると、調査対象国151カ国のうち、学校のカリキュラムにリプロダクティブ・ヘルスに関するものがあるのは84%に上っている。しかし、学校外でのプログラムや若者専用のクリニックがあるのは39%であり、先生やスタッフへの訓練を実施しているのは26%、ピア・エデュケーションの実施はわずかに19%となり、学校でのプログラムはあっても、教育者、知識を持つ者の不足が見られる。

また、文化的にリプロダクティブ・ヘルスの問題を自由に討論することが不相当であるのが43%、サービスを求める若者に対して文化が壁になっていると答えたのが41%、宗教的な障害のためにサービスを求めるのが困難であるのが32%となっている。教育者の不足に加えて、やはり文化・宗教的な要因が若者のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの達成に大きな障害となっていることがわかる。

今日問題であるのは、ジェンダーによる社会通念によって思春期の経験は大きく左右されるということである。特に少女の場合はその経験によって不利におかれる場合が多い。学校を中退したり、性的暴力や若年結婚、若年妊娠による危険が男子よりも高まる。思春期の間の差別的な扱いから、多くの社会で女子は妻や母になるように仕向けられ、男子は強さと支配力を持つように期待されるようになる。学校に行けない女子は自分自身をHIVから守ることができず、情報によってはHIVすら知らない者さえ出てくる。

思春期の若者が自身の価値や可能性を認識するには、家族や友人、学校、コミュニティ、メディアによる影響が大きい²⁰⁾。女子と男子が互いに尊重できるよう、また、教育や職業の機会を平等にすることを目指すことが、結婚やその後の家族計画にも大きな影響を及ぼし、開発目標も前進させることが可能となる。そうしたことから、彼らを政策やプログラムづくりに巻き込むことが重要であることが伺える。カイロ行動計画の中でも述べられているように、これまで思春期のリプロダクティブ・ヘルスのニーズは、現存するリプロダクティブ・ヘルス・サービスの中ではほとんど無視されてきた。ここに、現在の大きな課題がある。この点に焦点を当てて活動している国々では、先に取り上げたピア・エデュケーションを利用している国もある。

また、思春期の若者が自ら取り組むことの他に、彼らが利用しやすい保健サービスの存在も重要である。サービス提供者は青少年に対する敬意を持つ必要があるし、施設が青少年専用の場所や時間枠を設けることも必要であろう。施設利用の料金も可能な限り低額でなければならず、十分な情報やカウンセリングサービスも必要である。

思春期の若者とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関わる一番の課題は、思春期もしくはその時期よりも前の段階でジェンダーの格差をなくすことである。最も重要であるが、これまでの文化や社会背景、伝統の存在によって最も困難な課題でもある。

カイロ行動計画、ミレニアム開発目標達成の年には現在の若者が開発の担い手となっていること、知識や技能、価値観の吸収に柔軟な時期であるということ、自身の考え方が形成過程にあるということなどから、若者に対する対策の重要性が明らかになった。特に、価値観も形成途上であるという点においては、現在根強く残っている男性社会や女性軽視の文化、ジェンダー問題を変化させる可能性を含んでいることが期待できる。ここで、援助機関のプログラムや政策は重要なものとなってくるであろう。これまでほとんど無視されてきた若者のリプロダクティブ・ヘルス/ライツのニーズがカイロ行動計画で優先事項とされたことは、これまでの伝統や文化、宗教の壁を越えての活動や概念の理解を可能にするための最も注目すべき点であると考えられる。

3章 世界の現状と課題

3-1 . リプロダクティブ・ヘルス 2005年までの状況

1994年のカイロ会議の開催から、2004年で10年をむかえた。行動計画の目標と計画は2015年までと定められているので、現在がその中間地点である。

2004年8月31日から3日間、グローバルラウンド・テーブル（地球円卓会議）がロンドンで開催された。これはリプロダクティブ・ヘルス/ライツを推進している国々が、カイロ会議から10年の成果と課題を確認し、次の10年に向けての新しい挑戦を確認する目的であった。

この会議の中で出された10年の成果と課題を以下に挙げる。

- ・多くの国でリプロダクティブ・ヘルスの質的向上があった。しかし、基本的サービスに料金徴収するところも出てきたためその料金を支払えない貧困女性も増えた。
- ・妊産婦ケアに対する注目が高まった、それでも最貧困諸国での妊産婦死亡の低下は見られない。
- ・産まれて最初の5年間の乳幼児の生存率は上がった。しかし、HIV/AIDSのため親が死亡してしまう例（エイズ孤児）が増加している。
- ・学校に行く女子が増えた。しかし、学費の高騰から中途退学する女子が増え、資金不足から閉鎖される学校もあった。
- ・社会のあらゆる分野で参加する女子が増えた。しかし、女性に対する暴力や性的虐待の例も増加した。
- ・平和の構築に女性が重要な役割を果たしていることを認める。しかし、女性や女子に対する暴力や彼女たちを戦争の武器として利用する場面もあった。
- ・コンドームの販売キャンペーンが成功した例は多い。しかし、在庫切れの例もあった。
- ・HIV/AIDSの治療法が進み、価格も下がった。しかし、HIVに感染し、AIDSが発症しながら、延命治療を受ける見込みすらない若い男女は数えきれないほどいる。
- ・カイロ行動計画の背後にある国際社会の連帯に拍手喝采したが、ある国の姿勢が断固反対となり、その結果、数多くの人々の生命、健康、そして進歩をそこねた。
- ・私たちはミレニアム・サミットに参加し、2015年までに貧困を半減させることをめざしたミレニアム開発目標の作成を手伝った。しかし、その後、その目標達成の緊要性が感じられない。政策立案者の多くの中で、自由市場の論理がビジョンを押しやってしまった。

グローバルな指標を見れば、貧困は緩和されている。しかし、各国の現状をみると貧富の格差はますます広がっている。地に足をつけて活動する私たちには、誰が恩恵を受けているか、誰が取り残されているかがわかる。（JOICFP ホームページより抜粋）

以上の内容から、エイズ孤児や妊産婦死亡、女子への暴力や性的虐待などという新しい課題をいくつか見ることができる。そして、出てきた成果からカイロ行動計画の目標が現実的なものであったことも伺える。しかし、2015年までに全てが達成されるであろうか。また、この会議の中でも、中絶を認める

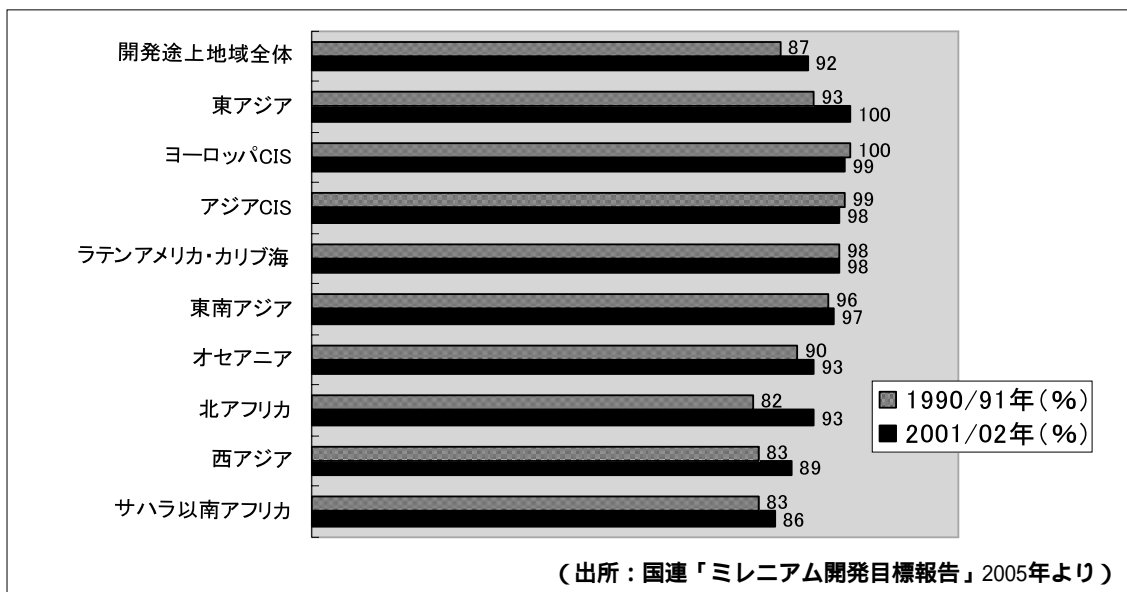
家族計画関係事業への資金拠出を止めた米ブッシュ政権にも批判が相次いだ²¹⁾。

ここでは、ICPD + 5 でのリプロダクティブ・ヘルスに関する数値目標が、現在の時点でどれくらいに達しているのかを確認する。具体的な数値目標が盛り込まれたのもののうち、データの入手が可能であった①教育、②専門技能者立ち会いによる出産、③アンメット・ニーズおよび家族計画実行率、④HIV感染率の四項目について見ていく。

①教育

目標：1990年時点の女性および女子の非識字率を2005年までに半減させる。2010年までには最低でも90%の子どもが男女とも小学校に就学できるようにする。

図表6 男子に対する女子の小学校就学率 1990/01年と2001/02年
(男子100人あたりの女子生徒数)



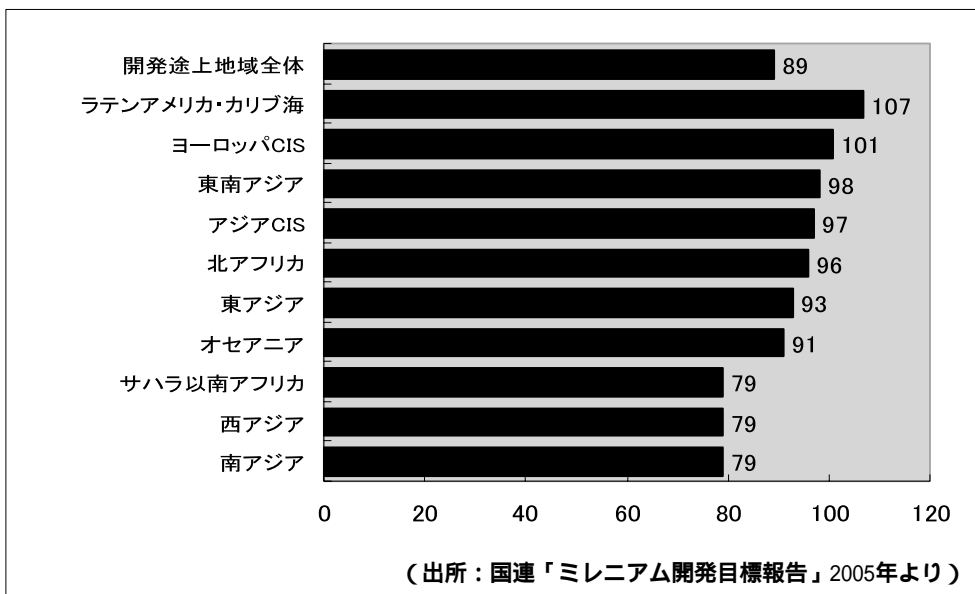
ほとんどの地域では女子の就学率は上がってきている。それでも、アジアやアフリカの国々では男女格差が相変わらず深刻な問題となっており、学校施設や資源の不足、家庭内での男子優先の生活などがその主な原因となっている。また、男女格差は中等・高等教育ではより深まることもわかっている。中等・高等教育を受ける女子が男子を上回っている国もあるが、ほとんどの開発途上地域では、教育のレベルが高くなるにつれて男女の格差は大きくなる。

女子教育に投資することは、貧困削減の最も効果的な方法の一つである²²⁾。リプロダクティブ・ヘルスにはどのように関わっていくのかということ、まず、教育を受けた母親は子どもの保健、教育、栄養状態に影響を及ぼし、人的資本を増加させる。そして、学歴のある女性は有給の仕事に就き、家庭の所得を増加させることが可能である。所得が多くなれば、出産時の専門技能者の立ち会いを求めることができるのである。学校での性教育を受けることが可能となれば、家族計画実行の増加にもつながる。

目標達成が可能であろう地域はあるが、あと5年で大きく改善が必要な地域も未だ多くある。女子教育に関しては多くの国が進歩を遂げてきたとされているが、ミレニアム開発目標でも掲げられた、すべてのレベルでジェンダー格差をなくすという達成の見込みは著しく低いと考えられる。女子教育に関する具体的な進歩の内容には、例えば、バングラディッシュ、ブラジル、中国、エジプト、インド、イン

ドネシア、メキシコ、ナイジェリア、パキスタンでは女子教育を優先課題として掲げてきたこと、貧困層、農村部出身の優秀な女子への奨学金制度ができてきたこと、ネパールでは農村部出身の優秀な女子を地元の教師に推薦すること、カメルーンではUNICEFが後援するプログラムにより、1997年から1998年の1年間で少女の就学率が8%上昇したことなどが挙げられる。しかし、一方で、進歩を妨げている要因も残っている。それは、地域や民族、男女間における教育の質の問題である。家庭内外における女子の社会的・経済的価値が未だ認識されていない地域の存在、そこでの女子教育をめぐる親の意思決定は、文化的な問題として今後の課題となる。

図表7 男子に対する女子の中学・高校就学率 2001/02年（男子生徒100人あたりの女子生徒数）

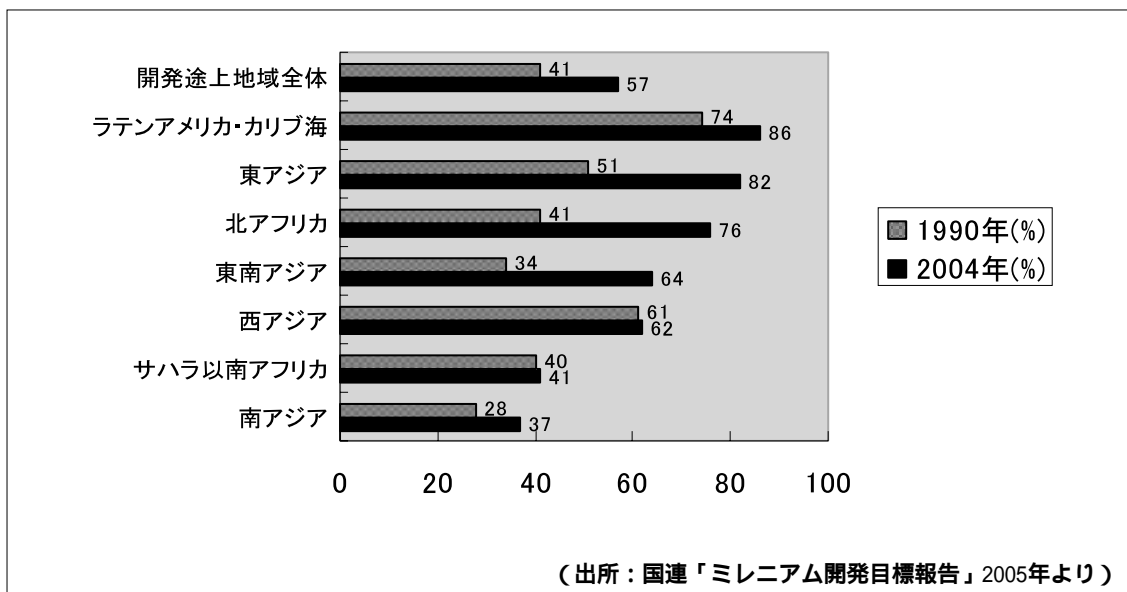


② 専門技能者立ち会いによる出産

目標：妊産婦死亡率が非常に高い地域では、2005年までに全出産の最低でも40%に専門技能者が立ち会うようにする。この数値を2010年までに50%、2015年までには60%まで増加させる。世界全体では、2005年までに専門技能者立ち会いによる出産の割合を80%にしなければならない。この数値を2010年までに85%、2015年までには90%に増やす。

専門技能者立ち会いによる出産に関しては、南アジアを除いてほとんどの地域が2005年までの目標数値を達成できている。2015年までの目標数値をすでに達成している地域もある。しかし、サハラ以南アフリカではほとんど変化は見られていない。出産時の専門技能者の立ち会いは、妊産婦死亡率を引き下げることのできる要素の一つである。しかし、2002年でも見たように、WHO、UNICEF、UNFPAの最近の推定によると、妊産婦の死亡数はカイロ会議以降目立った変化はないとされている。なぜ、専門技能者の立ち会いが増加しているにもかかわらず、妊産婦死亡率には大きな変化が見られないのであろうか。ここでは十分なデータは得られなかったが、考えられることはまず、専門技能者の立ち会いがあっても、緊急の出産施設の整備が十分でないことや、医療品が欠如していたりすることである。そして、出産に至るまでの要因として、若年妊娠や若年出産、中絶による妊産婦の死亡が圧倒的に多いからということが考えられる。

図表8 専門技能者立ち会いによる出産 1990年と2004年



③ 家族計画のアンメット・ニーズ

目標：避妊薬（具）を使用している人の割合と、出産間隔をあげたい、または子どもの数を制限したいと希望している人の割合との格差を2005年までに半減させ、2010年までに75%、2015年までには完全に消失する。ただし、この目標達成のために、数値目標や割り当て制を採り入れてはならない。

入手できたデータは、15歳から19歳のものであるため、年齢の幅をさらに広げると、アンメット・ニーズの割合が多少変化することも予想される。ここでわかることは、まず、出産を制限することよりも、出産間隔をあげることのアンメット・ニーズの方がどの地域も明らかに高いということである。これは、結婚後の女性の自己決定権の弱さを表していることが考えられる。家族計画の実行率が比較的高いラテンアメリカ・カリブ海地域でも、アンメット・ニーズが低いとは限らない。2005年までの目標達成は全体的に難しい。

家族計画の需要がどう満たされているかは地域や国によって異なるが、需要レベルや形態、婚姻の形態、政治的意思の違いは大きく反映されてくるであろう。

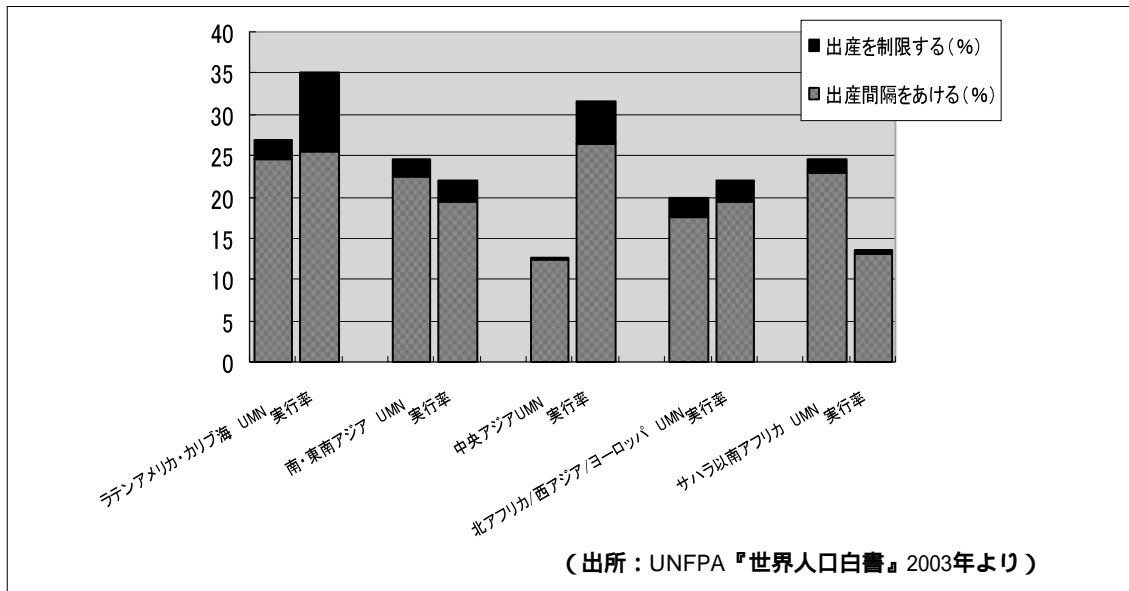
④ HIV感染率

目標：2005年までに15 - 24歳の若い男女の少なくとも90%が、また2010年までには95%が、女性および男性用のコンドーム、自発的に受けるカウンセリングと抗体検査・フォローアップなどHIV / AIDSの予防手段を利用できるようにする。HIV / AIDSの影響が最も深刻な国では、この年齢層のHIV / AIDS感染率を2005年までに25%削減し、世界的には2010年までに25%減少させる。

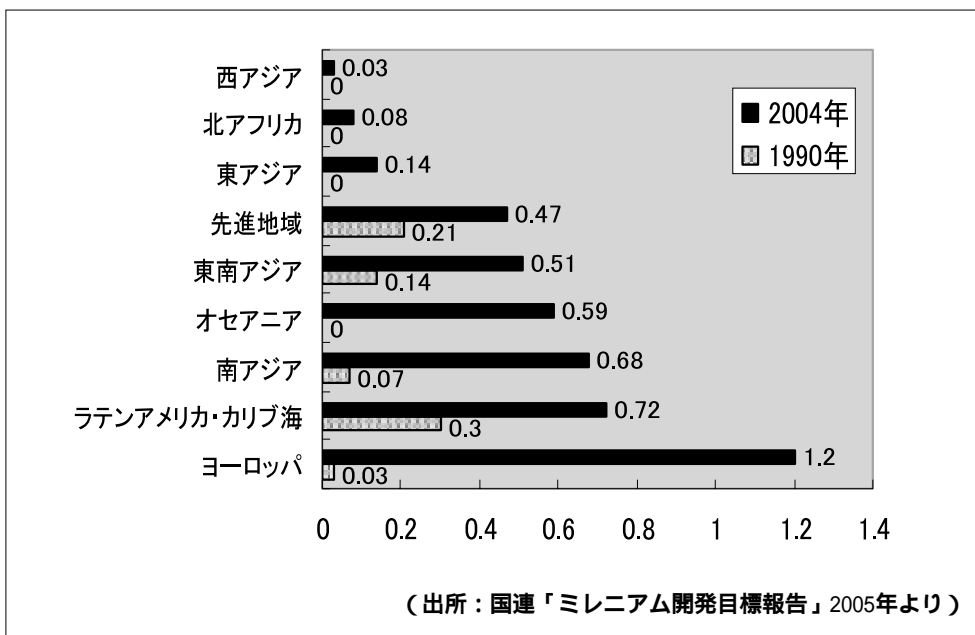
15歳～24歳のみデータの入手が困難であったため、UNFPA、UNDPが成人として扱っている15歳～49歳のデータを使用する。HIVの感染率は1990年と比べると世界的に大幅な増加傾向にある。2004年には全世界で490万人がHIVに感染し、310万人がAIDSで死亡している²³⁾。HIVが最も急速に蔓延している地域は、ヨーロッパのCIS諸国とアジアの一部である。コンドームの利用に関しては、ミレニアム開発

目標でもHIV/AIDS蔓延を食い止めるという目標を掲げているにもかかわらず、人間開発報告書の中ではおよそ30カ国の数値しか発表されていない。数値が出されているものでも、そのほとんどが50%以下となっている。この目標に関しても達成は難しいと考えられるが、ピア・エデュケーションや若者の積極的な活動、思春期保健プログラムの増加が今後の課題であることを考えると、感染者後退の可能性は考えられる。

図表9 15歳から19歳の家族計画アンメット・ニーズ(UMN)および家族計画実行率 (1999年~2003年の調査より)



図表10 成人(15歳~49歳)のHIV感染率 1990年と2004年



グローバルラウンド・テーブルでの成果報告を見ても、具体的な目標数値を見ても2005年までの目標はほとんどが達成されていない。UNFPAも、「アジア、アフリカの多くの国でICPD + 5の数値目標の達成が危惧されている状態である。」とホームページ上で述べている。また、UNFPAは、目標達成のための活動の今後のさらなる努力が必要であると述べるとともに、資金面に関しても努力を要するとしている。

3 - 2. 資金的問題とその他の課題

UNFPAは、活動面と資金面の両方の努力が目標達成のために必要であると述べているが、活動には資金を要し、この資金が不足しているということも、目標の達成が危ぶまれている要因の一つであると考えられる。UNFPAは避妊薬（具）などリプロダクティブ・ヘルスの必需品を十分かつ確実に供給するために世界規模の努力の先頭に立っている。UNFPAはこのような物資の世界最大の供給源であって、世界の約25カ国にとっては唯一の供給源となっている²⁴。UNFPA以外の国際機関の取り組みには、主に次のことが挙げられる。WHOは、安全な母性、家族計画、性感染症、危険な中絶の防止、ジェンダーとリプロダクティブ・ライツの分野で研究、プログラムを実施している。また、妊産婦死亡率削減に向けた活動の中に人権の視点を取り入れるというライツ・ベースト・アプローチ（Rights-based approach）を実施している。その他、UNAIDS、UNICEFなどの国連機関がその機関特有のミッションとして、HIV/AIDS、子どもの健康を推進するに当たってリプロダクティブ・ヘルスの視点を取り込んだプロジェクトを実施している。その中でもUNICEFはケアを強化して、緊急産科ケアを支援している。国際機関としては、欧州連合（EU）がUNFPAと共同でリプロダクティブ・ヘルス・イニシアティブを立ち上げて避妊具の提供及び思春期保健分野で支援している。

カイロ会議の合意では、行動計画実現のために必要なプロジェクト費用の総額は2000年で年間170億ドル、2005年で185億ドル、2010年で205億ドル、2015年では217億ドルへと増加していき、国際社会がその三分の一を提供することになっていた。2000年の170億ドルの中には、家族計画サービス向けの102億ドル、分娩時の母体の保健や看護用の50億ドル、HIVをはじめとする性感染症の予防のための13億ドルなどが含まれることになっていた。しかし、2001年の総支出額は96億ドルにとどまっていた。

資金不足の影響を避妊に関して見てみると、避妊の必需品のための支援が100万ドル不足することにより、36万の意図しない妊娠、15万の人工妊娠中絶、800人の妊産婦死亡、1万4,000人の5歳未満児の死亡が生じることとなる。また、避妊使用の費用対策効果で見ると、近代的避妊法の使用によって、2004年の時点で年間約71億ドルの費用で毎年1億8,700万件の意図しない妊娠の防止、6,000万件の計画外出産の防止、1億500万件の人工妊娠中絶の防止、270万人の乳幼児死亡の減少、21万5,000万人の妊娠に関する死亡の減少、妊娠に関する死亡により母親を失う68万5,000人の子どもの減少が可能となる²⁵。

UNFPAの試算によると、避妊具の供給のための資金を、全世界で2015年には18億ドル、さらに質の良い避妊サービスを利用できるようにするという前提での試算では、2015年で90億ドルが必要になるとしている。カイロ会議以降、HIVが世界的に大きく広まったこともあり、避妊薬（具）が現在不足の状況にある。また、若い世代の増加と、計画的な妊娠を望む人々の増加ということも加わって、男女問わずにコンドームの需要が急増しているのである。

2002年7月、米国ブッシュ政権は、2002年度にUNFPAの活動に対して拠出されることが決定していた3,400万ドルについて、UNFPAへの拠出を行わず、米国の対外開発援助枠組みである米国国際開発庁（USAID）への拠出に振り替える決定をした。この決定は、UNFPAの活動推進に対して大きな打撃を与えた。ブッシュ政権はUNFPAの他にも、中絶サービスを提供しているとしたNGOなどに対しても資金援助を停止している。しかし、中絶に関するサービス以外のリプロダクティブ・ヘルス分野に関しては世界的な健康問題であるとしてUSAIDの重点分野に据えていて、2004年度は3億2,500万ドルが割り当てられている。

3-3. 日本のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ

日本でも、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉は、女性の社会参画に関わる人々や国際開発事業に関わる人々の間では使われるようになってきているが、まだ一般には広く知られている言葉や概念であるとは言いがたい。言葉は知っていても、本来の意味や重要性が理解されていないことも多い。特に今日では開発途上国での重要性の方が重視される傾向にあるために、先進国である日本では無縁のものとして捉える人もいる。日本でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉の広まりや使用もやはり、カイロ会議や北京会議を受けてからになる。これらの国際的会議を受けて、1996年に日本政府も「男女共同参画2000年プラン²⁶⁾」の中で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉を取り入れた。カイロ会議以降、日本政府ではどのような動きがあったのか、その主なものを見てみる。

- ・厚生省心身障害研究「REPRODUCTIVE HEALTHに関する研究」(1994 1995年度)
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業²⁷⁾(1996年度 -)
- ・厚生省心身障害研究「生涯を通じた女性の健康づくりに関する研究」(1996 2000年度)
- ・「男女共同参画ビジョン 21世紀の新たな価値の創造」²⁸⁾(男女共同参画審議会、1996年)
- ・「男女共同参画2000年プラン」(男女共同参画推進本部、1996年)
- ・「厚生白書」²⁹⁾(1998年)
- ・国際協力プロジェクトにリプロダクティブ・ヘルスを導入

また、国会でも法律に関して、ICPD や北京会議に呼応した動きが見られてきた。1996年、戦後50年にわたって、不妊手術、人工妊娠中絶手術を規制していた「優生保護法」が「母体保護法」へと変わった。法律の目的から、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という部分が削除され、「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」として母性の生命健康の保護に限定した。戦後に制定された優生保護法は、中絶が条件付きで合法となるが、1972年と1982年に中絶禁止をねらった優生保護法「改正」運動が起こった。これをきっかけにして、性や避妊、中絶を考える女性運動が盛んになっていったのである。しかし、日本の刑法には墮胎罪³⁰⁾が未だに存在している。これはリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に根本から反していると考えられるために、今後の日本の課題となるのではないだろうか。現在では、出生前診断や不妊治療などの最先端生殖技術による新しい課題も次々と出現してきている。

また、日本での大きな課題であるのは先進国の中で唯一HIV感染者が増加している国であるという点である。以下のグラフは、日本のHIV感染者およびAIDS患者数を表したものである。

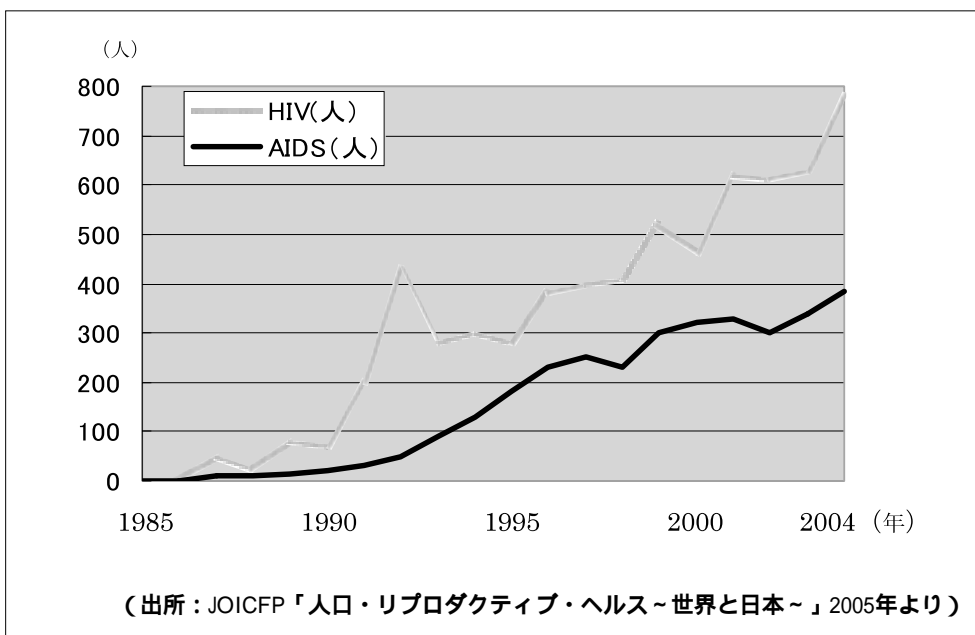
感染者数、患者数ともに増加傾向にあり、どちらも過去最高の件数を示している。厚生労働省の発表によると、HIV感染者は増加を続けており、2004年の時点で国内合計780件の報告があったとされる。この中には100件の外国国籍の者を含む。中でも日本人男性の増加が顕著であり、636件に上る。女性は44件になる。AIDS患者もまた増加傾向にあり、385件となっている。日本国籍で見ると309件で、うち日本男性は290件になる。

HIVの感染経路は、異性間の性的接触によるものが200件に対し、同性間が468件と2倍以上になる。性的接触の合計で668件になる。感染者の60%は男性同性間の性的接触によるものであり、厚生労働省はこの部分に対する予防啓発の普及が緊急であるとしている。

感染者増加の原因としては、性教育や啓発活動が十分ではないことが挙げられる。そしてその結果、性行動の早期化やパートナーの多様性、危機感の欠如などに繋がってしまうのであろう。

日本のUNFPAへの支援の状況を見てみると、日本は主要な資金拠出国の一つであることがわかる。日本は1970年からUNFPAへの支援を開始しており、過去5年間の一般拠出金³¹⁾は第1位のオランダについて第2位である。

図表11 日本のHIV感染者およびAIDS患者数の推移（1985-2004年）



図表12 日本からUNFPA 一般拠出金への支援

年	拠出金額	順位
2000	\$ 48,285,000	世界第2位(1位オランダ)
2001	\$ 48,785,000	世界第2位(1位オランダ)
2002	\$ 39,517,000	世界第2位(1位オランダ)
2003	\$ 39,517,000	世界第2位(1位オランダ)
2004	\$ 39,517,000	世界第2位(1位オランダ)

(出所：UNFPA東京事務所HPより)

ここで日本の援助に関しては深く触れないが、日本の援助や支援はこれまで、政府をはじめ国際協力事業団（JICA）や多くのNGOなどが行ってきた。しかし、先に見てきたように日本は先進国の中で唯一HIV感染者が増加していたり、未だに墮胎罪が残っていたりという事実を持っている。世界への援助が開発途上国の状態の悪化を減少に導けることが評価されても、自国の現状が悪化の道を辿っているのではない。今後も少子化が進んでいくと考えられている日本で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツをもう一度考えていくこと、その概念を一般に広く普及させることは大きな課題だと言えよう。

3-4. 家族計画と宗教の価値観

歴史的に見て、家族計画やリプロダクティブ・ヘルス/ライツを拡大していく上で大きな障害となってきたものの一つが、主要な宗教の価値観である。カトリックやイスラムはもちろん、その他の宗教の指導者の中にも、道徳的な受胎調整法は禁欲しかないと考える人々がいる。しかし一方では、イランやイタリアをはじめ、いくつかの宗教が大きな役割を果たしている諸国で、家族計画やリプロダクティブ・ヘルスへのアクセスの拡大や女性の地位向上には大きな進歩がみられてきたところもある。今日では多くの宗教指導者が、家族計画と宗教の間には固有の対立などないこと、そして、性と生殖に関する権利の欠如が重大な社会的不公平を象徴することにほかならないということに気づき始めている。

イランの例を見てみると、イスラムの聖職者が、ファトワと呼ばれる宗教上の布告を発して、経口避妊薬からコンドーム、不妊手術といった家族計画上の手法を容認した。これが、家族計画を基本的な公衆衛生に組み込む作業や、避妊具の無料提供、リプロダクティブ・ヘルスにおける男性の役割の強化と作用し合い、出生数の減少に成功した。

カトリックに関しても、南アフリカのケビン・ドゥリング司教が、カトリック司教会議でコンドームの使用を支持する提案を行った。提案は否決され、カトリックはまだかたくなにコンドームの使用に反対し続けているが、こうした動きは、今後宗教とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの関わりにおいて重要なことと見ることができよう。

2005年までの各項目を見た結果、教育に関しては、男女格差が未だに深刻な問題である国もあるが、開発途上地域全体でみると女子の就学率が上がってきていることがわかった。女子教育を優先課題と位置づける国や、一年で女子の就学率が8%も上昇した国も見られた。女子が教育を受けることで、家族計画、開発にも影響を及ぼす。しかし、依然として女子教育推進に大きな進歩が見られない地域が存在するのは、教育がその地域の伝統的な文化もしくは宗教の考え方に影響されるものであるから、ということが考えられる。2節でも述べたように、思春期の若者は自分の考え方が形成途上の段階にあるために、多くの価値観に対して柔軟性がある。女子の教育水準を上げていく過程は、文化的・宗教的な壁を越えたプログラム実施のチャンスになるだろう。

出産時の専門技能者の立ち会いに関しては、どの地域も大きな進展が見られた。教育の状況とは異なって大きな進展が見られたのは、出産時に専門技能者が立ち会うことは文化や宗教との関連性が薄い、もしくはないからであろう。逆に、それとの関連性が強くなればなる物事ほど、進歩の速度が遅くなるのではないかということも考えられる。

アンメット・ニーズに関しても、結婚後の女性の決定権の弱さを表して、目標達成の困難を示した。ジェンダー問題も内容の改善には相当な時間を要するのである。

HIV/AIDSは世界的に大幅な増加傾向にあり目標達成は困難となった。この予防に関しては、教育、家族計画（避妊）が有力なものとなるが、このどちらに関しても文化的・宗教的な考え方や障害がある。これまでにその障害を乗り越えていくことができなかつたが故の結果であると考えることができる。今後、若者を巻き込んだ政策やプログラムの実施に大きな期待がなされる。

目標達成のための資金についても課題がある。特に米国ブッシュ政権のUNFPAへの拠出停止は、UNFPAの活動推進に打撃を与えている。目標達成のためのこれまでの活動とその結果から、今後も活動の継続が必要なものに加えて新しい課題も見えてきた。これによって、資金は予定よりも多く必要になるであろう。資金援助に関しても、米国のように宗教的な考え方に左右されてしまっている。

日本のリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、未だこの言葉が広く使われていない傾向にあり、この言葉は政府レベルでの研究や厚生白書などの書物の中には見られるが、一般に知られるよう情報としては少ない。事実、厚生労働省のホームページの中にもこの言葉は見受けられない³²⁾。墮胎法の存在やHIV/AIDS感染者の増加といったリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する課題は先進国である日本の課題とされている。日本には、強い文化や宗教の影響が少なく、ジェンダー問題に関しても大きく前進しつつある³³⁾。開発途上国において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進が文化や宗教の影響をどの程度受けているのかを検証していく上でも、日本でのHIV/AIDS予防などへの政策やプログラムの実行は重要になるのではないか。

人間開発が強調される中で、人間の健康状態は重要な要素として捉えられるようになり、人間の健康が開発には欠かせないものであることが示されてきた。ミレニアム開発目標の中でも健康に関わる目標は多く含まれ、そのうちのほとんどがリプロダクティブ・ヘルス/ライツ改善のための取り組みと深く

関わるものであった。

UNFPA がリプロダクティブ・ヘルス/ライツの優先課題として挙げた項目の現状からは、思春期の若者が今後の重要なターゲットであることが見えた。カイロ行動計画の目標達成状況からは、その達成が全体的に危ういことが見え、進展の速度が文化や宗教の存在と関わっている可能性が考えられた。一方で、その問題の解決の可能性も伺えた。

経済開発から社会開発、人間開発へと開発の考え方が変化していく中で、人間の健康状態が、開発を進めていく上で重視されるべきものとして位置づけられるようになってきた。カイロ会議以降、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が世界的に認識されるようになった時期は人間開発の考え方の時期にあり、その概念が開発の分野でも受け入れられやすかったことが考えられた。人間開発が強調される中で、人間の健康状態は重要な要素として捉えられるようになり、人間の健康が開発には欠かせないものであることが示されてきた。ミレニアム開発目標の中でも健康に関わる目標は多く含まれ、そのうちの殆どがリプロダクティブ・ヘルス/ライツ改善のための取り組みと深く関わるものであった。

カイロ会議での目標と、ミレニアム開発目標の達成のための努力を促進する上で、HIV/AIDS、妊産婦保健、思春期のリプロダクティブ・ヘルスに関しては特に優先的な課題であるとUNFPA が述べていたことから、この各項目についての現状を取り上げた。ここでは、各目標達成の年には現在の若者が開発の担い手となっていること、知識や技能、価値観の吸収に柔軟な時期であるということ、自身の考え方が形成過程にあるということなどから、若者に対する対策の重要性が明らかになった。特に、価値観も形成途上であるという点においては、現在根強く残っている男性社会や女性軽視の文化、ジェンダー問題を変化させる可能性を含んでいることが期待できることが考えられた。これまで殆ど無視されてきた若者のリプロダクティブ・ヘルス/ライツのニーズがカイロ行動計画で優先事項とされたことは、これまでの伝統や文化、宗教の壁を越えての活動や概念の理解を可能にするための最も注目すべき点となる。

また、カイロ行動計画で掲げられた目標数値の現時点での達成度を把握するため、教育、専門技能者立ち会いによる出産、アンメット・ニーズおよび家族計画実行率、HIV感染率の4つの項目を取り上げ、そこで、カイロ会議前後から見られたリプロダクティブ・ヘルス/ライツをめぐる文化・宗教などとの対立やジェンダー、女性の人権についての問題の検証を試みた。その結果、教育に関しては、男女格差が未だに深刻な問題である国もあるが、開発途上地域全体で見ると女子の就学率が上がってきていることがわかった。しかし、依然として女子教育推進に大きな進歩が見られない地域が存在するのは、教育がその地域の伝統的な文化もしくは宗教の考え方に根付いたものであるから、ということが考えられた。

出産時の専門技能者の立ち会いに関しては、どの地域も大きな進展が見られた。大きな進展が見られたのは、専門技能者が立ち会うことは文化や宗教との関連性が薄い、もしくは無いからであろうと考えられた。逆に、それとの関連性が強くなればなる物事ほど、進歩の速度が遅くなるのではないかということも考えられた。

アンメット・ニーズに関しても、結婚後の女性の決定権の弱さを表して、目標達成の困難を示した。ジェンダー問題も内容の改善には相当な時間を要するのである。

HIV/AIDSは大幅な増加傾向にあり目標達成は困難となっていた。予防に関しては、教育、家族計画が有力なものとなるが、どちらに関しても文化的・宗教的な考え方や障害がある。これまでにその障害を乗り越えていくことができなかったが故の結果であると考えることができた。目標達成のための資金についても課題があった。特に米国ブッシュ政権のUNFPAへの拠出停止は、UNFPAの活動推進に打撃を与えていた。資金援助に関しても、米国のように宗教的な考え方に左右されてしまっていた。

UNFPA がリプロダクティブ・ヘルス/ライツの優先課題として挙げた項目の現状からは、思春期の若者が今後の重要なターゲットであることが見えた。カイロ行動計画の目標達成状況からは、その達成が全体的に危ういことが見え、進展の速度が文化や宗教の存在と関わっている可能性が考えられた。一

方で、その問題の解決の可能性も伺えた。

4章 フィリピンの事例

フィリピンのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ分野の政策を見ていく上で重要となるのが、歴代大統領の人口政策である。国民の80%以上がカトリック教徒であるフィリピンでは、開発の大きな課題である貧困への対応と人口政策をめぐる宗教的干渉の間で曲折を重ねてきた。

フィリピン政府は自国の保健指標の改善の伸び悩みから、カイロ行動計画やミレニアム開発目標と並んで保健セクター改革アジェンダを発表し、そこでも目標数値を掲げるほどその達成を努力しようとしてきた。しかし、宗教との関わりから、政権が代わる事が人口政策、家族計画の活動促進の状態を大きく左右するために、これまでの結果としては順調な前進が見られてこなかった為、残されている課題はまだ多い。

現状や政策を見てきた中で、やはりカトリックという存在は大きくあり、政府の政策をも大きく左右するまでの力を持っていることがわかった。そしてそれに関わって、大統領が人口政策、家族計画に関して積極的かどうかも重要であることもわかった。

また、カイロ会議をきっかけとして、フィリピンでは女性の健康やジェンダーに関するNGOの働きが活発になった。国別ミレニアム開発目標報告書の中でも、政府が今後更にNGOなどのグループに活動を促していくという課題が述べられていた。国家の枠組みでは捉えきれなくなった人口政策が、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念から、今後NGO同士のネットワークなどを通してより具体的に、より大きくなっていくことが予想された。その過程で、フィリピンの文化や歴史、政治的な文脈におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の問い直し、宗教的な考え方との融合、見直し作業が行われていくことが望ましいと考えた。

おわりに

リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの取り組みが、開発途上国の開発にとって重要であることは、2000年のミレニアム開発目標との関わりを見ても明らかであった。目標達成のための資金についても課題が見られた。その過程で、自国の文化・宗教・歴史・政治的な文脈におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の問い直し、宗教的な考え方との融合の点で見直しが行われていくことが望ましいであろうということが考えられた。

今回、結果として最も強調したいのは、文化・宗教的価値観に基づいた反対勢力はやはり大きな存在となっており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ推進の過程において、その進捗速度を左右している可能性があるということである。

女性の人権やジェンダー問題についても、それがその地域の文化や宗教に依存するものである為に、現在根付いている文化的・宗教的価値観の柔軟性なくしては活動推進は難しいと考えられた。これは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念や重要性が、その地域に十分に広まり理解されたということになる。このことから、活動や呼びかけのターゲットを文化、宗教などで分け、それぞれの視点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意味を考えていく方法が最も望ましいのではないかと考えられた。

〔注〕

- 1) UNFPA 『世界人口白書』2002年 p. 43
- 2) 小松隆一「死亡率とHIV/AIDS」JICA 『人口問題に関する総論と課題(前編)』2002年 p. 46
- 3) 用語の定義 思春期: 10歳~19歳 若者: 15歳~24歳 青少年: 10歳~24歳 (UNFPAの定義による。)
- 4) エイズ孤児とはエイズにより、父母のいずれか、または両親ともを失った子どものこと。
- 5) UNFPA 『世界人口白書』2003年
- 6) シュガー・ダディとは現金や学費、家族への経済支援と引き換えに若い女性と性的関係を持つ男性のこと。一般的に、年上の既婚男性で経済的に裕福である。(UNFPA 『人口白書』2005年より)
- 7) UNFPA 『世界人口白書』2003年 p. 39
- 8) UNFPA 同上書 p. 39
- 9) 1975年1月にWHOの公的文書の中で始めて登場する。当時のWHO総裁は「PHCとは、人々の健康状態を改善するために必要なすべての要素を地域社会レベルで統合する手段をいい、それは国家保健システムに組み込まれていて、健康増進、予防、治療、社会復帰、地域開発活動のすべてを含むものである。」と述べた。(郡司篤晃編『テキストブック国際保健』p. 112より)
- 10) 青山温子他著 前掲書 p. 117
- 11) 郡司篤晃編『テキストブック国際保健』p. 117
- 12) 近代的避妊法とは、コンドームやピルのことをさす。
- 13) UNDP 『人間開発報告書』1995年 p. 40
- 14) 青山温子他著 前掲書 p. 161
- 15) エジプトでは政府が禁止をしたが、減少傾向にはない。
- 16) UNFPA 『世界人口白書』2005年 p. 60
- 17) UNFPA 『世界人口白書』2004年 p. 33
- 18) 情報や資源、レッスンなどを、ウェブコミュニケーションを通して実施。アラブ諸国やアフリカの若者のうちでは成功を見せてきている。(UNFPA HPより . <http://www.unfpa.org/ypeer/background.htm>)
- 19) UNFPA 『世界人口白書』2005年 p. 45
- 20) UNFPA 同上書 p. 46
- 21) 世界キリスト教情報 2004/09/06号 <http://www.icforum.com>
- 22) UNFPA 『世界人口白書』2005年 p. 11
- 23) 国連「ミレニアム開発目標報告」2005年 p. 20
- 24) UNFPA 『世界人口白書』2004年 p. 47
- 25) UNFPA 同上書 p. 47
- 26) 男女共同参画2000年プラン: 男女共同参画2000年プランの中では、政策・方針決定過程への女性の参画が重点目標の第1に挙げられ、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直し、男女共同参画を推進していく社会システムを構築していくことが重視されるとともに、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「メディアにおける女性の人権の尊重」、「生涯を通じた女性の健康支援」といった新たな課題が重点目標として取り上げられている。
- 27) 厚生省児童家庭局母子保健課の新規事業。一部の地方自治体で実施。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉はないが、明らかにカイロ会議の影響がみられる。
- 28) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進普及に言及。
- 29) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重要性に言及。
- 30) 墮胎法 刑法29章 墮胎の罪 第212条~第216条

- 31) 一般拠出金とは、UNFPAの通常の支援活動（年次計画に沿って実施されるプログラム）や運営管理費の主な財源となるもので、2004年には総額5億ドル以上が世界166カ国の政府から拠出された。
- 32) 2005年12月アクセス <http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- 33) 最近ではジェンダーフリーという考え方に批判し、伝統的な男女の図式を強化、保守するジェンダーバックラッシュもある。

「内発的発展」論からみた国連の活動

国連開発計画による中南米地域でのガバナンス支援を事例に

真 嶋 麻 子

1. はじめに 論文の目的と全体の枠組

本稿では、グアテマラにおける国連開発計画（UNDP）の活動を事例に、国連の活動を「内発的発展」論を用いて考察することを試みた。地域の固有性に根ざす人々の営為への国連の対応を検討し、国連の活動（特に開発援助）が受入国政府に対してのみならず、その社会の人々にとっても了承しうるものであるのかを考察することが目的である。

国連の活動の分析に「内発的発展」論という軸を用いたのは、次の二つの理由による。国際開発援助において「開発の社会的側面」を配慮する傾向が強まっているが¹⁾、被援助社会の固有性への配慮が必要であるのは、援助効果を上げるためのみにとどまらない。本来的には、被援助社会の人々の営為とは、国際開発援助とは独立して存在するものである。そうした人々の営為とその主体性に対して、国連はいかなるスタンスをとるものかをみるために、それぞれの地域における人々の自律的な社会変化を示す「内発的発展」の概念を、国連の活動と人々の営為との関係を見るための分析軸として導入した。これが第一の理由である。第二の理由は、主権国家の内側に置かれた民衆の渴望に呼応し、人々が直面する問題を解決するための国連の活動を分析する概念が必要であったことによる。人々のニーズや主体性に呼応的な国連の活動、地域に固有な条件に対応する国連の政策や活動メカニズムを、国連の活動と「内発的発展」とが調和性を持つか、あるいは前者が後者を阻害するかという基準を設定して検討する。

このようにして国連の活動を分析するために、修士論文では第一章で、1970年代に提唱された鶴見和子の内発的発展の概念について考察を加え、グローバル化の進行がいわゆる現在の文脈に適用することを試みた。第二章で、その「内発的発展」の中南米地域（特にグアテマラ）における特徴について述べた。「内発的発展」とは地域の歴史や文化と密接にかかわるものであるので、特定の地域（本稿ではグアテマラ）のそれを具体的に捉えようとしたものである。グアテマラの「内発的発展」にとっての課題は、先住民族への蔑視通念が克復され、彼らが認知を受けた状態で社会に包摂されることである。そうしたグアテマラ固有の条件への国連の対応はいかなるものか。第三章では国連の先住民族に関する政策と活動について紹介した。国連の開発援助業務において中心的な役割を果たすUNDPについては、2004年度版の『人間開発報告書』で「文化的自由」への言及がなされはじめたことが注目される。ここでは、自分が誰であるかというアイデンティティの選択もまた、人間開発にとって不可欠であることが指摘される²⁾。こうしたUNDPの政策や開発戦略が実際の援助業務にはどのように表れているのかを検証したのが第四章の事例研究である。ガバナンス支援の一環として行われる司法制度改革プロジェクトおよびグアテマラ社会の諸セクター間の対話へのUNDPの支援を例に検証した。結論として、「内発的発展」に対して国連の活動が調和する面と阻害にあたる面を抽出し、国連の活動および国際機構論の課題を導くことを試みた。

以下では、第四章の事例研究部分を中心に紹介するが、その前に事例分析の道具および事例の背景となる第三章までの議論について簡述したい。

2. 事例研究の分析軸および研究事例の背景（修士論文第1～3章の概要）

1 内発的発展論についての考察

本稿では、鶴見和子の内発的発展論³⁾を再検討し、「内発的発展」論を国際開発援助の分析軸として用いることを試みた。すなわち1970年代に登場した内発的発展の概念を、「国際社会における内発的発展」という観点に留意し、現代の文脈に適用することである。ここでの「国際社会」とは、依然として主権国家は影響力をもつアクターでありながら、非国家アクターの役割もまた無視できなくなっていること、また、たとえば人権尊重などの共通の価値や規範といったものができつつあることを特徴に持つ。そのような状況を背景にした内発的発展の行為者は、自ずと他社会や外部アクターからの影響を受けるであろうし、国際規範と切り離されたところで社会変化を営むものでもない。

留意が必要なのは、鶴見の理論じたいに、異なる社会どうしが相互関係を持つことに対する開放性と、上記のような国際社会の価値規範に対する視点とが内在している点である。すなわち、目的および社会変化の多様性という点において、鶴見の内発的発展論と「国際社会」との特徴とは、類似の方向性を有しているのである。そこで、本稿で「内発的発展」を論じる際には、それぞれの社会が固有の文化や歴史に基づいて自律的に発展を創出するという点を重視する。ある地域の「内発的発展」が、他の地域に対して開放的であり、影響関係が存在することを前提とするならば、その条件のもとで生じる変化が自律可能であるかどうか、「内発性」をともなう社会変化か否かの分かれ目になる。また、自律性を損なわせるような外部からの影響をコントロールすること、あるいはそのような阻害要因を除去することも「内発的発展」の課題となる。

開発援助もまた「内発的発展」に影響を及ぼす要素の一つである。そして、開発援助機関と援助の受け手となる「内発的発展」の行為者との関係は、非対称性を前提にする。開発援助機関が「内発的発展」に及ぼす影響は、大まかには、支援が人々の自律可能性を拡大するか、それを妨げる要因を除去する場合と、逆に支援によって自律性が後退する場合とに分けられる。本稿では、国際開発援助機関の活動と「内発的発展」とが調和性を持つか、あるいは前者が後者を阻害するものとなるかという基準を設定して検討することにする。

2 中南米 特にグアテマラ の「内発的発展」について

次に、「内発的発展」論の考察を中南米地域の文脈に適用することに視点を移したい。すなわち、中南米地域における「内発的発展」の試みをみていくときに留意すべき、この地域に特有な点はどのようなものかを考えていくことにする。

五世紀におよぶ欧米諸列強による植民地支配の過程で、中南米地域は政治体制、経済社会構造、言語、宗教、文化、人種構成にまでヨーロッパ的な価値の影響を受けてきた。こうした歴史文脈を背景にした中南米地域の「内発的発展」とは、「従来からの外発的発展過程における問題点の自己認識およびその弊害を克服するための内発的な試み」として捉えることが可能である。そこでは「非ヨーロッパ的なものを蔑視する社会通念」を克服することが課題として浮上する⁴⁾。

インディオは総体として蔑視の対象であったが、「非インディオ=抑圧者、インディオ=被抑圧者」という固定的な図式を当てはめることには留意が必要である。それは、インディオと非インディオとは文化的あるいは社会的な差異によって区別されているので、多分に流動的かつ主観的なものになるからである。また、インディオと総称される人々すべてが抑圧を受けてきたのではなく、非インディオと相互依存関係を保つことによってインディオ社会としての存続を可能にしてきた側面もあり、またインディオ社会内部でもより貧しい層や女性は疎外されてきた面もあるからである。さらに、固定的な対立図式は、たとえば先住民族の権利を獲得する運動において築かれる可能性のある、両者の協力関係の芽を摘むことになることにもなる。

グアテマラにおける「内発的発展」を考えるときに理解しておくべきは、以上の点に加えて、少なくとも法的あるいは形式的には、インディオたちが歴史的に受けてきた蔑視や差別を克服するための条件が整いつつあるということである。それは、憲法上はグアテマラが、多文化・多民族国家として存立することに言及されていることに象徴される。よって問題は、歴史的に蔑視の対象であった先住民族の社会・文化および国民としての自らの存在が、形式的のみならず実質的に認知されるかどうかにある。先住民族が、自律的な社会変化を創出する営みに参加すること、ともいえる。そうしたグアテマラ固有の条件への国連の対応はいかなるものか。

3 国連と先住民族 UNDPの先住民族政策を中心に

1990年代には、「ウィーン宣言および行動計画」「先住民族の国際年」や「先住民族の国際10年」など、国連の場で先住民族の問題への関心が高められてきた。より系統的な国連の取り組みとしては、人権機関を中心にしたものがある。「先住民族についての作業部会」、「先住民族問題についての常設フォーラム」、「先住民族の人権と基本的自由の状況に関する特別報告者」任命はその代表的なものである。特徴的であるのは、先住民族という主権国家の領域内の人々に対して、国連は基本的人権を出発点に問題化してきたことである。国連の場で先住民族の権利の基準設定を行うこと、あるいは先住民族に発言の機会を与えるということは、少なくとも理論的には、彼らが自分たちに関わる事象に対して影響力を及ぼす可能性が高まること意味する。このことは先住民族たちの「内発的発展」にとって積極的な効用となることは間違いないであろう。

ただし、国際規範として基本的人権は承認されてはいても、国連の政策あるいは先住民族の権利に関する国際的な基準設定が国家主権に抵触するかのようにもみえたとき、国家の側からは拒否反応が示される。よって、国連の政策・理念面での「内発的発展」との調和が現実のものとして具現化するためには、国連の現場レベルの活動でこうした制約を潜り抜ける必要がある。ここで、国連システムの開発業務活動の中心的存在となっているUNDPの政策をみておきたい。

UNDPの開発援助戦略および政策もまた、「内発的発展」と調和しうるといえる。すなわち1990年代以降にUNDPが打ち出す人間開発戦略は、人間中心の発展を提唱し、人々が自らに関連する事柄についての選択肢やそれを決定づける条件を拡大することを重視する点において、「内発的発展」論と理念を共有する。また、特に先住民族に関する政策に注目すると、UNDPは先住民族を、人間開発の面で様々な制約を受ける存在として認識する。よって、人間開発を促進するために支援策を講じることが基本的なアプローチであるが、特に市民社会⁵⁾組織としての先住民組織とのパートナーシップを強化し、また人間開発に不可欠な要素として「文化的自由」への言及がなされた(『人間開発報告書2004』)ことは、UNDPの先住民族政策に新たな視点を提供するものである⁶⁾。被援助者(この場合は先住民族)に対して、支援を必要としているという側面からのみでなく、彼らを自立した主体として認めたいというアプローチが企図され始めているように思えるからである。

3 . 事例研究 グアテマラにおけるガバナンス支援

ここから、「内発的発展」にUNDPの開発援助活動が及ぼす影響について、いくつかのプロジェクトを事例としてみていきたい。UNDP全体としては「内発的発展」と調和する政策理念を持つが、それを阻害する可能性がある場合でも、「内発的発展」の行為者たちの意思を汲み上げる制度がつくられ始めていた。そのような政策理念や制度は、グアテマラで実施されるプロジェクトにどのように反映され、機能しようとしているのか。特に、文化的自由は人間開発にとって不可欠の要素であるという観点が、『人間開発報告書2004』によって提示されたことは前述した。そのような観点は実施プロジェクトのなかに

はどのような形で現れているのか、という点にも留意したい。

事例研究で対象とする時期は、グアテマラで政府とURNG（グアテマラ民族革命連合）との間に和平合意が成立した1996年前後から、和平合意履行過程とする。国連の報告によれば、和平合意の履行状況は不十分であり⁷⁾、合意履行は現在にも続く課題である。また、グアテマラにおける先住民族をめぐる状況は、先住民族と非先住民族との関係においても、先住民族社会内部の関係においても、歴史的に積み重ねられてきた複雑さを有している。そのような状況に対して、UNDPの関わる支援プロジェクトのみによって変化がもたらされるとは到底考えられない。ただ、実施する以上何らかの影響を持つことは疑いがないのであるから、支援プロジェクトは「内発的発展」の視点からみた場合には、それがどのようなものであるのか考えたい。

1 UNDPによるグアテマラ支援の全体像

①グアテマラ支援の基本戦略とガバナンス支援

グアテマラでは、国連の開発援助以外にも世界銀行や米州開発銀行（Inter-American Development Bank）などの国際金融機関による融資や、米国、日本、ドイツなどによる二国間援助が行われている。政府系機関以外にも、人権や開発に関わるNGOsも活動をしている⁸⁾。多国間機関については、融資額の面では国連よりも世界銀行のほうが大規模である⁹⁾。

UNDPは1974年にグアテマラ事務所を設置し、これまでに200以上のプロジェクトを実施している。UNDP常駐代表はグアテマラにおける国連の常駐調整官も兼務している。人間が発展の中心に据えられており、平和で統合され、民主的なグアテマラにするための促進者としてはたらくことが、UNDPグアテマラ事務所の活動ビジョンである¹⁰⁾。

UNDPが活動を行なうには現地政府との間に合意が形成されなければならない。グアテマラの場合、政府が和平合意履行のために策定した「平和のための計画（La Agenda de Paz）」が基盤に置かれている¹¹⁾。これに沿ってUNDPが策定した支援プログラムと、それに基づくプロジェクトは、行政機関や司法機関の改善のための技術協力から、そうした機関や制度への市民のアクセスを促進するための支援、あるいは政府と市民社会との対話の機会をつくるための支援など多岐にわたる。全体としてみると、グアテマラのガバナンスに政府や市民が包括的に参加する条件をつくることを念頭に、開発援助業務を組み立てているといえる。

②グアテマラの先住民族とUNDP

上にみたようにUNDPのグアテマラでの活動ビジョンの一つは、「統合されたグアテマラ（una Guatemala... integrada）」の推進である。「国家の統合（la integracion nacional）」という表現も使われている。では、UNDPが意図する「統合」とは、いかなる状態を作り出すことであろうか。あるいは、どのように先住民族をガバナンスに組み込もうとするものなのか。

結論的にいえば、UNDPの意図する「統合」とは、社会的排除を被る人々の状況が改善され、社会参加を可能にする過程を指す¹²⁾。経済的、政治的あるいは社会的な諸局面で排除に直面する人々が、グアテマラ社会のなかに包摂された状態が「統合されたグアテマラ」ということになる。先住民族にとっては、経済的、政治的あるいは社会的機会へのアクセスが保障され、先住民族としての権利や文化を認知するグアテマラ社会のなかに生存することである。よって、ガバナンスに先住民族を組み込むといった場合には、様々な機会やサービスへの均等なアクセスの拡大と参加と、先住民族としての多様性や差異性への認知の両方が鍵となってくる。

2 和平合意実施のためのガバナンス支援プログラム

①事例の選択

国連グアテマラ人権検証団 (MINUGUA) はグアテマラにおける主要な問題として「不処罰 (impunity)」の因習の蔓延を指摘する¹³⁾。UNDP が提示した「よいガバナンス」¹⁴⁾ の概念との関連で考えると、公正な法の支配という点に問題があるということである。ここで取り上げるプログラムは、司法制度に関する支援を通じて、グアテマラのガバナンス改善を図ろうとするものである。それは、法の効力が公正に発揮されるために司法行政を改善すると同時に、人々の司法制度へのアクセスの改善を図るものである。

UNDP と MINUGUA は1995年に、グアテマラの人権機関を強化するための共同ユニットを立ち上げた。以降 UNDP が関わる司法制度に関するプログラムは数段階にわたって進展を遂げ、最近の傾向としては司法行政機能への支援にとどまらず、市民社会の参加を含めたより包括的な司法制度改革を試みているようである。ここでは [A] MINUGUA / UNDP 共同ユニット① (1995 ~ 1997)、[B] MINUGUA / UNDP 共同ユニット② (1998 ~ 2000)、[C] UNDP の司法制度改革支援 (2001 ~) のように支援活動の段階を区切って、それぞれの段階の特徴をみていくことにする。

②司法制度改革プログラムの概要と変遷

[A] MINUGUA / UNDP 共同ユニット① (1995 ~ 1997)

UNDP と MINUGUA の共同ユニットは、グアテマラにおける人権機構の強化を目的に立ち上げられ、司法制度の改革のための技術的な支援が行われた。この一環として UNDP が行なったプロジェクトに公選弁護士制度を強化するための支援がある。プロジェクトが設立された1996年当時、グアテマラではたった39人の弁護士で国全体の訴訟を担当しなければならない状況であり¹⁵⁾、弁護士を増加させることは急務であった。プロジェクトでは、経済資源の乏しい人々が平等に裁判制度を利用できるよう、公選弁護士とそのアシスタントの増加および訓練の機会を設けることが目指された。また、公選弁護士制度に関する法を改定し、制度を普及するための広報キャンペーンも行なわれた¹⁶⁾。

この時期の支援の特徴は、危機的状況にあるとみられたグアテマラにおいて、公選弁護士制度を機能させるために、中央の司法行政に対する技術支援であることである。

[B] MINUGUA / UNDP 共同ユニット② (1998 ~ 2000)

UNDP と MINUGUA は引き続き共同のプログラム実施を決定した¹⁷⁾。「法の支配の強化プログラム (The Programme to Strengthen the Rule of Law)」という題目のこのプログラムでは、人権と和解といった問題に視野を広げ、1999年に公表された「真実究明委員会」(Commission for Historical Clarification; CEH)¹⁸⁾ の勧告を履行するために市民社会からのイニシアティブを活用することに眼目が置かれた¹⁹⁾。

この時期に設立された UNDP のプロジェクトには、引き続き司法行政への技術援助を提供するものと、先住民族といった特定のグループを対象にした支援とがある。前者は、司法制度の近代化と専門化、裁判プロセスの迅速化のための支援であり、裁判官とアシスタントの増加および専門技術の訓練が行なわれた。また地方都市に裁判所を建設するために、自治体との交渉や協力要請がなされもした。後者としては、先住民族の言語を話す公務員養成のプロジェクトがあげられる。

国の司法制度と司法機関に対する支援に加えて、先住民族という特定のグループを対象を絞った司法制度の改革のための支援が行なわれはじめたのが、この時期の特徴である。それまでに行なわれてきた UNDP による先住民族への支援は、織物同業組合支援やキチエ地域での教育支援など、主には貧困削減の観点からのアプローチが中心であった。このような支援に加えて、先住民族による司法制度へのアクセス状況を改善させる活動が本格化した理由として、次のようなことが考えられる。第一に、MINUGUA との共同ユニットを背景に、グアテマラの人権状況の改善が急務として認識されるようになったことである。第二に、和平合意以降、CEH や国内外の人権団体の活動によって、グアテマラにおける人権侵害

の状況が明るみになるようになった。なかでも先住民族や女性をめぐる状況の深刻さが明らかになるにつれ、優先的にとりくむべき人々や集団が明瞭になってきたことである。第三に、1990年代後半以降にUNDP内部で先住民族に関する支援を政策化する動きが強まり、プロジェクト策定の指針が形成されたことがあげられる。

[C] UNDPの司法制度改革支援（2001～）

中米諸国での国連の活動にとって、市民社会組織の強化と人権状況の改善は優先課題に挙げられている²⁰。また、近年のUNDPの市民社会組織との提携強化戦略は、司法改革プロジェクトにも反映されている。グアテマラではMINUGUAによってNGO強化のための支援が行なわれてきていたが、UNDPもノルウェーおよびスウェーデン政府の資金援助を受けて、2000年に「国民の和解、人権、司法における市民社会参加拡大（Enhancing Civil Society Participation in National Reconciliation, Human Rights and Justice）」プログラムを立ち上げた。

このうち司法制度改革に関するプロジェクトには、「司法強化のためのフォローアップと支援委員会（la Comisión Nacional para el Seguimiento y Apoyo al Fortalecimiento de la Justicia）」²¹への技術的支援を行うものがある。2001年に結成された同委員会は、個人の資格で参加する13人のメンバー（司法行政関係者、市民社会組織代表、研究者）から構成され、司法制度改革の内容が議論された²²。議題のなかには先住民族の権利も含まれているが、委員会の正式なメンバーには先住民族の代表は含まれてはいない。

これまでのUNDPの司法制度改革支援は主に行政側に対する技術支援が中心であったが、そこに市民社会組織が参加するようになったことは注目すべき変化である。また、2004年からは新たな市民社会組織強化のプログラムとして、PASOC（Programme Civil Society Participation）が実施されている。

③ 「内発的発展」論からみたUNDPの司法制度改革支援

およそ10年にわたるUNDPによる司法制度改革のための活動を概観したが、目的および手法について次のように整理しておくことができる。目的については一貫して、国民の司法制度へのアクセス状況の改善があげられてきた。そのための手法は、脆弱であった司法行政機構の強化、地域および特定の集団を対象にした制度改革、改革内容についての討議と市民社会組織の参加というように、段階ごとに変化がみられる。

一連のプログラムおよびプロジェクトは、UNDPが掲げた、グアテマラ社会から排除された人々の「統合（integración）」あるいはガバナンスへ先住民族を組み込むという課題にいかなる効果を及ぼすものであろうか。公選弁護士や先住民族のための公務官の養成、地域ごとの裁判所設置、裁判プロセスの迅速化といった司法制度の整備は、先住民族も含めたグアテマラ市民が制度を利用する機会を増やすことになる。この点は、人間開発戦略でいう「選択肢の拡大」であり、これまで裁判への参加が制約されていた人々が裁判に参加するという選択の可能性が高まったということの意味する。「内発的発展」論からみた場合には、たとえば人権が脅かされた場合に司法制度を使って問題の解決を図る可能性が増大したという点で評価ができる。人々が自らに関わる問題を解決する手段を獲得しつつあるという点で、自律の条件が拡大したとみることができるからである。

ただ、制度の整備によって裁判の利用可能性が高まることと、人々がその機会を確実に利用できることは別の問題である。その意味では、近年UNDPが市民社会組織を支援して、国家機構のみならず市民社会の側からも司法制度を機能させる環境をつくらうとしていることは注目できる。ただ、こうしたプログラムは端緒についたばかりであり、効果をみるのは時期尚早である。とはいえ、グアテマラ社会で司法制度へのアクセスの公正さが確保されるために、市民の参加は鍵の一つとなるであろう。

さて、「内発的発展」論の視点でUNDPの司法改革制度支援を分析するという場合には、支援によって制度の利用機会が高まったという点のみをみるだけでは不十分である。司法制度へのアクセスを妨げる要

因は、制度的な不備や欠陥のみではない。「自律を阻害する要因を除去する」という視点を内包する「内発的発展」論によれば、制度面以外での問題も視野に入れるべきであると考えられる。実際、司法制度が機能することを妨げ、それへのアクセスを不確実なものにする要因がいくつか考えられる。たとえば、近年のグアテマラで弁護士や裁判官、ジャーナリストが脅迫を受け、ときに暗殺される事件も起こっている²³⁾ことは、司法制度および法の支配そのものへの挑戦であろう。また、安定した財政基盤の欠如も、制度維持と機能化にとってマイナス要因である。グアテマラ国内の経済界や富裕層が税制改革に抵抗し、また、構造調整と経済自由化を推進する世界銀行やIMF、米州開発銀行などの国際金融機関も急進的な課税政策に躊躇していることが背景にある²⁴⁾。また、先住民族による制度利用を考えた場合には、国の法律と先住民族の慣習法との相違も問題となる²⁵⁾。あるいは、先住民族社会の内部の権力関係も、司法制度の利用を妨げる要因が生む可能性があるものと考えられる。

人々が司法制度を利用するチャンス、確実なアクセスへと転化するための要件は多岐にわたっている。そもそもこうした要件を満たすには、特定のプログラムやプロジェクトに限界があるのは明らかである。特定の支援活動がなしうるのは、制度的な基盤を整えることによって、「内発的発展」のための条件の一部をつくるということであろう。この意味では、UNDPの司法制度改革支援は役割を果たしてきたと評価できる。

このことと関連して示されるのは、個別プロジェクトの分析ツールとしての「内発的発展」論の限界である。個別プロジェクトによって「内発的発展」に関わる条件すべてに応じることは困難であり、「内発的発展」論による分析はより包括的な支援活動を対象にすべきなのであろう。

3 セクター間の対話 (Mesas Intersectoriales de Dialogo; MID) への支援

①MIDと支援の概要

MIDはグアテマラ社会の様々なセクター間の対話の場をつくり、和平合意の履行と公共政策に関する合意形成を図るための機会である²⁶⁾。2002年にグアテマラについての援助調整会議 (Consultative Group) によって、国連と米州機構 (OAS) に対して支援依頼がされ、両組織およびグアテマラ政府の後援によってMIDが設置されることになった。和平合意の主要テーマごとにMIDが構成され、そのそれぞれに政府代表、社会組織代表 (企業、労働組合、協同組合、農民団体、政党、大学、研究機関、人権団体など) および国際社会の代表が参加した。2002年から2004年にかけて開かれたMIDの会合には、300を超える組織と800人以上の代表が参加したという。和平合意に基づいて設定されたテーマ別のMIDは六分野にわたる²⁷⁾。

ここでは先住民族に関するMID (MID sobre Pueblos Indígenas; MIDPI) についてみておきたい。「先住民族のアイデンティティと諸権利に関する合意」(AIDPI) には、グアテマラが多民族・多文化・多言語国家であることが明記されるが²⁸⁾、このようなビジョンの実現が容易でないことは言うまでもなく、協定の履行は遅れをみせていた。先住民族のアイデンティティや権利をめぐる問題は複雑であり、グアテマラ社会の様々なセクターの関与なしには解決し得ない問題である。MIDPIが設置されたのは、このようにセクター横断的な参加の必要性が認識されたためであった。

MIDPIは2002年11月に設置が決定され、2003年4月からは毎週会合を開き、AIDPI履行のための行動計画が討議された。参加したのは先住民組織や関連団体、政府関係機関、政党、(先住民組織以外の)市民社会組織であり、会合を経るにしたがって参加者数が増加する傾向にあったという²⁹⁾。10月には成果文書としてAIDPI履行のための提案がまとめられた³⁰⁾。MIDPIによる提案に実効性を持たせていくことが今後の課題となる。MIDPIは2004年5月をもって公式には終了を迎えたが、上記の提案文書の公表は、政府および国家機関がAIDPIを履行するための初段階として評価された。またMIDPIは、グアテマラ社会の様々なセクターの代表が、先住民族のアイデンティティと権利について理解するための機会となったことも成果の一つである³¹⁾。

MID そのものはグアテマラ社会のアクターどうしが主要な問題についての意見交換をする機会であった。その際にUNDPやUNESCOを中心とする国連システムとOASとは、資金面での支援に加えて、会場場の提供や、会場開催のための調整・促進の役割も果たしていた。UNDPとしては、「和解と平和」プログラムの一環として、MIDへの技術援助を行ってきた。

② 「内発的発展」論からみたMID

和平合意実現に向けた公共政策の形成過程に、政府と国家機関のみが参与するのではなく、関係する社会組織との対話を盛り込むことを企図したのがMIDであった。もっとも、MIDで形成された提案事項がそのまま政策に反映される保障はなく、法的拘束力を持つものでもない。提案事項が実効性を持つか否かは、今後のグアテマラ社会における力関係に委ねられることになる。そのことを踏まえたいうで、MIDがグアテマラにおける「内発的発展」に及ぼしうる影響について分析しておきたい。

まず、MIDじたいが、グアテマラの市民が公的な政治空間に参加する機会となった。政府や国家機関、政党、あるいは企業の代表と同じ土俵で対話することによって、市民は公共政策に対する意思表示をする機会を得た。これまで政府との対話の機会から疎外される傾向にあった先住民族の代表にとって、このような公的な政治空間への参与は、グアテマラ社会に包摂されるための必要条件である。またMIDPIは、先住民族のアイデンティティや権利に対して他のセクターの代表が理解を深める契機でもあり、先住民族の持つ多様性や他の民族集団との差異性に対する社会的な認知を獲得するプロセスとしても有効だといえるのではないが、無論、対話をすれば相互理解が深まるといった単純な問題ではないが、グアテマラ社会のなかに蓄積されてきた「非ヨーロッパ的なものを蔑視する社会通念」を軽減するために不可欠のプロセスであることは確かであろう。

次に、国連とOASによるMIDへの支援は、「内発的発展」についていかなる意味を持ったか。MIDがグアテマラの市民の自律性を拡大するプロセスであるとしたら、国連とOASの支援はその初期条件を提供するものであったとみることができる。MIDそのものは、ドナーが構成する援助調整会議によって発案されたものであり、グアテマラ社会内の諸アクターの自発性によってのみ開始されたわけではない。そもそも政府とグアテマラ社会における他のアクターとの対話がスムーズでなかったことにMIDの発端があった。よって、グアテマラ社会内のアクターの自発性（特に政府および国家機関のそれ）に任せるのみでは、和平合意履行が難航することは経験的に想定される。ということは、国際社会のMIDへの関与によって、グアテマラの市民が公的な政治空間に参加するプロセスを軌道に乗せるための契機が生まれたと考えることはできないだろうか。「内発的発展」は人々の「人間としての可能性を十分に発揮できる条件を創り出す」ことを目標に据えているが、目標実現のための契機は社会外部のアクターによってもたらされることもあるということである。

グアテマラの先住民族のような社会的な排除を受けてきた集団が、その存在を認知され、社会のなかに包摂されることが彼らにとっての「内発的発展」の鍵となる場合には、社会において支配的な位置にある集団との関係を変化させることが決定的である。その変化のために外部のアクターが一石を投じることもあるのである。また、グアテマラの場合、MIDが設定されたのは紛争の復興過程においてであるが、こうした特殊な状況下において外部アクターが果たす役割の例としても参考になる。

このような見方によれば、外部アクターが「内発的発展」に及ぼす積極的な影響を捉えることができる一方、外部アクターによる支援の限界と課題についても示唆が得られる。限界とは、先に述べたこととも関連するが、MIDによる提案事項の実効性は今後のグアテマラ社会の力関係に依存しているということである。外部アクター（この場合は国連とOAS）が果たせる役割は、あくまで対話の機会を提供するということである。このことは外部アクターによる支援の限界であると同時に、「内発的発展」にとっては十分な役割であるともいえる。なぜなら、特に援助提供者と被援助者の間の非対称性ということを踏まえると、援助提供者である外部アクターのグアテマラ社会への影響力は総じて強くなるものと考え

られるからである。外部アクターが長期にわたって影響を及ぼすことが、グアテマラの市民の自律性に対する効用となるとは限らないのである。

また、このことから外部アクターによる支援の課題もみえてくる。国連とOASによって作成されたMIDの最終報告書*Informe Final de las Mesas Intersectoriales de Dialogo*では、両組織による支援活動は、MIDをいかに促進したかという観点からなされている。支援活動の目的に照らした、結果の評価は必要ではあるが、そうした評価のみで十分だとはいえない。つまり、「内発的發展」論という視点をを用いたことによって考察できるのは、支援に対する評価の方法のなかに、援助の受け手に対する影響をはかるといふ観点に加えらるべきなのではないかということである。いかにしてそうした影響力をはかるといふ問題は、本稿での課題を超えている。ただ、及ぼしうるインパクトの大きいドナーほど、援助の効果とともにインパクトそのものを査定し、マネジメントする手法を備える必要があるということは指摘しておきたい。

3 「内発的發展」論からみたUNDPのガバナンス支援 グアテマラの事例からの考察

①UNDPの支援政策およびプロジェクトに対する考察

[A] グアテマラでの支援政策について

前述したように、グアテマラにおけるUNDPの支援政策のなかでポイントとなるのは「統合(integración)」という概念であった。他方、グアテマラの先住民族の「内発的發展」もまた、彼らが先住民族としてアイデンティティや文化を認知され、グアテマラ社会に参加する条件を創出することが根本的な課題であった。その意味でUNDPの支援政策とグアテマラにおける「内発的發展」とは課題を共有している。政策において両者には調和がみられるということである。

[B] 実施プロジェクトの「内発的發展」に対する影響① 調和の側面

プロジェクトについてはどうであろうか。第一に指摘できることは、UNDPの支援プロジェクトじたいが、「内発的發展」に積極的な作用をもたらしている点である。公選弁護人の増加や育成、先住民族のための人権弁務官の養成といった支援は、先住民族を含むグアテマラの市民が、司法制度を利用して問題解決を図るといふ選択肢を広げることになる。直面する問題を解決する手段として、公的な司法メカニズムを利用できる可能性が拡大したということは、グアテマラの市民の自律の可能性を広げることになる。また、MIDへの支援についても、市民社会セクターの代表が関連する公共政策の形成過程に参加する契機になったという点で、「内発的發展」に積極的な作用をもたらしたといえる。

第二に、UNDPの支援プロジェクトは「内発的發展」を阻害する要因の除去に対して、効果的であるのか否かという問題である。結論としては、各々のプロジェクトがそのような役割を果たすことは困難だといえる。たとえば、司法制度が利用できる可能性が高められることと、グアテマラ市民が司法制度への確実なアクセスを保障されることは別の問題であり、アクセスの確実性は制度の充実の度合によってのみ左右されるわけではないからである。ただ、MIDや市民社会を巻き込んだ司法制度改革という手法は、それが活発化することによって、「内発的發展」を阻害する要因への対処になることも考えられる。たとえばグアテマラにおける人権侵害や先住民族の排除は、歴史的に政府の責任によるところも大きいと考えられる問題である。その意味ではグアテマラ政府は、市民や先住民族の「内発的發展」を制約してきた要因となる。それに対して、グアテマラ社会の非政府セクターの影響力が拡大することは、政府の影響力が相対化される可能性をもたらすという点で、「内発的發展」にとっての積極的な作用となると考えられるのである。

[C] 実施プロジェクトの「内発的發展」に対する影響② 阻害の側面

最後に、UNDPの支援プロジェクトによって、グアテマラの「内発的發展」が阻害されることがある

のかという問題である。この点についての一の問題は、そのような観点からのプロジェクトアセスメントが十分ではないということである。世界銀行などが支援する大規模なプロジェクトが、自然環境や住民の生活に深刻な被害をもたらした例は多数あり、開発援助活動じたいが「内発的發展」に否定的な作用を及ぼす可能性があることも、経験的に明らかである。UNDPの活動がそのような作用をもたらすのか否か、グアテマラ社会へ及ぼした影響の実態は、詳細かつ長期的な検証が必要であることはいうまでもない。本稿での考察から引き出されるのは、開発援助活動が援助の受け手にもたらす影響をはかるには、現行のアセスメントの方法では不十分であるということである。また、援助の受け手に対して影響力を行使しうるのがドナーであり、「内発的發展」に価値をおく場合には、ドナー（およびドナー間の）の影響力の調整のためのメカニズムを強化することが課題として挙げられる。

② 「内発的發展」論からみたUNDPの活動

UNDPの活動を「内発的發展」論によって考察した結果、人間開発戦略とUNDPの業務との連関についても示唆が得られたが、その前に、「人間開発の不可欠な要素である文化的自由の拡大」は、UNDPの業務にどのように反映されていたかみておきたい。

『人間開発報告書』はUNDPの業務指針となるものではなく、『人間開発報告書2004』の主題である「文化的自由」もまた、UNDP業務に反映されるという確証があるわけではない。UNDPグアテマラ現地事務所の政策には、「文化的多様性（multiculturalidad）」への言及はあるが、それに関連した「文化的自由」についての言及はない。ただ、UNDPが実施しているプロジェクトをみると、「文化的自由」を行使することに貢献しうるものがあることは確認しておくべきであろう。ここで言いたいことは、『人間開発報告書』によって提示される人間開発の諸側面は、政策として明示されるか否かは別として、実質的にはUNDPの開発援助業務に組み込まれていることもあるということである。ただ『人間開発報告書』が実質的な業務指針となっているというよりは、現地のニーズに応じて展開される開発援助業務の積み重なりが報告書に間接的に影響しているとみるほうが自然であるように思える。グアテマラで行なわれたような、結果的に「文化的自由」を拡大すると考えられるプロジェクトは、2004年の『人間開発報告書』刊行以前にも存在していたからである。

「文化的自由」の拡大は、実質的にはUNDPのプロジェクトに組み込まれているのであるが、これは基本的には個人が行使しうる自由を拡大するものである。他方で、先住民族が求める文化的な尊重やアイデンティティとは、先住民族集団のそれである。グアテマラの先住民族の「内発的發展」といった場合にも、先住民族集団への社会的な認知が鍵となる。つまり、「内発的發展」論の文脈で「文化的自由」を解釈し直すならば、それは個人の自由であると同時に、個人の自由の前提となる先住民族集団の自由をも意味するのである。人間開発アプローチと「内発的發展」論との根本的な発想の違いの一つがここに現れるわけであるが、「内発的發展」論からUNDPの支援プロジェクトを考察した場合、UNDPは人間開発戦略の枠に収まりきれない開発援助業務を展開しているとも考えられるのである。たとえばMIDへの支援は、と先住民族が集団として文化的な尊重とアイデンティティへの認知を獲得するプロセスに対するコミットでもあるという点で、その一例として考えることができる。

またこのことから類推される問題として、普遍的人権の享受や人間開発を論拠として開発援助業務を行ってきたUNDPと、グアテマラ政府との間に緊張が生まれる可能性があげられる。先住民族の集団としての権利や先住民族の慣習法と国内法との関係については、先住民族についての作業部会や常設フォーラムで議題になっているが、そのような国家との関係において慎重を期する問題について、UNDPはどのような立場をとっていくのか。国内管轄事項である先住民族の問題に国際機関がコミットする際に生じた課題が、改めて立ち現れることになる。「内発的發展」に積極的に作用するUNDPの活動は、現地政府との間には緊張をもたらす可能性をはらんでいるのである。

4 . おわりに 「内発的発展」論からみた国連の活動

「内発的発展」論からみた国連の活動とは、人々による自律的な社会変化に対して、積極的な作用を及ぼすものでもあり、また課題が残るものでもある。前者については、国連の活動は、政策および開発援助業務の双方において「内発的発展」と調和しうる側面を持つものであるといえる。また、事例研究から考察した国連の活動の課題の一つは、開発援助に「内発的発展」の阻害要因の除去という視点を組み込むことである。無論、個別プロジェクトでの対応は困難であり、その意味では「内発的発展」論を分析軸として用いることに限界もあるが、包括的かつ長期的な開発援助には有用な視点である。もう一つは、国連および開発援助機関と被援助者の関係の非対称性を踏まえ、前者の後者に対する影響の査定と調整を行なう方法を強化する必要性があげられる。

これら二つの問題に基づき、国際機構論の課題として次の二点を指摘したい。第一は、国際機関は主権国家との関係においていかに振舞うかということである。この課題じたいは目新しいものではない。国際機関による民主化支援や国内マイノリティの保護といった活動は、主権国家システムを基調としながらも、内政不干渉原則を事実上後退させる側面を有してきた³²⁾。またグローバル・ガバナンスにおける国際機関の役割として、国家と市民社会と国際機関が共同でグローバルな危機に対応するための「エージェント」となっていることも指摘される。主権国家システムの変容と国際機関との関わりを論じることは国際機構論の課題であり続けている。本稿での関心に重ねて考えるならば、国際機関（特に国際開発援助機関）と「ふつうの人々」との間に存在する主権国家と、国際機関との関係が問題となる。また、現代では多国籍企業が主権国家の動向に及ぼす影響が増大していること考慮すると、国際機関は主権国家および多国籍企業との関係において、どのような役回りを演じるのかという問題として捉えることも必要である³⁴⁾。

国際機構論にとっての第二の課題とは、国際機関が自らの行動とその結果をいかにコントロールするのかを論ずることであろう。国際社会における他のアクターとの関係において、国際機関自身の影響を律するための手法を強化するにはどうするか。このことは国際機関の加盟国のみならずその活動の影響を被る集団に対して、国際機関が負うべきアカウンタビリティの問題と関連する³⁵⁾。国際社会における行為体の一つとしての国際機関の責任を問うことも、国際機構論の課題である。

[注]

- 1) 佐藤寛編『援助の社会的影響』アジア経済研究所、1994年、8頁。1990年代半ば以降の一連の国際会議（社会開発サミット 1994、コペンハーゲン、北京女性会議 1995、北京 など）や、1990年以降に発行されているUNDP『人間開発報告書』などからも、開発において経済的側面以外の面に注目が集まっていることがわかる。
- 2) UNDP, *Human Development Report 2004*, p. 1. (『人間開発報告書 2004』国際協力出版会、2004年)
- 3) 鶴見和子「内発的発展論の系譜」(鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、1989年)参照。
- 4) 今井圭子「ラテンアメリカの歴史的特質と内発的発展」鶴見・川田編(1989年)。
- 5) UNDPは市民社会を「家族、市場および国家の間をなす領域(space)」と定義する。市民社会を構成するのは「非営利組織や特定の利害を有する集団」であり、彼らは公式・非公式を問わず、そこに含まれる人々の生活をよりよいものにするために活動している。(UNDP Evaluation Office, *Essentials*, No.8, October 2002, p. 9.)
- 6) なお、*Human Development Report* は、人間開発報告書事務局(Human Development Report Office)

および研究者や専門家からなる特別チームによって作成されている。UNDP 業務とは独立した報告書であり、業務指針の性格を有するものではない。

- 7) UN Doc., A/58/267 (11 August 2003) para. 6.
- 8) グアテマラ和平プロセスを NGO の視点で論じたものとして、狐崎知己『『平和構築』と正義・補償 中米・グアテマラ和平プロセスから』(三好亜矢子他編『平和・人権・NGO すべての人が安心して生きるために』新評論、2004年)、NGO を情報源としたものとしては、Human Rights Watch, *World Report* など。
- 9) UNDP Doc., Nota estratégica del país. (<http://www.pnudguatemala.org/notaestrategica.html>, accessed: 2005/07/19)
- 10) UNDP グアテマラ事務所ホームページ (<http://pnudguatemala.org>) より。
- 11) 「平和のための計画」で政府が取り組むべき優先課題として掲げられる項目は、1) 社会復帰と武装解除、2) 包括的な人間開発、3) 持続的な生産力の発展、4) 民主国家に向けた国家機構の近代化と強化である。
- 12) PNUD Guatemala, *Informe Nacional de Desarrollo Humano 2000および2003*.
- 13) UN Doc., A/57/336.
- 14) UNDP はガバナンスを、国の問題をあらゆるレベルにおいて管理するために、経済的、政治的あるいは行政的機能を行使することとしている。そして「よいガバナンス」を決定づける要素として、「参加、透明性、責任性」と指摘する。(UNDP Doc., *Governance for Sustainable Human Development*, January 1997.)
- 15) UNDP Doc., *Evaluation of the Governance Programme for Latin America and the Caribbean* (以下 *Evaluation of the Governance Programme* と略) December 1998, p. 61.
- 16) *Ibid.*, pp. 61-62.
- 17) MINUGUA, *6th Report of the Director of the United Nations Mission for the Verification of Human Rights and of Compliance with the Commitments of the Comprehensive Agreement on Human Rights in Guatemala (MINUGUA)* 1996, para. 109. 継続が決定した共同プログラムでは、a) 法改正、b) 行政機構改革、c) 裁判官、執政官、検察官、公選弁護人の選出システム確立、d) 研修の制度化を支援項目に挙げている。
- 18) CEH は国連事務総長から指名された議長および議長によって選出されたグアテマラ市民 2 名で構成され、その他に最大で 200 人の調査スタッフを有していた。CEH の報告書 *Guatemala: Memory of Silence* は、<http://shr.aaas.org/guatemala/ceh/> から入手できる。
- 19) UN Doc., A/56/158, para. 31.
- 20) UN Doc., A/56/158, para. 31.
- 21) 和平協定の一つ、“The Agreement on the Strengthening of Civilian Power and on the Role of the Armed Forces in a Democratic Society” (1996年 9 月調印) を受けて、政府の管轄下に司法強化のための委員会が設置された。委員会は 1997 年、1998 年、および 2000 年と段階を経て設置され、本稿で取り上げる「司法強化のためのフォローアップと支援委員会」は第三段階に当たるものである。
- 22) UNDP Project Document, *Apoyo a la Comisión Nacional para el Seguimiento y Apoyo al Fortalecimiento de la Justicia*, PNUD Guatemala, 2001.
- 23) UN Doc., A/57/336, para. 63.
- 24) Roland Paris, “Peacebuilding in Central America: Reproducing the Sources of Conflict?”, *International Peacekeeping*, Vo. 9, No. 4, Winter 2002, p. 58.
- 25) この点に関するものとして、Rachel Sieder, “Recognising Indigenous Law and the Politics of State Formation in Mesoamerica”, in Rachel Sieder ed., *Multiculturalism in Latin America: indigenous*

rights, diversity, and democracy, USA, PALGRAVE MACMILLAN, 2002.

- 26) Sistema de las Naciones Unidas y Organización de los Estados Americanos (SNU y OEA), *Informe Final de las Mesas Intersectoriales de Dialogo* (以下、*Informe Final de las MID*と略) Guatemala, 2004, p. 5.
- 27) テーマ別のMIDとして、1) 平和と和解の文化、2) 防衛政策についての協議、3) 先住民族、4) 農村開発、5) 人権、司法および安全、6) 経済および社会開発が設置された。
- 28) Acuerdo sobre Identidad y Derechos de los Pueblos Indígenas, 31 marzo 1995.
- 29) MIDPI および他分野のMIDへの参加者は、*Informe Final de las MID*, Anexo 3 を参照。
- 30) MIDPI での討議事項は *Hacia un Cumplimiento Renovado del Acuerdo sobre Identidad y Derechos de los Pueblos Indígenas* (Guatemala, agosto de 2003) にまとめられている。
- 31) *Informe Final de las MID*, p. 19.
- 32) 大芝亮「民主主義と国際秩序」藤原帰一他編『国際政治講座4 国際秩序の変動』東京大学出版会、2004年、278-280頁。および大芝亮『国際組織の政治経済学』有斐閣、1994年。
- 33) 星野俊也「国際機構 ガヴァナンスのエージェント」渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会、2001年、188頁。
- 34) 企業のグローバルな社会的責任の問題にとりくむシステムとして、国連によって「グローバル・コンパクト」が設置された。大芝亮「グローバル・ガバナンスと国連 グローバル・コンパクトの場合」『国際問題』2004年9月号。
- 35) Robert O. Keohane, "Global Governance and Democratic Accountability", in D.Held and M.K.Archibugi eds., *Taming Globalization: Frontiers of Governance*, UK, Polity Press, 2003.

「虹口史～1920年から30年の商業文化を中心に～」

金久実央

序章：

本論文は、かつて日本人居留民区として栄えた上海市虹口区の商業文化から虹口区の地域的特長を、虹口の歴史・虹口の文化業・虹口の商業・日本人社会における商業の四つの観点から考察したものである。

今回はまず全四章の概要を述べ、ついで二章の虹口の商業文化を全文掲載する。

第一章：

本章は虹口の歴史と、商店通りとして栄えた「北四川路」の歴史を説明したものである。

虹口の地名は明代までは、沙洪と黄浦江の交差する場所であったことから「洪口(hongkou)」との名前が付けられるが、清代から「虹口(hongkou)」と「洪口(hongkou)」の二つの名前が混在するようになる。(これは、当時の「虹橋」と言う名の橋が架かっていたために「虹」の漢字が使用されたものである)。同治帝の時代に「虹口」に統一されたのであった。ほとんどが耕地や漁村だったこの地域が世界各国の人種が雑居するようになったきっかけは、アメリカのブーン宣教師の来滬からであろう。1848年に虹口へとやって来たブーン宣教師はアメリカの勢力下のもとで蘇州河の北岸に住居を構え、ここにアメリカ租界が幕を開けることとなる。15年後の1863年にアメリカは現在の楊浦・虹口・閘北にまたがる南方部分を吸収し、アメリカ租界を拡大して行く。その9月にアメリカとイギリス租界は合併し「英米租界」が誕生する。アメリカ租界は更なる拡張を目指し、1893年に清朝政府の承認を受け、1899年に第4次土地章程が制定されて英米共同租界が拡張され、ここに「共同租界」が誕生したのである。この当時の虹口地区は華洋混在の状態であり各地域の文化は様々であった。工部局の管理下にイギリス人、アメリカ人、ブルガリア人、ロシア人、インド人が籍を置き、中国人についても広東・浙江・江蘇省の人々が職種の違う中において迅速に人口を増やしていった。また広東人の居留区として栄え、広東文化は虹口の中でも色濃く存在した。一方、浙江省や江蘇省の人々は土地的にも物理的にも離れていないために上海には同郷が多く、そのネットワークから多くのものが虹口内での中小企業に従事した。とくに江蘇人は工場設置に大変な力を入れ、メインストリート沿いから外れた場所に次々と小さな工場を開設していき、これも虹口地区の発展にもつながったのである。

虹口のメインストリートである北四川路が栄えるのは、1920年以降のことである。北四川路沿いの住人も増え、発展は日増しに進んでいく。最初に営業が盛んであったのは飲食店や劇場や商店であった。娯楽施設も大変充実していた。共同租界の中心部にある様な上級階層向けの劇場やバーなどはなかったが、ダンスホールや茶楼や浴室やマッサージ店、そして売春宿に至るまでの施設も存在した。また北四川路沿いの居留民に広東人が多かったため、ヴィクトリアホールやオデオンや広東大劇場などは彼らにより連日の賑わいを見せたという。

北四川路の3キロ程の通りは、中国人はもちろんのこと、イギリス人、アメリカ人、日本人などの人種のつばでもあった。これは裏を返して言えば、様々な国の管轄があると同時に互いを牽制し合うこともしばしばであった。商売が繁栄した反面、北四川路は無法地帯の場所でもあった。通りの裏では、毎日のように賭博や売春宿や麻薬の吸引所などのきな臭い商売が横行した一面も忘れてはならない。北四川路に映画館のブームが到来するまでは「虹口に行く」とは「博打を打ちに行く」という意味をもっていたほど、この裏社会も北四川路には充満していたのであった。

第二章：

虹口内の文化業を映画館業と劇場をテーマに書いた章。虹口は映画館の発祥地であることは知られているが、その成功の要因として4つの原因が挙げられる。

1つ目は共同租界の中心である南京路での開拓失敗である。この映画館の火付け役となったラモスも当初は南京路を狙って映画業を営んでいたが、南京路沿いには、競馬場、バーをはじめとする娯楽施設が混在していたために、ここでは珍しがられなかったことが失敗の第一の原因であろう。結局、ラモスは虹口へと戻り、再度奮起して「虹口シネマ」を開設する。

2つ目は映画が虹口内での中国人労働者に対する数少ない娯楽の一つであったことである。

虹口に居住した中国人労働者はストーリーを楽しむというよりは、映画が庶民的な値段で手軽に楽しめた娯楽であったことも大きな要因であろう。

3つ目の要因は中流階層の出現という時代背景である。それは生活以外にも娯楽施設を楽しむ余裕が出てきたことの何よりの証拠である。『良友』の創刊号にはオデオン映画館の内装の紹介、百貨店の宣伝など、生活へのゆとりを感じさせられる代物が次々と出現していることが読み取れ、また『良友』のような雑誌を読むことができる読者層が増加していたことも、注目すべき事実である。そして南京路で一度は営業に失敗した映画館であるが、虹口に戻り、人気とブームを確立し、そして再度南京路で受け入れられたことは何よりも興味深いことといえよう。

また粵劇に至っては（広東劇場も虹口が発祥地なのであるが）、上海で流行ったことにより、役者達は京劇の「麒派」の影響を受け、新たな粵劇のスタイルを生み出すことができたことも新たな発見である。

第三章：

本章は虹口の商業と商業街の研究である。虹口の中でもメインとして栄えた提籃橋と比較して北四川路の商業的特長を研究した。北四川路がメインストリートとして「華洋雑居」と呼ばれた由縁は、提籃橋のように来滬する外国人向けの商業で栄えた場所ではなく、中国人は中国人で、外国人は外国人で、おたがいに独立して各自の商業を営んでいたことにあるのではないかと私は考える。20世紀初頭に北四川路では具体的にどのような商店や職業が栄えたのかをこの章では見たい。20～30年代の虹口は教育文化団体の集中する場所でもあった。中産階級の主婦をターゲットにしたグラビア雑誌『良友』もこの北四川路沿いに1926年に誕生した。

北四川路の商業の特長は、北四川路の経営が「質良く、値段が安かったこと」である。南京西路などとは決定的に異なるのは、北四川路自体が租界の外れに位置しており、目と鼻の先は中国人貧民の居住地であったことである。しかしながら租界に属していた北四川路は文化人の往来や、外国人商人の往来もあり、様々な商品があるにもかかわらず、土地代も店の維持費も他の地域と比べて非常に安価だったことが大きな要因としてあげられる。また前章でも触れた映画館街の影響も多く、あらゆる人々がこの通りを闊歩していたことが伺える。提籃橋との相違点は通り沿いにこれだけの人々が行き来したことで、サービス業にも力を入れていたのではないだろうか。

そして、もう一つの要因は商店街としての街の形成が成されていたことである。トロリー電車の終点が海寧路に至るまでは小規模な商店、海寧路からは乍浦路までは大型商店が立ち並び、乍浦路上には飲食街というくりが成されていたことも、北四川路が上海の中でも有数のメインストリートとして機能していた要因であろう。

第四章：

虹口内の日本人居留民区のなかで、栄えた内山書店の成功の要因について論じた章。

内山書店の歴史とその成功の要因に焦点をあてたものである。内山書店自体の研究は他にもなされているが、今回は内山書店成功の要因を北四川路の土地の特長から考察したものである。前章で述べてきたとおり、虹口のなかでも北四川路の文化水準は比較的高く、内山書店の所在地近辺の山陰路の東照里という長屋は、日本人、中国人の文化人の多くが居留していた場所でもある。彼らのような文化人が内山書店を好んで使用していたことも成功の大きな要因の一つにあげられる。

また、この山陰路には日本女子実業学校があり、この通りは学生達の通学路としても使われていたのである、この日本女子実業学校には横浜正金銀行に勤める子女が多く通っていた。文化水準の高い父兄達も内山書店に立ち寄り、本を手にとっていたのである。

そして、内山自身の文化水準の高さも挙げられる。高等小学校を中退して人生の大半を商人として歩んだ内山は、自身を学のない人間と称していたが、実際は知識人たちとの友情を深め、内山自身も何冊も本を出版し、人々の心を打つ作品を多く残している。

この原因は内山が生まれた岡山県後月郡に基盤があるのではないだろうか、山陽地方は日本の中でも文化水準の高い地域であった。内山の生まれた吉井町（現在の芳井町）は蘭学や漢学に優れた人物を生み出している土地柄で、内山の母方の祖父は漢学の阪谷朗廬の門に入り、漢書を読み、賦詩にも励んだ人物であるという。

内山が生まれ育ったこの吉井の町にも、内山の上海での飛躍の基盤がもともと備わったものではないかと私は考えるのである。

北四川路には様々な顔があった。先に触れたように知識人たちも居住した北四川路、上海で一旗上げようと何の基盤もなしに上海を目指した日本人たちが居住した北四川路、中国知識人たちも居住し、ときには身を潜めることもあった北四川路、多くの中国人労働者も行き来した北四川路。この北四川路のもつすべての顔を内山書店とその老板である内山完造は受け入れていた。内山自身も紆余曲折した人生を歩み上海にたどり着く、生まれながらにして備え持っていた教養がある反面、日本では成功は望めないと半ば人生を諦めた彼自身のコンプレックス、それを打ち消すような中国人達との出会いのなかで、日本人としての顔ではなく一庶民として全ての人に接したなど様々な顔を持つ北四川路の土地柄とも合っていた部分があるのではないだろうか。

以上のように、これまでの研究にはなかった観点から内山の成功の要因を考察したものである。

本論文のまとめ：

本論文はこの4つの章から虹口地区の地理的特徴を考察した。

以上のことから浮き彫りになった虹口地区の地理的特徴は3つある。

1. 物価が共同租界中心地よりも安価だったのは土地代の安さにあること。
2. 共同租界中心地と違い、通りを外れて間もない場所には貧民が住んでいたために古今東西のありとあらゆる人種が雑居していた。
(また、日本人においても様々な階層の日本人が居住していた)
3. 様々な人種や階層は混在していたが、共同租界中心地とは異なり学校も多く存在していたこともあり、土地自体の文化水準は高かった。

この特徴は今も四川北路には根付いている。そしてもう1つ例を挙げるとするならば「敗者復活的要素」が北四川路と虹口の土地にはあるのではないだろうかと私は考えるのである。

今回は商業文化のほんの一部分を垣間見たにすぎないが、これを切り口に、虹口の商業史のより本格

的な研究と、虹口独特のクレオール上海感の追求と虹口と、商業形態が似通うと言う新天地地域の商業文化の追求を今後の課題に上海と言う街と向き合っていきたい。

第二章 虹口の文化

虹口について調べていく内に非常に興味深いことに出会えた。それは虹口の文化業である。1920年代前後の虹口では中国人と外国人の営む商売が混在していた。それはサービス業、文化業においても共通することがいえる。この章では虹口の映画館と劇場について触れていきたい。

①虹口における映画館の発展

虹口は上海の映画館の発祥の地である。金風社の『上海案内』(1924)に「活動写真館(映画館の事)は静安寺路に大なるもの一つ二つあれば虹口に最も多く大・小 六ヶ所あり¹⁾。」との紹介がある。共同租界よりも虹口で栄えた娯楽施設の映画館。上海の映画史を交えてこの映画業について触れてみたい。

上海の映画は、1896年に閘北の唐家弄(現在の天潼路814弄35支弄)の私家花園徐園「又一村」内で放映されたものが最初である。西洋映画であったことは確認されているが、タイトルと内容は不明である。これは中国全土においても映画出現第一号であった。虹口で一般的に映画が姿を見せたのは1898年のことで、スペイン人のジャールンバイクが乍浦路のスケート場の野外で映画を放映したことがはじめてである。その後、彼は同郷のスペイン人のラモス(A. Ramos)にこの映画器材をゆずり、自らは映画業から身をひいたのである²⁾。その5年後の1908年、ラモスは虹口区内ではなく、大馬路(現在の南京路)の茶館にて映画業を営む。そこでラモスの工夫はつねに新しい映画フィルムを用意して客を退屈させないことにあった。この努力が実ってか「映画上映」は大変繁盛し、映画館を建設する資金をラモスは貯めることができたのだ。しかしながら当時の南京路には娯楽施設が充満していたために、南京路内での映画館建設は断念されたものと思われる。

その5年後の1908年にラモスは乍浦路のスケート場を買い取り、ブリキ小屋で、観客席も木製の椅子という簡素な映画館を建設し、「虹口(ホンキウ)シネマ」と名づけた(通称「ブリキ小屋」と呼ばれる)。収容人数は250人と規模的にはさほど大きくないが、これが上海はもちろん中国でも初の正式な映画館の開設であった。

そんな虹口シネマで最初に放映された映画は西洋映画の「龍巢(The Dragon Nest)」である。ここで注目すべきは虹口シネマで放映された映画の全ては西洋のものであったにも関わらず、観客の多数は中国人労働者たちであったことである³⁾。

ラモスが中国人労働者たちに映画を楽しんでもらうために様々な工夫を凝らしたのも大きな要因として挙げられよう。この当時は無声映画しか存在せず、物語を語るのは英語の字幕だけであった。ラモスは映画の上映中にピアノ伴奏をさせたり、劇のシーンに見合った音響をだす工夫をしていたのである。中国人の観客達は映画の内容を理解できないにもかかわらず、その演出であたかも自分が西洋にいるかのような疑似体験を楽しんでいたのだと思われる。観客にはリピーターも多く、顧客達によりラモスはさらに一大財産を築き上げることができたのだ⁴⁾。

その翌年1909年、ラモスはその財産で海寧路24号(現在の410号)に収容人数750人の上海第2の映画館「維多利亞(ヴィクトリア)ホール」を開設した。ヴィクトリアホールは「虹口シネマ」とは違い館内にはバーも設置されている外国人・上流階層を顧客のターゲットとして絞った映画館である。虹口に数多く存在する映画館のなかでもこのヴィクトリアホールは一番規模が大きいもので、いわば最初にできた「一流映画館」ともいえよう。場内の設備は純欧式で「ハリウッド」をテーマに作られ、750人も観客が収納可能であった。観客用の座席も非常に座り心地が良く、観客に対するサービスは徹底的に力をいれていたことが読み取れる⁵⁾。中国人客は言語の隔たりとチケットが高値であることからだんだ

んと映画館からは遠ざかっていくことになり、このヴィクトリアホールの客層は欧米諸国の客が8割、残りの2割を日本と中国の子女が占めていた⁶⁾。

また映画館以外でも、ヴィクトリアホールは歌劇およびダンスを演じる場として利用されることとなる。少し後の1915年の話になるが、上海初の有声映画を上映したのもこのヴィクトリアホールである（これは試映だったために、正式な有声映画を上映したのは百星映画館であった⁷⁾）。

その翌年の1910年ポルトガル系ロシア人のハスケル（S. G. Hertzberg）がラモスの「ヴィクトリアホール」に対抗し、北四川路52号（現在の四川北路1288号）に「愛普廬（アポロ）シアター」を開設した。ヴィクトリアホールの近くにあえて映画館を開設したのは、ラモスをライバル視し競争することによって、上海の映画業界の利益を追求することを目的としたためである。収容人数は600から700人ほどで、開設当初は好調に売り上げをのばしていたが、最終的にはラモス勢力には及ばないものであった。

この当時の北四川路の通りは商店も大変少なく閑散とした場所であった。そこにそびえるアポロシアターは赤レンガ造りで、アーチを描いた門のうえにガスランプが灯し、外観から西洋世界へと誘う様な演出を工夫していたのである⁸⁾。しかしここまで凝った外装ですらも、ヴィクトリアホールの演出には及ばなかったという。内部施設には当時上海における最新の機材を使用した⁹⁾が、それでも観客の質や映画館の設備の全てはヴィクトリアに劣るものであった⁹⁾。

これらの映画館の開設は虹口地域が「映画館街」としての街を歩む皮切りとなり、70年近く経過した20世紀後半に至るまで、これらの映画館は残存し、上海人たちから親しまれたのである。

翌年1913年には北四川路の横浜橋北側の幻梳花園に幻梳外国映画館を開設。同年12月にはイギリス商人のリンジャム（A. Rumjahn）が海寧路、江西北路にある鳴盛梨園を改組して「愛倫（ヘレン）映画館」を開設した。1914年になると日本人商人も初の映画館である「東和映画館」を武昌路4号（現在の武昌路390号）に開設した¹⁰⁾。

1918年5月には北四川路と虬江路の交差付近（現在の四川北路1408号）に上海大劇院（英語名：アイシス映画館）を開設。これは愛倫影戲院の出資者である広東人の鄭子義とイタリア人の羅樂施が元の中華大戲院の場所に「愛倫」の分院として開設したものである。開場にあたっては広東人の曾煥堂が多額の出資をした。映画館史上初の中国人の経営する映画館であったが、中国映画は放映されることなく、映画の全ては西洋映画であった¹¹⁾。

たった10年の間に10件の映画館を開設した虹口、初期の上海の映画史発展において虹口は非常に重要な位置を占めたのである。租界虹口は映画館の別称の異名を取り、以前は「虹口に行く」ことは「博打を打ちに行く」との意味であったが、1920年代に入ると「映画を観に行く」の意味となったほどである¹²⁾。

②映画大王

この時期の映画館は北四川路、海寧路の周りに集中して開設されたが、その一方で、ヴィクトリア映画館の周りに次々と映画館を開かれ、ラモスは苦戦を強いられたのだった。売り上げの巻き返しをはかするためにラモスは「ラモス娯楽会社」を設立し、虹口以外の地区での映画館開設に挑戦する。

1914年には静安寺路（現在の南京西路）に「夏令配克（オリンピック）シアター」を開設。草創期の一流映画館としても知られた映画館である。1926年3月から中央影戲公司の傘下に入ったが、「アポロシアター」の経営者であるハスケルに再貸借された。1929年には初めてトーキョ写機を導入し、一時再び隆盛を極めたが、施設の老朽化によって1934年10月に「孤独魂」を上映したのを最後に営業停止する。続いて「万国（チャイナ）映画館」を開設した年である1921年、卡德路（現在の威海路）に「卡德（カーター）シアター」を開設。フランス租界にも1921年霞飛路（現在の淮海中路85号）「恩派亜（エンパイア）シアター」を開設した。ヴィクトリアを含む五大映画館を上海で経営するラモスの当時の称号は「映画大王」であった¹³⁾。

虹口の映画館開設ブームの波は共同租界の娯楽業界にまでも影響を与えたのである。

③1920年代の映画館

ここで話を虹口に戻そう。上海の大規模な映画館のほとんどは虹口で誕生したものであった。20年代に入ると映画館はさらに加速度を増して虹口内に開設されることになる。

この時期に入ると、先ほども述べた「万国（チャイナ）大劇院」、上海演劇館（現在の永安映画館）、「奥ディアン（オデオ）映画館」、『好萊塢（ハリウッド）大劇場』（現在の勝利芸術映画館）、「平安」などの映画館が虹口に誕生する。このなかで話題を呼んだ映画館は1925年に建てられた「奥ディアン（オデオ）映画館」である。煙草業者永泰和会社の陳伯昭社長の出資で開設。中国人経営の映画館ではあったが、陳伯昭の営業する奥ディアン映画会社がパラマウント製作映画の配給権を握り多額の利益を上げていたこともあって、映画の多くはパラマウント製作のものでその封切館でもあった。1928年からはコロネビアの独占放映権もえた¹⁴。

陳伯昭の単独投資で設立したオデオ映画館は壮美で、外装も内装も全ての設備に対して最新の技術をはらっていた。後の章で触れるが、『良友画報』も実は虹口で生まれた雑誌であり、その創刊号にはオデオ映画館の内装が紹介されている。

百星映画館は1926年に初めてのトーキ映画を放映した映画館として知られている。他の映画館に比べて辺鄙な場所に建てられていたために百星映画館は徐々に二流映画館へと降格していったが、それでも料金は他の映画館に引けを取らぬものであった。1926年に開設された「平安映画館」はオデオ映画館に対抗して開設されたが、経営的には軌道に乗らず、程なく中央影戲会社の傘下に吸収されることとなる。

1929年には「国際映画館」が海寧路に開設されたが、その後の上海事変によりオデオ映画館、世界大劇場、中国演劇館、翔舞台の4件は戦火につつまれて全焼する。虹口内の14件の映画館は営業停止へと追い込まれ、かろうじて営業を続けていた残りの10件は日本人へ経営権を手渡された。唯一、虹口シネマ、万国、百老匯、東海の4件だけは苦難の中で中国人経営として戦時中の上海で残ったのである。

④映画の料金・客層

当時の映画館の料金は時間帯と座席によって区別されており、映画館の規模にもそれは左右された。ヴィクトリアホールと上海大劇院を例に挙げてみよう¹⁵。

	ヴィクトリア	上海大劇院
一 等 席	3 弗	2 弗
二 等 席	2 弗	1 弗
三 等 席	80仙	70仙

中流階級以上の人々の鑑賞の様子は至って静肅で、欧米人の社会的規律を見習ったものとされた。

⑤現在も虹口に残る映画館

虹口には当時開設された映画館が残されているので紹介していきたい。

1. 永安映画館

1925年日本商人によって開設された「上海演劇館」である。現在の地番で四川北路1800号に位置する。「明星映画館」「新東方劇場」「永安大劇場」と名前を変えて、現在の永安映画館となった。1986年に階層され、翌年に竣工。現在は660人収容可能な映画館で二階がコーヒー屋、3階がクラブ、4階がカラオケ施設と5階がラボ室と言う娯楽施設として未だに活躍している¹⁶。

2. 東海映画館

前身は「東海大劇場」1930年に中国人経営で幕を開けた映画館である。上海が戦火につつまれたなかでも細々と営業を続け、上海解放後の1954年に「東海映画館」に改名し、1990年に改装工事を終えた。現在は530人収容可能な映画館で、ダンスホールや卓球場や喫茶店やマーケットまで設けている娯楽施設となっている¹⁷⁾。

3. 勝利芸術映画館

「好萊塢（ハリウッド）大劇場」の前身、地番で乍浦路408号。1925年に開設されたこの映画館は中国国内でも有名なマジシャン張蕙沖の父、張志標により開設されたが、上海事変により営業停止を余儀なくされた。その後ドイツ商人、イギリス商人の手に渡されたこの映画館は「国民大劇院」に名前を変えて、1943年に日本商人の律吉悦夫の手に渡り、「昭南劇場」と命名される。49年に現在の名前へと改名し、ソ連革命・数学・科学・ニュース関係の教育映画を放映した¹⁸⁾。1989年に改装されたこの映画館は、その3年後の1992年に大改装され、翌年の1993年の「上海第一期国際映画祭」の6大会場の一つに指定をされたほどである¹⁹⁾。

4. 国際映画館

1929年にドイツ人商人によって建設された映画館。経営権は間もなくイギリス人にゆだねられるが、戦火の中では日本人の手に渡り、日本映画専用の映画館となった。終戦後は「国際大劇院」と名前を変え、1949年に「国際映画館」と現在の名前に改名した。解放後は中国映画を主に上映する映画館となり、勝利大劇場と並び、虹口にある映画館の中でも大規模な映画館として現在も大活躍である。現在の国際映画館は虹口のなかでも大規模な映画館。すぐ隣が勝利映画館。他の映画館は、劇場やゲームセンターなどが入った「娯楽施設」としての機能があるが、国際映画館は完全に映画館放映専用となっている。虹口で開設された映画館は未だに現役で活躍しているものも多く残っている。

⑥虹口の映画館密集地帯

1920年代より続々と開設された映画館ではあるが、それらが密集する地域は限られていた。大きく3つに分けると海寧路付近、北四川路沿い、提籃橋がその3つとして挙げられる。乍浦路・海寧路沿いの映画館街として、一番上海人にも親しまれている場所である。そこは好萊塢（ハリウッド）大劇場、国際映画館、虹口シネマ、嘉興映画館、東映映画館の5件が密集する地帯であり、虹口を映画館街として認識させた地域である。

また北四川路沿いには永安映画館、オデオン映画館、提籃橋には東海・大名・東山映画館などが、娯楽施設としても開設され、虹口の娯楽文化の中心地として知られるようになったのである。最後に虹口でなぜここまで映画館業が歓迎されたのかを追及して行きたい。

⑦映画館は何故虹口で歓迎されたのか

では何故、映画館はここまで虹口で流行したのか、いままでのデータを参考に3つの原因が挙げられる。

1つ目は共同租界地での開拓失敗である。この映画館の火付け役となったラモスも当初は共同租界内を狙って映画業を営んでいたが、南京路沿いには、競馬場、バーをはじめとする娯楽施設が混在していた為に、共同租界の中で珍しがられなかったことが第一の原因であろう。結局、ラモスは虹口へと戻り、再度奮起して「虹口シネマ」を開設する。

2つ目はその虹口内での中国人労働者に対する数少ない娯楽の一つであったことである。虹口に居住した中国人はストーリーを楽しむというよりは、西洋疑似体験を楽しんだ。これが労働者たちに受け入れられた最大の要因である。南京路とは違い、庶民的な値段で手軽に楽しめた数少ない娯楽の一つであっ

たことも大きな要因であろう。

3つ目の要因は中流階層の出現という時代背景である。それは生活以外にも娯楽施設を楽しむ余裕がでてきたことの何よりの証拠である。『良友』の創刊号にはオデオン映画館の内装の紹介、百貨店の宣伝など、生活へのゆとりを感じられる代物が次々と出現していることが読み取れる。そして『良友』のような雑誌を読むことができる読者層が増加していたことも、注目すべき事実である。そして南京路で一度は営業に失敗した映画館であるが、虹口に戻り、人気とブームを確立し、そして再度共同租界で受け入れられたことは何よりも興味深いことといえよう。

[注]

- 1) 杉江房造『上海案内』日本堂書店、1924年、324頁
- 2) 《上海電影志》編集委員会編、『上海電影志』、1998年、20頁
- 3) 柯震「虹口、電影院的発軀地」、『虹口史苑』、1989年、346頁
- 4) 前掲『虹口史苑』346頁
- 5) 前掲『虹口史苑』347頁
- 6) 前掲『上海案内』324頁
- 7) 前掲『上海案内』324頁
- 8) 前掲『虹口史苑』347頁
- 9) 前掲『上海案内』324頁
- 10) 前掲『上海電影志』613頁
- 11) 前掲『虹口史苑』347頁
- 12) 唐応光「虹口租界の由来及演变」、『虹口史苑』、461頁
- 13) 前掲『上海電影志』613頁
- 14) 前掲『虹口史苑』347頁
- 15) 前掲『上海案内』324頁
- 16) HP上海電影院的誕生より
<http://news.eastday.com/epublish/gb/paper167/2/class016700001/hwz322584.htm>
- 17) HP上海電影院的誕生より
<http://news.eastday.com/epublish/gb/paper167/2/class016700001/hwz322584.htm>
- 18) 上海市虹口区人民政府編『虹口地区地名志』百家出版社、1989年、416頁
- 19) HP上海電影院的誕生より
<http://news.eastday.com/epublish/gb/paper167/2/class016700001/hwz322584.htm>

[参考文献]

杉江房造『上海案内』日本堂書店、1924年
上海市虹口区志編纂委員会編『虹口区志』上海社会科学院出版社、1995年
上海市虹口区人民政府編『上海市虹口区地名志』百家出版社、1989年
中国人民政治協商會議上海市虹口区委員会編『虹口史苑』、1989年
上海市虹口区档案馆編『虹口相册』上海市虹口区地方志編纂委員会、2000年
羅小末主編『上海老虹口北部 昨天・今天・明天』同濟大学出版、2003年

《上海電影志》編纂委員會編『上海電影志』、1998年

[参考ホームページ]

上海電影院的誕生

<http://news.eastday.com/epublish/gb/paper167/2/class016700001/hwz322584.htm>

浅談麒派芸術特点

http://www.tianchan.com/qipai/Article_Print.asp?ArticleID=101

内山書店ホームページ

<http://www11.ocn.ne.jp/~ubook/company/history.html>

フィリピン人看護師国際労働移動

～ 国際機関の認識に関する批判的検討～

勅使川原 香世子

はじめに

日本では少子・高齢化にともない、看護分野においても人手不足が懸念されている。日本はフィリピンとの自由貿易協定¹⁾(FTA)の一環として、早ければ2006年度からフィリピン人看護師・介護士の受け入れを開始する見通しである²⁾。これを受け、筆者は日本で働いてきた看護師として、フィリピン人看護師の受け入れにはどのような問題が内包されているのか、また、医療への株式会社参入³⁾を考慮し、安い労働力としてフィリピン人看護師を雇用しようとしているのではないかと、などといった点に関心をもち研究を始めた。

2005年11月16日から2週間の学部生フィリピン現地実習に同行した後、12月12日まで同国滞在を延長してさらにネグロス島で調査を続けた。そのおり東ネグロス州ドゥマゲテ市にある州立病院院長から、医師が看護師資格を取って海外へ出て行くことが、フィリピン医療に危機をもたらしているという悲痛な叫びを聞いた。

ジャーナリストのChit Estella⁴⁾によると、過去3年間に、海外出稼ぎによる医師・看護師不足のため、2500のフィリピンの病院の内、その10%までが閉鎖した⁵⁾という。このような状況にあって、世界銀行は『世界経済見通し2006』で、国際的送金、移民、それらの経済的重要性などについて言及している。この報告書は、国際的移民は、移民受け入れ国と送り出し国双方、および移民とその家族に重要な福利向上をもたらし得る⁶⁾と述べる。さらに、高所得国は移民から経済的利益を満喫することができ、また生産コストを削減することができるという。また、送り出し国側の国民については、移民の家族、特に子どもにとってあまりにも大きなデメリットがあるものの、これらのデメリットは移民が彼らの家族にあてる送金によって相殺されるに違いない⁷⁾と述べる。しかし、送り出し国フィリピンにのしかかる、医師までが看護師になって海外へ流出していくという負の現実、横山が「経済活動によって産み出される便益と、その過程から生ずる負の影響(コスト)とが、同一線上に並べられたプラス項目とマイナス項目として議論できるような同質のものか」という疑問だ。⁸⁾と問いかけるように、何かによって埋め合わせの出来るものではない。

作業仮説

世界銀行(以下、世銀とする)は、国際移民が、移民受け入れ国と送り出し国両方に利益となり、ともに移民とその家族に重要な福利向上をもたらし得ると述べるが、実際は送り出し国における福利を低下させ、移民とその家族を含む多くの国民に深刻な損失をもたらす。また、国際労働移動による利益と、その対極にある不利益を天秤にかけることはできない。

本小論文は修士論文経過報告とし、国際労働移動を奨励する国際機関の見解に対する問題提起に留める。

第1章 国際労働移動

1. 国際労働移動の国際的動向

従来から、豊かな国は外国人労働者を計画的に採用してきた。天候や需要の変動に弱い産業の不確実性

に対応するための緩衝材として移民労働者を使用した⁹⁾。先進国は更に、国際的な人の移動を自分達の目的に沿うように形付けてきた。「現在の労働力移動は、よく発展途上国のせいにはされるが、より強大な国民国家が弱い国民国家に浸透していく、その論理的な帰結であるとみなす方が正しい。実際、今世紀の国際的な労働力の流れは、先進国によって、意図的に始められたのである」とILOはMassayの1990年の論文を引用している¹⁰⁾。また、一ツ橋大学の小井土彰宏は、1990年代に、グローバルな移民の新たな段階に入ったという。このグローバルな移民の時代は、量的な拡大のみならず、移民の流れの加速化、多角的な移動パターン、そして多様な階層の移動、女性の比重の増大など、きわめて複雑な様相を呈している。新段階の移動の流れは、国民国家の領域管理や経済・社会政策に大きな衝撃を与え、捉えがたい移民政策上の多様な問題を生み出していると述べる¹¹⁾。1960年と1990年の間では、世界の移民人口の成長率は2倍以上になった¹²⁾。国際労働移民は1965年の7,500万人から2000年には1億7,500万人になり、世界総人口の3%になった。これは、先進工業国人口の8.7%に相当するが、途上国人口の1.5%にすぎない¹³⁾。1990年代を通して、途上国からの移民数は、OECD諸国からの移民数より早く増加した。1998年までには、総移民の57.8%が途上国からの移民に相当し、より大きなグループになった¹⁴⁾。そしてILOは、21世紀に、先進工業国地域における急速な出生率の低下、都市化、技術的革新、経済的癒着やグローバル化の影響などが原因で、移民を加速するような傾向になるという。今日、2,000万人の国際労働者移民、移民とその家族がアフリカに、1,800万人が北アメリカに、1,200万人が中央・南アメリカに、700万人が東南アジアに、900万人が中東に、3,000万人がヨーロッパ全域にいると見積もられている¹⁵⁾。

一般的に経済格差が人々に国境を越えて移動させているといわれているが、報告された移民のレポートの半数近くは途上国から途上国への移動であり、実際雇用のための移民は、給料がさほど変わらない国の間で起こっているという¹⁶⁾。また、多くの国は移民にとって送り出し国であり受け入れ国でもある。例えばカナダは特に高度な技術を持った人々をアメリカに送り出す国でもある。同じような現象はアジアでも見られ、タイでは多くの未熟練労働者をミャンマーから受け入れ、一方、タイの人々をイスラエル、日本、台湾などに送り出してもいるのである¹⁷⁾。

2. なぜ世界銀行は国際労働移動を推進するのか

A. 世銀が推進する国際労働移動の現実

2000年に発行された世界銀行『世界開発報告』は、世界銀行が国際労働移動をいかに肯定的に捉えているかを示している。世界銀行はこの報告書の中で、国際労働移動に関する「肯定的シナリオ」と「魅力的でないシナリオ」を提起している。まず肯定的シナリオとは、途上国の政策改革、金融・貿易の統合、建設サービスの自由化による短期移民や、移民できる可能性の拡大は、人口構成が変化するまで、低所得国の人口圧力をコントロールすることを可能にするかもしれないという。「魅力的でないシナリオ」として、国際化が鈍化しそして先進国が移民流入をかなり減少させる政策に転じることを挙げる。その政策によって、国境を越える移民はますます困難になり、低所得の大部分の国では、これまでにないほどの不安定性と所得成長の鈍化を経験することになる¹⁸⁾という。つまり、経済活性化のために移民を奨励すべきで、それを止めることは、送り出し国をさらに窮地に追い込むことになるというのである。だが、労働移動の減少によって窮地に追い込まれるのは、果たして送り出し国なのだろうか。

中村尚司は、労働力を商品として購入する側から見ると、生活の本拠から切り離せば離すほど労働力としての効率は向上する¹⁹⁾という。中村は、アメリカ南部の綿花栽培に先住民ではなくアフリカ黒人の労働力を輸入したこと、マレー半島のゴム・プランテーションで南インドからタミル人を労働力として輸入したこと、また日系企業も同様のことをしていることを例にあげ、労働力を生活から切り離し効率をあげてきた²⁰⁾事実を説明している。特定の企業や特定の国家が、

他の地域から健康で有能な労働力だけを雇用し、非労働の生活領域を排除するようになれば、その分だけ市場競争に勝ち抜く可能性は大きくなる²¹⁾。効率のよい労働力確保という点からみると、国際労働移動はまさに受け入れ国に好都合ということになる。また、専門的な教育費を自国で負担することなく、優秀な人材を世界中から集めることができるのであれば、人的資源に投資することなく利益を得ることができ、さらに利点が大きいということになる。言い換えれば、優秀な人材を育て外国へ人材を奪われているフィリピンのような国は常に熟練した人材の不足に苦しむことになる。

たとえばフィリピン大学医学部教授でありNIH (the National Institute of Health) の責任者であるDr. Jaime Z. Galvez Tanによると、アメリカでは熟練した看護師の需要が高くフィリピンで高度な技術を見つけた看護師はアメリカに行ってしまうという。フィリピン国内で最も優れた看護師訓練をしているといわれるPGH (Philippine General Hospital) では2001年から2003年の間に毎年300~500のベテラン看護師がアメリカに行き、後には新人看護師ばかりが残された。今PGHに残っている新人看護師たちは1~2年のトレーニングを終えたところだが、その新人達も5年も訓練をすればアメリカに行ってしまうだろうというのだ²²⁾。またシリマン大学(ネグロス・オリエンタル、ドゥマゲテ市)メディカルセンター看護部長によると、フィリピン人看護師が国内で働くのは外国へ行くまでの単なる踏み台であるという。国内に滞在する数ヶ月間だけ非常勤看護師として働くので、職場には不慣れな看護師が多くなる。頻繁にオリエンテーションが必要で仕事を教えるだけでも非常に大変な状態であるという²³⁾。

B. 世銀と「アン・アカウンタブル・コスト」・「随伴的結果」

世銀はまた、「Global Economic Prospects 2006」の中で、報告書中のシュミレーションの結果は移民の経済的インパクトの全てを具体化するものではなく、またそれらは重要な社会的、政治的な含意をとらえてもいないといい、報告書の目的は拡大した移民のインパクト全体を予測することではなく、むしろ私たちに政治や状況における変化から期待される経済的利益への洞察を与えるものである²⁴⁾と述べる。そして、専門家移民とのコンタクトの持続は送り出し国に知識の交換という重要な役割を果たすが、その一方で専門家の国外への流出は教育機会喪失、医療や教育などの公共サービス喪失、公共費用で訓練された専門家喪失、技術サービスの価格上昇などの理由から、送り出し国の成長を減少させるといふ。しかし送り出し国への多くの弊害を挙げつつも、データには限りがあり、また利益や損失にはそれぞれの国の事情が入りそれらを完璧に見積もることは不可能ということで、二つだけ観測を提供している。一つは、専門家移民の多い国は乏しい投資傾向にあることが多く、専門家の移動は、その乏しい投資傾向を更に悪化させるかもしれない。また、経済再構築の潜在的な可能性を制限するだろうということ。もう一つは、いくつかの国は、多くの専門家に対して十分な職場を提供できない。なぜなら、誤った方向の教育システムが、結果的に過剰供給を引き起こしている²⁵⁾というものである。世銀は、「Global Economic Prospects 2006」の中で、報告書の目的は、移民のインパクトを全体的に評価することではなく、経済的利益への洞察を与えるものであると明言している。そして、送り出し国の利益やコストを見積もることは不可能と言いつつ、簡単な示唆を与える。世銀は移民によってもたらされる経済的效果に囚われるばかりに、コストを転嫁していると言えないだろうか。寺西俊一が指摘するように、そのシステム内部に対しては驚くほど合理的に計算し、その外部に対する様々なインパクトやエフェクトに対しては驚くべき程鈍感である²⁶⁾と言えないだろうか。

寺西は、視点を変えれば予測できたのにカウントされなかったコストのことを、「アンアカウンタブル・コスト」あるいは「アンペイド・コスト」と呼んだ。彼は四日市コンビナートを例に挙げ、アンアカウンタブル・コストを説明している。四日市コンビナートの場合、この工場内部のシステムは見事に計算されていた。しかし、火力発電のために、高い硫黄分を含んだ石油を燃やすと、煙

突から硫酸化物を含む大量の大気汚染物質が発生する。それを大気中に撒き散らせば、四日市は臨海地であるから、海風と陸風が入れ代わることによって、それがどういふようになって、そこに住む人々にどのようなマイナスの様々なエフェクトを起こすことになるか、全く考慮されていなかった。視点さえあれば、そのことは明らかに考慮可能だった。適切にアカウントすることができたはずだ。でも全くそのことを欠落させていた²⁷⁾。国際労働移動に関しても同様のことが言えないだろうか。世銀は、送り出し国に引き起こされる、専門家の移動の影響を予測している。ネガティブなインパクトを把握していながら切り捨てている、カウントしていないのだ。

三戸公は、目的的结果と随伴的结果という概念でこれを説明する。人間の行為は目的をたて、目的達成のために行動し、その行為の終末に目的的结果がある。目的的结果には必ず目的としていなかったことが一緒に起こる。これを三戸は、随伴的结果²⁸⁾と呼んだ。組織は、まずこの目的的结果を追求し、随伴的结果は視野になく、配慮せられることはないという。組織にとってプラスの随伴的结果であれば積極的に、マイナスであれば極力無視し、余儀なくされた時のみ、対応することになる²⁹⁾と述べる。この理論を国際労働移動に対する世銀の見解に照合してみると、経済的利益は目的的结果であり、送り出し国が支払わなければならないコストは、随伴的结果ということになる。従来、投資の効率性や収益性などを経済的に評価し、計画の根拠にしてきた。しかし、そういう意思決定のあり方や仕組みだけでは、大事なバリュー、社会的な意味をもつ環境に係わる諸価値や、適切に考慮しなければならぬ種々の社会的なコストを残念ながら無視してしまう³⁰⁾と寺西は指摘する。世銀はまさに、国際労働移動による効率性や収益性だけを評価し、国際労働移動がフィリピン社会に与える社会的なコストを無視している状態、支払うべきコストを支払っていない状態、送り出し国の苦を「アンアカウンタブル・コスト」としている状態といえる。

寺西は中学生の時に四日市のコンビナートを見に行き、コンビナート関係者がそれほど緻密な計画を立てながら、鈴鹿川を挟む対岸の住民たちへの影響をプランから完全に欠落させていたことに大きな驚きを覚えた³¹⁾という。今、世銀が受け入れ国が移民を受け入れることによって、受け入れ国国民の収入を0.4%まで増加させることができる³²⁾と計算しながら、送り出し国が医療も教育をも損なう可能性をアカウントしない状況は、鈴鹿川を見たときの寺西の気持ちを彷彿させる。四日市の事例では、コンビナート本格操業10年後に公害裁判を通してそのツケを支払わされるということになったと寺西は言うが、決して忘れてならないのは、ツケを支払われたのはコンビナート関係者ではなく住民だったということだ。

C. 世銀の設立の経緯からの考察

次に、世銀行設立の経緯からその役割について概観し、世銀がなぜ国際労働移動を肯定するのか検討してみよう。

1930年代の世界的な不況の際、貿易障壁を設け各国は自国の産業を保護しようとした。その結果、世界経済全体がさらに不安定なものになり、第二次世界大戦の一因になったといわれている。大戦中に連合国の間では、世界諸国民の経済的繁栄、雇用の拡大、生産水準の向上が必要であり、そのためには自由で円滑な貿易の発展が必須であると考えられるようになった。それを実現するために1945年世界銀行が、1947年国際通貨基金（IMF）が誕生した。続いて貿易面から国際経済を支えるために、GATT（関税と貿易に関する一般協定）が締結された。このGATTは1995年に、第三次産業の拡大という理由から新たな国際ルールを策定する必要を背景に、WTO（世界貿易機構）へと変化していった³⁴⁾。世銀設立の経緯や設立の目的から考えても世銀の中心的関心は量的な経済的成長であり、経済成長だけが平和をもたらすと信じられているのだ。大野泉は、世銀は世界最大の援助機関であり、世銀の強みは世界全域を対象としてプロジェクト採択に際し経済、財務、社会、制度、技術、環境などの観点から多角的に評価する能力を備えていること、支援のために大規模な資金を

動員できることである³⁵⁾と述べる。しかし、世銀が援助機関であると言えるのだろうか、そして、多角的に評価していると言えるのだろうか。例えば、世銀の行う構造調整は、通貨の切り下げ、輸入の自由化、価格統制の廃止、財政支出の引き締めを共通に含んでおり、通貨の引き下げによって引き起こされたのはインフレーションと為替レート的大幅な下落だった³⁶⁾。この結果、実質賃金が目減りし、さらに輸入の自由化と価格統制の廃止が加わって、賃金で食料をまかなうこともできなくなっている人々がいる³⁷⁾。また、対外債務の返済を優先するために、国内需要を縮小するという経済政策の結果、国民の生活や雇用条件が急激に悪化している国もあるのだ³⁸⁾。構造調整の目的は、経済基盤を強固なものにし、国際的な信用を勝ち取り債務返済を可能にすること³⁹⁾、つまり先進工業国銀行が利益を得るようにすることである。これらの事実からも世銀が先進工業国の経済的繁栄を何よりも優先していることがうかがえ、そのために引き起こされた数々の苦しみをまったく視野に入れていないといえる。

世界銀行は言うまでもなく「銀行」であると村井吉敬はいう。つまり、金貸しで利益をあげる機関で、普通の民間銀行と違うのは、国家が出資者であり、多くの場合国家が借り手であり、通常「開発」に金を貸すということだけだ⁴⁰⁾。世銀は経済を最優先させるあまりに、国際労働移民から家族や送り出し国政府にあてられる送金と受け入れ国が享受する利益にだけとらわれ、その利益の影で権利を奪われ続けている人びとがいることを無視しているといえないだろうか。

3. その他の国際機関の国際労働移動に対する見解

A. WHO (World Health Organization)

WHOは '*International nurse mobility 2003* 'の中で、看護師国際労働移動について警鐘を鳴らす。WHOは、国際的リクルートメントを主導している国々が、看護師不足の根本的原因に対して不十分な対策にも拘わらず、看護師の国際的リクルートメントを活発に行っているという。自由貿易や自由協定は人の流出を促進するかもしれないが、受け入れ国が卓越した存在を引き抜くと同時に、プッシュブルのアンバランスが生じた⁴¹⁾。そして看護師確保に失敗した先進工業国による活発なりクルートメントの結果生じた看護師流出が、そこにより深く横たわる問題の兆候であることははっきりしている⁴²⁾と看護師流出の奥に隠された問題を指摘している。つまり、国際的看護師リクルートメントは、看護師の世界的不足の兆候であり、そこに横たわる問題は、看護師の立場の改善、看護労働力管理や看護労働力計画の改善という分野で、地域や国際レベル両方の協力があってこそ解決される⁴³⁾と訴えている。

B. ILO (International Labour Organization)

ILO (International Labour Organization) もUNDP (United Nations Development Program) も国際労働移動を肯定的に認識している。まずILOの見解は、国際労働移動の有益性を認めつつ、移民の人権と送り出し国側社会への配慮が必要であるというものである。国際労働移動による送金額は石油に次いで二番目に大きな国際的金融取引に至っており、国際労働移動は送り出し国、受け入れ国両方に対して、成長と金銭的貢献をしている。国際労働移民はまた、先進工業諸国に熟練労働者を供給することによって、経済的競争維持に貢献し、先進工業国を助けている⁴⁴⁾という。ヨーロッパでの経済統合や経験、そしてアメリカ、カリブ海、南アフリカでの地域経済統合プロセスは、経済統合エリア内での柔軟で自由な労働力の移動が不可欠であることを証明している⁴⁵⁾と国際労働移動の利点を述べる。そして国際労働移動によって起こる不都合な側面については、頭脳流出が送り出し国の成長を減少させるかどうかは、ネガティブな効果が好ましい経済や移民のフィードバック効果によってどの程度埋め合わされているかによるといっている。もし、送り出し国に高等教育の普及を刺激して、経済成長に弾みをつける最適水準の移住があれば、政府は技術者の移住を利用す

べきであり、これらはポジティブなインパクトを持ち、頭脳流出の直接的なネガティブインパクトを直ちに相殺するかもしれない⁴⁶⁾、と利益がどの程度不利益を上回るかを問題にしている。政策立案者は、技術者の移動を利用すべきで、多様な潜在的フィードバックを通して、頭脳流出の不都合な効果は送り出し国に、高められた経験や知識、国外に住んでいる人の知識や技術の移転、国外からの送金、先進工業国と途上国間の貿易機会の増加などの利益となって戻ってくる⁴⁷⁾というのだ。

今後の国際労働移動のあり方としては、ますます多くの国が定期的に移民を確保するために、法律や政策の整備が必要であると認識しているが、この整備は、国際労働移民をコントロールするだけの方法に留まらず、受け入れ国、送り出し国双方の契約の下、人権尊重と双方の国の協力を高めることへの必要性を認識して行わなければならない⁴⁸⁾という。さらに、先進工業国は頭脳流出の結果の可能性に焦点をあてながら、技術者外国人労働者の移動を促すべきであるともいっている。そして、頭脳流出によって不都合が生じると判断される国やセクターからの雇用を避けるべきなので、政策ははっきりと一時的な滞在許可であることと、送り出し国へ帰国することを奨励することがかぎとなる⁴⁹⁾という。つまり、ILOは国際労働移動の利益を認めつつ、送り出し国側に起こりえる不都合について警鐘を鳴らし、それへの対処が必要であると指摘している。また、受け入れ国が労働者に出す殆どの一時的ビザは、永久的な入国が国内の労働市場のサイクルをゆがめると信じられているために一時的に発給されており、労働目的の一時的入国制度は先進工業国の労働市場を守るために形作られている⁵⁰⁾という。つまり、送り出し国、受け入れ国双方に利益があるように言われる国際労働移動であるが、結局先進工業国に都合よく形作られていることを暗に示しているのではないか。国際労働移動の不都合は利益によって相殺されるという見解については後ほど検討する。

C . UNDP (United Nations Development Program)

UNDPも、国際労働移動の有益性を認め、それぞれの文化を持つ移民がどのように共生していくべきなのかを模索する。移民が経済成長と開発を支えるとUNDPは考えている。移民に門戸を閉ざすことは、現実的でもないし自国の開発の利益にもならない。移民は、労働力、思想、ノウハウの源泉で、移住の自由化から得られる利益は、国際貿易の障壁撤廃から得られる利益よりはるかに大きいと述べる。世界中で移民が担う革新、事業、技能への貢献は、社会にとっての移民の人々の価値を思い起こさせる。今日の知識経済では、各国は、最高レベルの人材を輩出し、誘致することによって競争するという⁵¹⁾。

確かに、ILOやUNDPがいうように、移民による海外送金は送り出し国にいる家族の生活を直接的に助け所得貧困⁵²⁾から抜け出す機会になっている。それは応急処置としてはいたし方ないかもしれないが、送り出し国、受け入れ国双方の根本的な問題解決に成り得るのだろうか。そして、利益が不都合を相殺することがあるのだろうか。鳴原敦子による論文「潜在能力アプローチの批判的検討⁵³⁾」は、私たちが国際労働移動の中のどこに焦点を当てるべきなのか示唆を与える。

4 . 鳴原敦子「潜在能力アプローチの批判的検討」

鳴原はこの論文の中で、貧困そのものをどうとらえるかという問題と同様に、貧困がどのような意味をもって政治の世界で取り扱われるのかについても、十分に注意を払う必要がある⁵⁴⁾という。

1972年の国連人間環境会議で「持続可能な開発」が注目され、「貧困と環境破壊の悪循環」説が用いられるようになった。そして貧困問題は環境問題と結びつくことで、ますます強力に、開発の必要性を、理由づける役割を果たすことになっていった。今日では、蔓延するテロの温床としての貧困の「脅威」が連呼され、貧困は平和に対する「脅威」でもあるとする言説が生まれた。そして、この言説は、貧困とテロの直接的関係の背後に存在する、今日の格差構造、資源の収奪関係を覆い隠した⁵⁵⁾という。言い換えれば、「脅威である貧困」を撲滅することに、私たちの注意は向けられ、貧困を再生産している今日

の格差構造や、資源収奪関係は私たちの視界から遠ざけられているといえる。鳴原は、開発主義の下で、環境問題は途上国自身の「貧困」の問題として処理され、先進工業諸国にとって不都合な格差構造や収奪という関係性を隠したまま、途上国自身の問題として「貧困問題」を解決する手助けをするかが強調されてきた⁵⁶⁾ という。ここで、国際労働移動に関しても同様のことが言えないか。国際労働移動は、あたかも途上国の人々に雇用の機会を与え、海外送金を可能にし、家族を貧困から救いだす「貧困問題解決の手段・手助け」のように描かれる。だから、その流れを止めてはならないというわけである。だが貧困を再生産する、格差構造や収奪関係を生み出す構造を覆い隠したまま、貧困問題の解決があり得るだろうか。「途上国の貧困問題解決の手助け」のためと言って、私たちは不足した労働力を、残された社会の状況を無視して、どこから調達し続けることなどできるのだろうか。格差構造や収奪関係構造については別章にて論じる。

看護師流出が、そこにより深く横たわる問題の兆候であることははっきりしている⁵⁷⁾ と看護師流出の奥に隠された問題を WHO も指摘しているように、私達が焦点を当てるべきは、国際送金、知識の交流などの福利向上ではなく、なぜそこまで看護師が不足するのか、なぜ国際移動せざるを得ないのか、なぜ残された社会は無視され続けるのか、残された人々はどのように生きているのか、なのではないだろうか。

第2章 フィリピン人の国際移動 - フィリピン人看護師に焦点をあてて -

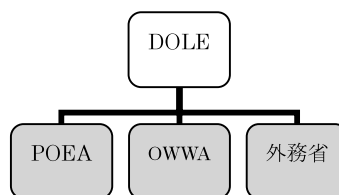
1. フィリピン政府の海外雇用政策のはじまり

フィリピンのほど経済が国際送金に依存している国はない⁵⁸⁾ といわれる。2004年の国際送金額は約85億5,037万1,000ドル⁵⁹⁾、2005年のGDPは925億8,600万ドル⁶⁰⁾なので、送金額はGDPの約10%弱を占める。

1970年代半ば、石油価格が高騰し、それは中東への契約移民労働のブームを引き起こした⁶¹⁾。当時のマルコス大統領は、その契約移民労働ブームを、景気低迷によって失業したままになっている若い男性を輸出する好機と見た。そして、労働者を海外へ出すことを奨励、推進するシステムを構築した⁶²⁾。

フィリピンにおける海外雇用促進政策は1974年、海外雇用開発局 (Overseas Employment Board) が設置されたことに始まる。すなわち、これによって「労働力輸出」に関する政府公認のリクルート機関が誕生したことになる。

やがて同局は1982年には、国家船員局 (National Seaman's Board) 雇用サービス局 (Bureau of Employment Services) の二機関と統合され、あらたにフィリピン海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Administration、以下POEAと略) として独立し、労働雇用省 (DOLE: Department of Labor and Employment) の管轄機関として、移動労働者を専門的に扱う機能が与えられた⁶³⁾。



(筆者作成)

海外労働者福祉庁 (OWWA: Overseas Workers Welfare Administration) は、海外就労者と家族への社会・福祉サービス提供業務を行う機関として、1987年にPOEAと同じ労働雇用省の管轄下に設立された⁶⁴⁾。フィリピンにおける海外雇用促進政策に盛り込まれた三つの目標、(1) 国内の失業問題の解消、(2) 外貨獲得による国内経済の立て直し、(3) 新技術の導入⁶⁵⁾ のために海外雇用促進政策は専門機関の設置や機構上の整備によって、海外におけるフィリピン人労働者数を飛躍的に増加させる結果を招いた⁶⁶⁾。75年から86年のマルコス政権での約10年間で、フィリピンの海外就労者数は、3万6,000人から41万4,500人へと約12倍に拡大した。この規模の拡大は、当初政府が海外雇用を掌握することで短期的な問題解決として位置づけられていた海外雇用政策の性格を、自ら変化させていったと言える⁶⁷⁾。そして、初期の

段階で、多様な業務の増大に対して政府は対応しきれなくなり、政府は間接的管理に方針を移行せざるを得なくなった⁶⁸⁾。1986年度の送金を例にとって見ると、同年の総送金額、6億8,044万ドルは国家予算の約13%にあたる⁶⁹⁾。このように政策導入後10年で海外雇用はフィリピン政府にとってもはや「一時的」な対処策ではなく、海外雇用への国家的な依存が高まっていくことになった⁷⁰⁾。

2. 海外雇用政策のいま

海外雇用への政府の依存が高まっていく中、労働移民の推進に対する政府への抗議活動は、1970年代半ばに始まる⁷¹⁾。1986年には市民社会や、カソリック教会からの抗議があり、政府は1987年にPOEAに対して、移民労働者の権利と福祉をもっと守る活動をするように指示した⁷²⁾。そして、1990年代のマリクリス・シオソン事件⁷³⁾やコンテンブラシオン事件⁷⁴⁾などを受け、フィリピン政府は「95年法」(RA8042: Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995)を制定した。この法律は、海外労働者の尊厳の擁護、社会的・経済的・法的サービスの提供、国内での雇用促進、合法・非合法に拘わらずフィリピン人海外労働者は法的協力を得る、熟練労働者のみを送り出す、海外雇用に関する政府機関の手料は無料にする、などの基本方針を挙げた⁷⁵⁾。そして、最大の特徴は、経済成長の維持と国家開発の手段として海外雇用を促進することをしないと明言したことであった⁷⁶⁾。それにもかかわらず、POEAは、現在のPOEAに課せられた責務はフィリピン労働者の海外雇用を促進し、モニターすることである⁷⁷⁾と明言している。筆者が2005年8月にPOEAの副行政官Carmelita S. Dimsonにインタビューした際、「欲しい人材があれば教えてください。どんな職種でもすぐに供給しますよ。」と誇らしげに言っていたことから、POEAの役割は国際労働移動促進であることは明白である。また、毎年Migrant Workers Dayには“Baygon Bayani”現代のヒーローとして賞を与えることで、大統領が20人の目だった移民労働者をたたえる。目だった労働者とは、不屈の精神を証明し、一生懸命働き、家族へ送金した記録を持つものである⁷⁸⁾。確かにUnemployment 7.4%, underemployment 21.2%⁷⁹⁾であり、国際労働移動に頼らざるを得ない現状は存在する。そして、国際労働移動は、自己実現の機会としての個人の選択・ジェンダー役割からの脱却の好機などといわれることもある。だが、エリザベス・ウィ・エヴィオータは、人口移動を促す状況は、フィリピンと労働力輸入国との間の政治経済的關係に根ざしているという⁸⁰⁾。さらに、この関係は不平等であり、製品、資本および労働力の不平等交換に基づいており、この不平等は最近フィリピンの市場経済が拡大するにつれてさらに深まっているという。そして出稼ぎ流出の本質は、こうした状況に依存しており、「出稼ぎ労働者個人の決断や行動に基づいているのではない」とエリザベス・ウィ・エヴィオータは言い切る。つまり出稼ぎは経済政治状況によって生み出されている⁸¹⁾ともいえるのだ。フィリピン社会に見られる危機的医療状況の重要な一因として、看護師の国際労働移動が挙げられる。しかし、看護師の国際労働移動だけを止めたとしても問題の根本的な解決にはならず、それは火事から飛んできた火の粉だけを消しているようなものである。フィリピン医療の危機的状況を打破するためには、どのような不平等な国際労働移動のメカニズムが、看護師の流れを生んでいるのか、その構造を明らかにしなければ真の解決はあり得ない。

第3章 フィリピン人看護師の流出

1. フィリピン人看護師を取り上げる理由

「はじめに」の中でも触れたように、日本はフィリピンとの自由貿易協定⁸²⁾(FTA)の一環として、早ければ2006年度から、フィリピン人看護師・介護士の受け入れを開始する見通しである⁸³⁾。フィリピン人看護師の受け入れがどのような問題を内包するのか、アメリカに国際労働移動したフィリピン人看護師に焦点をあてて考えていきたい。何故アメリカに行った看護師に限定するのかという点については、医療の場においても市場の競争原理が働くアメリカをモデルとして、日本が、医療への株式会社参入⁸⁴⁾

を試みているということから、安い労働力としてフィリピン人看護師を雇用しようとしているのではないかと考えたからだ。フィリピン人看護師を雇用したいアメリカの構造と、フィリピン人看護師を取り巻く構造の解明に基づき、日本医療の今後を予測しつつ提言を試みたい。

2. アメリカへ行くようになった経緯

Purita Falgui Asperillaは、専門家の移動は一般的に、旧植民地から、彼らの旧宗主国方向へ、であるという。植民地帝国は、移民にとって、より文化的障壁が低く、移民は他の国よりも、旧宗主国がより優れており、刺激的で、親しみのある文化であると考え⁸⁵⁾ことが、アメリカを選択させる要因になっているという。また、Choy Catherine Cenizaは、1901年から1942年の米国統治時代、アメリカによる、アメリカナイズされた訓練病院システムの構築が、フィリピン人看護師がアメリカで働くことを可能にする、技術的、社会的、文化的基礎を築いた⁸⁶⁾という。当時、フィリピンでは女性の専門職の割合が増加した。しかし、それは女性教育のために女性が必要になったからで、教師という専門職に特化していた。また、米国統治下では、労働力の訓練、アメリカの価値観を広めるため、教育に高い優先順位が与えられたため⁸⁷⁾教師が必要であった。米国統治期を通じ、産業資本が浸透し生産過程や市場関係を変えていった。女性は家内製造に従事していたが、その家内製造は工場産業へと変化し、それにつれ女性の多くが家庭の主婦になった。女性は、主婦をしながら、家事・個人サービス業での賃労働に加わった。他方、資産・中産階級の女性の多数は教育を受け、教師、看護師、薬剤師といった専門職についた⁸⁸⁾。このように、アメリカナイズされたフィリピン人への教育が、Choyが言うように、フィリピンの一般女性や看護師に、アメリカでの仕事や勉強は、フィリピンへ帰還する際の立派な経験、一流の専門家としての生き方であると思わせた⁸⁹⁾。立派な経験、一流の専門家という要素は、20世紀はじめの植民地化と、1965年以降のアメリカへの膨大な看護師の移動を結びつける⁹⁰⁾。

そして、莫大なフィリピン人看護師のアメリカへの移動は、冷戦戦略と、WWⅡ後の労働力不足によって、結果的に引き起こされた。1948年、アメリカはU.S Information and Educational Act of 1948という法律のもとに、EVP (exchange visitor program) を設立した。そのプログラムの主な目的は、他の国に、アメリカをより良く知ってもらうためだった。その設立の動機は、冷戦に依拠する。アメリカ立法府によれば、社会主義陣営が民主主義・福祉・自由・真実・そしてアメリカに対して組織的な宣伝(propaganda)を行った。そしてアメリカ立法府はeducational exchange serviceを提案し、それは人、知識、技術の交換だった⁹¹⁾。つまり、EVPは、世界にアメリカのよさを広く知らせるための一つの方法であったのである。EVPはフィリピン人やフィリピン人看護師だけのものではなかった。アメリカの看護師もこのプログラムに参加し、他の国に出て行っていた⁹²⁾。こうして、EVPはフィリピン看護師の海外移動の第一波を導いていく。1956年と1969年の間、11,000のフィリピン看護師がこのプログラムに参加した⁹³⁾。そして、最初は、アメリカで働くことにあまり乗り気でなかった看護師も、結局、海外で働くことに感謝するようになっていった。なぜなら、旅行、専門的機会、給料、物質的蓄財、参加できるレジャーなどの経験が、フィリピン国内での社会経済的な特有の成功の形を変えていったからである。また、フィリピン人看護師の、新しい生活スタイルに与えられるその名声・威信が、フィリピン人看護師の移動文化に変化を与えた。次世代のフィリピン人看護師は、アメリカの教育的証明書を得、そして、フィリピンで働くために帰国するという代わりに、ただ漠然と外国へ住むことを目指してアメリカへ向かうようになった⁹⁴⁾。

3 . 移動するフィリピン人看護師を取り巻く状況

A . 看護師流出の原因

Lorenzo⁹⁵⁾ は、フィリピン人看護師が移動する理由を以下のように報告している⁹⁶⁾。

	送り出す要素	ひきつける要素
Economic経済的	Low salary, no overtime and hazard pay, low coverage of health insurance低賃金、残業手当・危険手当の不備、健康保険の不備	Higher income, better benefits and compensation package高賃金、より良い補償
Job-related労働環境	Work overload or stressful working environment, slow promotionストレスの多い職場環境、昇進見込みのなさ	Lower nurse to patient ratio, more options in working hours受け持ち患者数の低さ、就労時間の選択範囲が広い
Advanced technology, better peace and order situation進んだ科学、安定した政治	Limited opportunities for employment, decreased health budget, peace and order situation in the Phi-lippines限定された機会、減少する医療費予算、政治的不安定	Advanced technology, better peace and order situation進んだ科学、安定した政治
Individual/Family-related個人的問題		Chance to upgrade nursing skills, acquisition of immigrant visa and opportunity for family to influence from peer and relatives専門的技術習得、移民ビザ習得の可能性

Table 1 (Source from ; Fely Marilyn Elegado Lorenzo, ‘ Philippine Case Study on Nursing Migration ’ より筆者作成)

まず、経済的なpush factorとして、低所得、残業手当・危険手当の不備、健康保険適用の低さ、などを挙げ、pull factorとして、高所得、充実した保障制度を挙げる。仕事関係のpush factorとして、過重労働・ストレスの多い職場環境、緩慢な出世を挙げ、pull factorとして、患者対看護師の割合（1人の看護師が受け持つ患者数が少ない）労働時間の選択が可能なることを挙げる。社会政治的・経済的環境のpush factorとして、雇用に関する限られた機会、減少する医療国家予算、peace and order situation、pull factorとして、先進的科学、よりよいpeace and order situationを挙げる。個人的・家族的なpull factorとして、技術を身につける機会であること、移民やその家族に移民のビザを得る機会になること、移住の機会になること、旅行やその他の国を知る機会になること、親戚からの影響⁹⁷⁾などが挙げられている。

筆者が2005年11月に行った、数人の看護師・医師に対するインタビューでも、全ての人から低所得と不十分な職場環境についての話を聞いた。次に、聞き取りした内容を含め現状を説明する。

The Philippine Nursing Act 2002によると、看護師の基本的給料は8段階に分かれている。Step 1はP13,300であり、Step 8はP15,810⁹⁸⁾である。一年にするとStep 1はP159,600（1ペソ2円で計算すると日本円で約32万円）で、Step 8はP189,720（日本円で約38万円）である。それに対し2004年のアメリカの平均賃金は、一年間\$ 55,680で一時間\$ 26.77⁹⁹⁾である。アメリカの給料はフィリピンの20倍近いのである。The Philippine Nursing Act 2002によって、最低賃金は制定されているものの、Chitによると、

2,000ペソしか受け取っていない人がいる。皮肉にも公立病院は私立病院より給料がいい。公立病院では9,000ペソ、私立病院では4,000ペソ¹⁰⁰⁾のところもある。しかし、公立病院では給料が出ない、減らされるなどの現状がある。

Council for Health Development¹⁰¹⁾は低所得が、看護師流出の一番の原因である¹⁰²⁾という。彼らの報告によると、最近、2～3年の経験を持つ看護師が受け取る給料は一月わずかに、6,000～1万ペソである。つまり一月120～190ドルである。アメリカなら一時間18～45ドル、一日144～360ドルである。しかも生存ギリギリの小遣いのような所得や、危険手当さえも遅れたり、カットされたり、全額支給されなかったりする¹⁰³⁾のが現状だ。2005年11月に筆者がインタビューした、Silliman Medical Center 看護部長 Elgieによると、当病院での新人看護師の最低賃金は一日240ペソで、6ヶ月働くと一ヶ月9,000ペソになるという。しかし、新人看護師といっても、海外で働いていた経験のある看護師が多いことが現実だ。Puritaはこのように経験を認めない、年功序列の職場が看護師流出の一原因であるという¹⁰⁴⁾。海外での就労後帰国し、数ヶ月フィリピン国内で働く看護師はRelievers（6ヶ月いていなくなる看護師のこと）と呼ばれる。Relieversは6ヶ月後に、その職場に残るかどうかが検討し、常勤採用を決意すると正式に契約する。フィリピンではCertification（これがないと履歴にかけない）が、どこで働く際にも必要になる。そして、このCertificationを得るために、帰国した看護師はフィリピン国内で職に就き、時にはボランティアをする。Silliman Medical Centerでは、Certification発行の原則として6ヶ月の就労義務を看護師に課している。そのため、Silliman Medical CenterのRelieversは、最低6ヶ月は非常勤として、240ペソの日給で働くのである。6ヶ月の就労中に、再度外国への仕事へ申請し、6ヶ月後に海外へ旅立つのだ。この、Certificationを得るために就職し、その間に海外へ次の就職先を探すというサイクルは、不十分な職場環境にも繋がっている。

B. 看護師の配置

現在、441の看護学校から年間1万から1万5,000人の看護師が養成されている、フィリピンでは、看護師総数は33万2,205人と推計される¹⁰⁵⁾。フィリピン国内の公立・私立病院で働く看護師総数（2003年）は2万7,225人である¹⁰⁶⁾。フィリピンの人口が7,900万人¹⁰⁷⁾（2002年）とすると看護師一人当たりの人口は約2,900人である。たとえば日本は国内の公立・私立病院で働く看護師数（2003年）は74万1,973人（正看護師54万7,457人、准看護師19万4,516人）¹⁰⁸⁾で、看護師一人当たりの人口は約161人である。また、日本では病院100床のベッドに対して看護師が47人（正看護師35人、准看護師12人）配置されている¹⁰⁹⁾。筆者が2005年11月に訪れたフィリピンネグロス島のNegros Oriental Provincial Hospitalでは、日中、一人の看護師が30人以上の患者を担当していた（例えば90人の患児に対して看護師2人）。日本の看護師が日中何人の患者を担当しているのか不明で、また患者の介護度が違うので比較することは困難だが、フィリピンの看護師配置がいかに少ないか想像することはたやすい。

そしてフィリピン医師の割合は、国民1万から2万6,000人に対して医師1人¹¹⁰⁾である。日本では、国民約680人に対して医師1人¹¹¹⁾である。

	Total number of nurses	The number of nurses working in the country	Nurses to patient ratio	Nurses to beds in a hospital
The Philippines	332,205	27,225	2,900	24
Japan		741,979	161	47

Table 2 ; the comparison of the number of nurses between the Philippines and Japan
 (Source from; Philippine Case Study On Nursing Migration)

C. 医療費国家予算

政府が医療にあてる予算が少なく、それも不十分な職場環境を生み出している。2003年のフィリピンの国家予算8,042億ペソのうち、健康分野に充てられたのは、わずかに約140億ペソ⁽¹¹²⁾で国家予算の1.7%である。日本は2005年の国家予算が約82兆円で厚生労働省にあてられた金額は20兆円以上である⁽¹¹³⁾。WHOは国家予算の5%を医療にあてるよう推奨しているが、それに比べて非常に少ない。しかし、2003年にフィリピンが抱える負債は3兆3,551億ペソに達したという現実もある。そしてその負債額は増加し続けており、1997年の時点で、返済額が予算に占める割合は16%だったが、2004年には31%に達した⁽¹¹⁴⁾。また、世界銀行の、通貨の切り下げ、輸入の自由化、価格統制の廃止、財政支出の引き締めを共通に含んでいる構造調整融資⁽¹¹⁵⁾は、フィリピン政府が医療に充てる予算を減少させる一要因になっているといえるのではないかと。東ネグロス州州立病院の看護部長は、現在350人の入院患者に対してわずか85人の看護師で、日中90人以上の患者をたった2人の看護師で看なければならぬにも拘わらず、看護師は不足していないと言った。なぜならその病院の看護師の定数は満たしており、ただ予算がないからこれ以上雇用できないだけだというのだ。公立病院に充てられる国家予算の少なさは、医療の質にも大いに影響している。廊下まであふれるベッド、故障したままの医療機器、家族が行なう医療行為(たとえば家族が交代で人工呼吸をする)など改善すべきところは多いが、なす術もないのが現実である。多くの医師や看護師は、このような施設の整わない田舎の医療施設で働くこと嫌がるという。(それをBrain block という)多くの医学生、看護学生は熟練して高価な機器を持った医療施設で訓練する。そして彼らは卒業後、田舎やコミュニティーのヘルスサービス施設の器材の欠乏に物足りなさを感じてしまう。この器材の欠乏が、看護師の不満を引き起こし、遅かれ早かれ看護師をアメリカへと向かわせる⁽¹¹⁶⁾とPuritaは述べる。不十分な図書館や専門家組織の弱さによって証明される、フィリピン国内の専門知識の欠如を指摘し、専門家はフィリピンの科学的発展は遅いと感じ国外へ⁽¹¹⁷⁾出ていくというのだ。さらに、政治的システムのために、家族や政治的コネクションなしで出世することが難しい状況が、多くの専門家に、彼らの才能が役立たないと感じさせてしまう⁽¹¹⁸⁾。毎日続く、職場で感じる自分の知識や技術が生かされないという不満、焦燥感もまた、看護師を外国へと向かわせているのである。

4. 国外流出の現状

2004年に海外で雇用されたフィリピン人は、93万3,588人⁽¹¹⁹⁾である。2000年の人口は約7,500万人なので、約100人に1人、15歳以上の労働力人口⁽¹²⁰⁾100人のうち2~3人は海外で働いていることになる。また、2003年の時点で外国に住むフィリピン人は808万3,815人⁽¹²¹⁾に達し、これはフィリピン人口の約1割に相当する。そして、2004年の海外送金総額は、85億5,037万1,000ドル⁽¹²²⁾であった。

看護師についてみると、2003年に海外で働く看護師総数は、16万3,756人に上り、就労しているフィリピン人看護師の84.75%は海外で働いている⁽¹²³⁾ことになり、また、生存していると思われるフィリピン人看護師33万2,205人⁽¹²⁴⁾の半数近くが、海外で働いていることになる。毎年441の看護学校から1万から1万5,000人の看護師が養成され⁽¹²⁵⁾ている。国家試験の合格者はTable 3のとおりである。

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
登録者数	9,165	15,986	30,921	29,445	27,272	15,697	11,697
年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
登録者数	9,441	8,419	5,784	4,780	4,630	7,195	

Table 3 ; フィリピン看護師国家試験合格者数 (出所 : Department of Health in the Philippines, 筆者作成)

Chitによると、University of the Philippine General Hospital (UP-PGH)では、約2,000人の看護師のうち、毎年300から500人の看護労働力を失っているという。またJose Reyes Memorial Medical Centerでは30人の手術室看護師のうち25人が海外での仕事に申し込みをしている¹²⁶⁾。Council for Health and Developmentによると、11あるMetro Manila hospitalsでは、800人の看護師のうち17%が外国へ行った¹²⁷⁾。Silliman Medical Center看護部長Elgieのインタビューにもあったように、看護師が半年毎に変わり、常時その職場に不慣れな者が多く存在することや、1人の看護師が受け持つ患者数が非常に多いこと等の問題は山積しているものの、更に深刻なことは、医師が看護師の免許を取り海外へ流出していることである。

Tanによると、5,500人の医師がすでに45の看護学校に入学しており、2,000人の医師がすでに看護師の免許を持っているという。2003年と2004年の国家試験のトップは医師であり、2004年医師国家試験のトップは、看護師になって外国で働くことを表明した¹²⁹⁾。Chitによると、3,500人以上の医師が看護師として外国へいったと見積もられているという¹³⁰⁾。看護学校への入学数が増加する一方で、国内の39の医学部のうち、3校は生徒が減ったために閉鎖された。25校のうち、6校だけで入学者数が増加したが、The Iloilo Doctors College of Medicineでは入学が74%減少した¹³¹⁾。東ネグロス州州立病院院長は、看護師は1万から1万1,000ペソで雇えるし、募集すれば応募があるので看護師不足は心配していない¹³²⁾。数年前から医師が看護師に転身し海外流出し始めたが、医師の不足は直接医療施設の閉鎖に直結し、さらに深刻な問題であると窮状を訴えた。東ネグロス州州立病院の250の病床数に対して少なくとも72人の医師が必要だが現在43人しかいない。しかも、その43人のうち36人が既に看護師の免許を持っている。病床数は、250だが380人入院している状況で、最悪の場合医師が7人になる可能性すらあるというのだ¹³³⁾。また東ネグロス州バイス市では12人いた医師が4人になり、医師がいなくなった為に閉鎖したクリニックもあるという。院長は、3年前にアロヨ大統領にこの現状を15分くらい訴えた。しかしアロヨ大統領からは何の反応もなく、無力感を感じ退室したとのことである。今後も政府に現状を訴えると同時に、医学部も看護学部も今の教育システムを変えるべきであるともいう。看護師にはより身体的なアセスメントを可能にする教育にし、医師の教育期間を短くし経済的負担を減らすべきである¹³⁴⁾と述べる。看護師だけでなく医師までもが看護師として海外流出して行くこの状況にTanは警鐘を鳴らしている¹³⁵⁾。

海外雇用看護師数

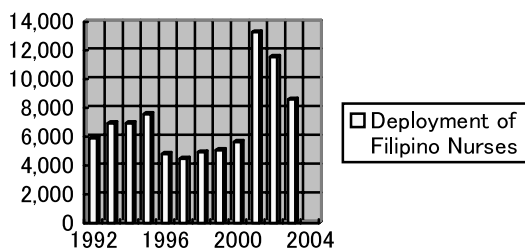


図 1 ; 国際労働移動看護師数

(PHILIPPINE CASE STUDY ON NURSING MIGRATION

<http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.ppt#303,6,Philippine%20Employment%20and%20Health%20%20Care%20System%20Context> データより筆者が作成した)

看護師登録数と国際移動した看護師数

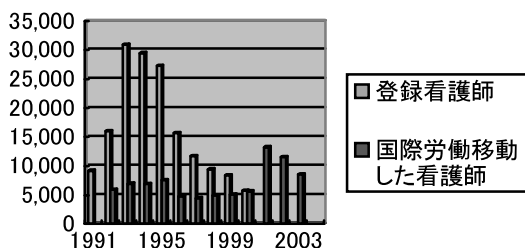


図 2 ; 国家試験合格数と国際労働移動看護師数

(PHILIPPINE CASE STUDY ON NURSING MIGRATIONとDepartment of Health <http://www.doh.gov.ph/> のデータより筆者が作成した)

おわりに

国際機関の国際労働移動への見解を批判的に検討することによって、私たちが焦点を当てるべきところを明確にすることができた。今後の研究においては、フィリピン人看護師の国際労働移動にひそむ構造的暴力を、また看護師国際労働移動のあとに残された社会の現状を知ることによって暴力の存在を明らかにしたい。また、看護を外国人看護師に委ねているアメリカ医療の現実に焦点をあて、なぜそのような現象が起きているのか、それがアメリカ医療にどのような影響を及ぼしているのかを解明したい。そしてそこから日本の医療がどのように変化していくと考えられるのかを検討していく。

グローバル社会に生きる私たちは、ともすれば何も気付かぬまま構造的暴力の一つの駒になってしまふ。格差拡大が世界の不安定を生んだように、そして、経済至上主義が国内の格差を拡大していくように、誰かにしわ寄せしたはずの苦は必ず自分の元に戻ってきている。同様にフィリピン人看護師の国際労働移動は、フィリピン医療だけへの危機ではないのである。その危機はいつか自分の元に戻ってくる予兆なのだ、ということに私たちはそろそろ気付くべきではなかろうか。

【参考文献】

- アジア太平洋資料センター 『IMF・世界銀行とニカラグア 債務問題を知るために』アジア太平洋資料センター、1999年
- 北沢洋子・村井吉敬編 『顔のない国際機関 IMF・世界銀行』学陽書房、1995年
- エリザベス・ウィ・エヴィオータ 『ジェンダーの政治経済学 フィリピンにおける女性と性的分業』明石書店、2000年
- 大野泉 『世界銀行 開発援助戦略の変革』NTT出版、2000年
- 郭洋春・戸崎純・横山正樹 『環境平和学 サブシステムの危機にどう立ち向かうか』法律文化社、2005年
- 駒井洋監修・小井土彰宏編 『移民政策の国際比較 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅰ期第3巻』明石書店、2003年
- 世界銀行 『世界開発報告 1999/2000』東洋経済新報社、2000年
- 中村尚司 『地位自立の経済学 第2版』日本評論社、2003年
- ピーター・ストーカー 『ILO世界の労働力移動』築地書館、1998年

三戸公『随伴的結果 管理の革命』文眞堂、1994年
 三戸公・佐藤慶幸『環境破壊 社会諸科学の応答』文眞堂、1995年
 UNDP『人間開発報告書 2004』国際協力出版会、2004年
 Choy Catherine Ceniza, *Empire of Care*, Duke University Press, 2003
 Council for Health and Development, *Health of the People HEALTH OF THE NATION*, Council for Health and Development, 2003
 IBON (2004), *FACTS & FIGURES vol. 27, Nos. 15 & 16*, IBON, 2004
 Lily Ann R. Baldag, *The Philippine Nursing Act 2002*, Anvil Publishing, 2004
 Purita Falgui Asperilla, *The Mobility of Filipino Nurses*, Columbia University, 1971
 Sheila S. Coronel, *I Report Nursing The World*, Philippine Center for Investigative Journalism, 2005

【参考HP】

朝日新聞 聞蔵 <http://dna.asahi.com> 2005.5.24 アクセス
 医療施設（動態）調査・病院報告の概況
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/03/index.html>2006/01/04 アクセス
 世界銀行
http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2005/11/14/000112742_20051114174928/additional/841401968_2005103271101046.pdf
 日本医療労働組合連合会 <http://www.irouren.or.jp/> 2005.7.7 アクセス
 Wikipedia 百科事典 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%AA%E3%83%94%E3%83%B3#.E5.9C.B0.E7.90.86> 2006/01/16 アクセス
 Global Economic Prospects
http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2005/11/14/000112742_20051114174928/additional/841401968_200510327112047.pdf 2005/12/10 アクセス
 Health Statistics http://www.doh.gov.ph/data_stat/html/fhsis/population.pdf 2006/01/04 アクセス
 ILO About Migration <http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/about/index.htm> 2006/01/06 アクセス
 Inter National Migration Papers 44 *Migration of Highly Skilled Persons from Developing Countries*
<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp44.pdf>2006/01/10 アクセス
 Inter National Migration Report 45 *Policy Responses To The International Mobility Of Skilled Labour*
<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp45.pdf> 2006/01/13 アクセス
 International nurse mobility
http://www.eldis.org/healthsystems/dossiers/hr/documents/Int_nurse_mobility.pdf 2005/12/29 アクセス
 The Manila Bulletin Online (Chit Estella)
<http://www.mb.com.ph/MTNN200512272593.html>2005/12/27 アクセス
 The Manila Times
http://www.manilatimes.net/national/2005/nev/22/yehey/top_stories/20051122top7.html2006/01/03 アクセス
 UN International Migration Report 2002
<http://www.un.org/esa/population/publications/ittmig2002/2002ITTMIGTEXT22-11.pdf>2005/12/25

アクセス

- Migration Information Source <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?id=191>
2005/12/27 **アクセス**
- POEA <http://www.poea.gov.ph/html/aboutus.html> 2005/12/28 **アクセス**
- Philippine Case Study On Nursing Migration
<http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.pdf> 2006/01/03 **アクセス**
- Philippine Labor Force Survey <http://www.census.gov.ph/data/pressrelease/2005/lf0504tx.html>
2006/01/16 **アクセス**
- Sun. Star Cebu <http://www.sunstar.com.ph/static/ceb/2005/03/21/news/as.nurse.flee.rp.falls.ill.html>
2005/12/27 **アクセス**
- Standard Today <http://www.manilastandardonline.com> 2006/01/03 **アクセス**
- The National Nursing Crisis: 7 Strategic Solutions/ Jaime Z. Galvez Tan
<http://www.pcij.org/stories/2005/nursing-crisis-galvez-tan.pdf> 2006/01/09
- U.S.Department of Labor <http://www.bls.gov/oes/current/oes291111.htm> 2006/01/03

【注】

- 1) 特定の国や地域が貿易などの規制を排除し、経済活動の活性化に向けて締結する協定。関税撤廃だけでなく、投資、サービス、知的財産権での政策協調策が盛り込まれる事が多い。世界貿易機関 (WTO) に比べ、FTA は二国間協定のため、合意形成がしやすく、小回りが利くという利点がある。特に東南アジア諸国と域外との間でのFTA交渉の動きが加速している。(聞蔵 <http://dna.asahi.com> より 2005.5.24 **アクセス**)
- 2) 朝日新聞 聞蔵 <http://dna.asahi.com> 2005.5.24 **アクセス**
- 3) 日本医療労働組合連合会 <http://www.irouren.or.jp/> 2005.7.7 **アクセス**
- 4) 25年間ジャーナリストとして、フィリピンにて活躍中
- 5) Chit Estella “BY THE WORLD S BESIDE” Sheila S. Coronel ,i REPORT -NURSING THE WORLD-, the Philippine Center for Investigative Journalism, p. 13
- 6) 世界銀行 http://www.worldbank.or.jp/04data/07press/pdf_fy2006/20051116_201.pdf 2005/11/20 **アクセス**
- 7) 世界銀行
http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2005/11/14/000112742_20051114174928/additional/841401968_2005103271101046.pdf 2005/12/15 **アクセス**
- 8) 郭洋春・戸崎純・横山正樹『環境平和学 サブシステムの危機にどう立ち向かうか』法律文化社、2005年、227頁
- 9) ピーター・ストーカー『ILO世界の労働力移動』築地書館、1998年、31頁
- 10) 同書、30頁
- 11) 小井土彰宏「はじめに」駒井洋監修・小井土彰宏編『移民政策の国際比較 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅰ期第3巻』明石書店、2003年、15頁
- 12) International Labour Migration <http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/about/index.htm> 2005/12/23 **アクセス**
- 13) International Migration Report 2002 <http://www.un.org/esa/population/publications/ittmig2002/2002ITTMIGTEXT22-11.pdf> 2005/12/25 **アクセス**

- 14) 同上
- 15) International Labour Migration <http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/about/index.htm> 2005/12/23 アクセス
- 16) International Labour Conference, 92nd Session, 2004 <http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc92/pdf/rep-vi.pdf> 2005/12/223アクセス
- 17) 同上、8頁
- 18) 世界銀行『世界開発報告 1999/2000』東洋経済新報社、2000年、62～63頁、筆者要約
- 19) 中村尚司『地位自立の経済学 第2版』日本評論社、2003年、95～96頁
- 20) 同上、筆者要約
- 21) 同上
- 22) 2006/03/24 Dr. Jaime Z. Galvez Tanとのインタビューより
- 23) 2005/12/06 Silliman Medical Center; Ms. Elgie Y. Meladとのインタビューより
- 24) Global Economic Prospects http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2005/11/14/000112742_20051114174928/additional/841401968_200510327112047.pdf 2005/12/10 アクセス
- 25) 同上
- 26) 寺西俊一「二 地球環境問題の政治経済学を求めて」三戸公・佐藤慶幸『環境破壊 社会諸科学の応答』文眞堂、1995年、40頁
- 27) 同書、41頁
- 28) 三戸公『随伴的結果 管理の革命』文眞堂、1996年、9頁、筆者要約
- 29) 同書、31頁、筆者要約
- 30) 同書、43頁
- 31) 寺西俊一「二 地球環境問題の政治経済学を求めて」三戸公・佐藤慶幸『環境破壊 社会諸科学の応答』文眞堂、1995年、39頁
- 32) Global Economic Prospects http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2005/11/14/000112742_20051114174928/additional/841401968_200510327112047.pdf 2005/12/10 アクセス
- 33) 前掲書、48頁
- 34) 外務省 GATTからWTOへ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/gatt/i.html> 2005.12.26 アクセス
- 35) 大野泉『世界銀行 開発援助戦略の変革』NTT出版、2000年、24～25頁
- 36) アジア太平洋資料センター「構造調整政策を問う」北沢洋子・村井吉敬編『顔のない国際機関 IMF・世界銀行』学陽書房、1995年、88頁
- 37) 同上
- 38) 同上、89頁
- 39) アジア太平洋資料センター編『IMF・世界銀行とニカラグア 債務問題を知るために』アジア太平洋資料センター、1999年、29頁
- 40) 村井吉敬「2 開発とか公共事業とか開発融資を疑ってみる」北沢洋子・村井吉敬編『顔のない国際機関 IMF・世界銀行』学陽書房、1995年、25頁
- 41) International nurse mobility http://www.eldis.org/healthsystems/dossiers/hr/documents/Int_nurse_mobility.pdf 2005/12/29 アクセス59頁
- 42) 同上

- 43) International nurse mobility
http://www.eldis.org/healthsystems/dossiers/hr/documents/Int_nurse_mobility.pdf 2005/12/29 **アクセス**59頁
- 44) ILO About Migrant <http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/about/index.htm>
 2005/12/23 **アクセス**
- 45) 同上
- 46) Inter National Migration Report 45 Policy Responses To The International Mobility Of Skilled Labour
<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp45.pdf> 2006/01/13 **アクセス**
- 47) Inter National Migration Report 45 *Policy Responses To The International Mobility Of Skilled Labour*
<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp45.pdf> 2006/01/13 **アクセス**
- 48) ILO About Migratin <http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/about/index.htm>
 2006/01/06 **アクセス**
- 49) Inter National Migration Papers 44 *Migration of Highly Skilled Persons from Developing Countries*
<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp44.pdf>2006/01/10 **アクセス**
- 50) Inter National Migration Papers 45 *Policy Responses to The International Mobility of Skilled Labour*
<http://www.ilo.org/public/english/protection/migrant/download/imp/imp45.pdf>2006/01/04 **アクセス**
- 51) UNDP 『人間開発報告書 2004』国際協力出版会、2004年、138頁
- 52) 所得貧困；所得は計量経済学的な分析や統計処理をしやすいため、所得貧困の測定は数多くの文献で取り上げられている。世界銀行は一人当たり1日1ドルの貧困ラインを用いて、途上国の貧困を比較している。人間貧困；寿命、健康、住居、知識、参加、個人の安全保障、環境について剥奪状態にあること。(UNDP 『人間開発報告書 1997 『貧困と人間開発』』古今書院、1997年より)
- 53) 嶋原敦子「第3章 潜在能力アプローチの批判的検討」郭洋春・戸崎純・横山正樹『環境平和学サブシステムの危機にどう立ち向かうか』法律文化社、2005年
- 54) 同書、50頁
- 55) 同書、51頁、筆者要約
- 56) 同書、52頁
- 57) International nurse mobility
http://www.eldis.org/healthsystems/dossiers/hr/documents/Int_nurse_mobility.pdf 2005/12/29 **アクセス**
- 58) Migration Information Source <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?id=191>
 2005/12/27 **アクセス**
- 59) POEA <http://www.bsp.gov.ph/statistics/spei/tab11.htm> 2006/01/09 **アクセス**
- 60) Wikipedia 百科事典 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%AA%E3%83%94%E3%83%B3#.E5.9C.B0.E7.90.86> 2006/01/16 **アクセス**
- 61) Migration Information Source <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?id=191>
 2005/12/27 **アクセス**
- 62) Migration Information Source <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?id=191>
 2005/12/27 **アクセス**
- 63) 菊地京子「外国人労働者送り出し国の社会的メカニズム フィリピンの場合」梶田孝道・伊豫谷登士翁編『外国人労働者論 現状から理論へ』弘文堂、1995年、170～171頁 筆者要約
- 64) 小ヶ谷千穂「フィリピンの海外雇用政策 その推移と「海外労働者の女性化」と中心に」小井戸彰

- 宏『移民政策の国際比較』第8章、明石書店、2003年、321頁
- 65) 同書、179頁
- 66) 小ヶ谷千穂「フィリピンの海外雇用政策 その推移と「海外労働者の女性化」と中心に」小井戸彰宏『移民政策の国際比較』第8章、明石書店、2003年、327頁
- 67) 同上
- 68) 同上、326～327頁
- 69) 菊地京子「外国人労働者送り出し国の社会的メカニズム フィリピンの場合」梶田孝道・伊豫谷登士翁編『外国人労働者論 現状から理論へ』1995年、176頁
- 70) 小ヶ谷千穂「フィリピンの海外雇用政策 その推移と「海外労働者の女性化」と中心に」小井戸彰宏『移民政策の国際比較グローバル化する日本と移民問題 第Ⅰ期 第3巻』第8章、明石書店、2003年、327頁
- 71) Migration Information Source <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?id=191> 2005/12/27 アクセス
- 72) 同上
- 73) 1991年、福島県でエンターテイナーをしていた21歳のマリクリス・シオンソンが志望した事件。シオンソンの死は、日本人医師によって劇症肝炎によるものと診断されたが、遺体に残っていた大量の傷跡から家族が再調査を要求。日比両政府レベルでの再調査が行われたものの、死因は判然としないままになった。(小ヶ谷千穂「フィリピンの海外雇用政策 その推移と「海外労働者の女性化」と中心に」小井戸彰宏『移民政策の国際比較 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅰ期 第3巻』明石書店、2003年、第8章、333頁より)
- 74) 1991年に35歳のフィリピン人海労働者女性とその雇用者の子どもが殺される事件がシンガポールで起こった。その容疑者として逮捕されたのが、同じフィリピン人家事労働者のフロール・コンテンブラシオン(35歳)であった。コンテンブラシオンは93年に死刑判決を受け、無罪を主張したが、結局刑は執行された。(同書、335～337頁より)
- 75) 小ヶ谷千穂「フィリピンの海外雇用政策 その推移と「海外労働者の女性化」を中心に」小井戸彰宏『移民政策の国際比較 グローバル化する日本と移民問題 第Ⅰ期 第3巻』明石書店、2003年、第8章、338～339頁、筆者要約
- 76) 同上
- 77) POEA <http://www.poea.gov.ph/html/aboutus.html> 2005/12/28 アクセス
- 78) Migration Information Source <http://www.migrationinformation.org/Feature/display.cfm?id=191> 2005/12/27 アクセス
- 79) Philippine Labor Force Survey <http://www.census.gov.ph/data/pressrelease/2005/lf0504tx.html> 2006/01/16 アクセス
- 80) エリザベス・ウイ・エヴィオータ『ジェンダーの政治経済学 フィリピンにおける女性と性的分業』明石書店、2000年、279頁
- 81) 同上
- 82) 特定の国や地域が貿易などの規制を排除し、経済活動の活性化に向けて締結する協定。関税撤廃だけでなく、投資、サービス、知的財産権での政策協調策が盛り込まれる事が多い。世界貿易機関(WTO)に比べ、FTAは二国間協定のため、合意形成がしやすく、小回りが利くという利点がある。特に東南アジア諸国と域外との間でのFTA交渉の動きが加速している。(聞蔵 <http://dna.asahi.com> より 2005.5.24アクセス)
- 83) 朝日新聞 聞蔵 <http://dna.asahi.com> 2005.5.24 アクセス
- 84) 日本医療労働組合連合会 <http://www.irouren.or.jp/> 2005.7.7 アクセス

- 85) Purita Falgui Asperilla, *The Mobility Of Filipino Nurses*, p. 37
- 86) Choy Catherine Ceniza, *Empire of Care*, Duke University Press, 2003, p. 61
- 87) エリザベス・ウイ・エヴィオータ『ジェンダーの政治経済学 フィリピンにおける女性と性的分業』明石書店、2000年、138頁
- 88) 前掲書、151頁
- 89) Choy Catherine Ceniza, *Empire of Care*, Duke University Press, 2003, p. 61
- 90) 同上
- 91) 同書、64頁
- 92) 同上
- 93) 同書、65頁
- 94) Choy Catherine Ceniza, *Empire of Care*, Duke University Press, 2003、62～63頁
- 95) Frly Marilyn Elegado Lorenzoはフィリピン人看護師であり、パブリックヘルスの博士である。Institute of Health Policy and Development Studies. National Institutes of Health-Philippines. UP Manila , Health Sciences Centerに所属している。
- 96) Philippine Case Study On Nursing Migration <http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.pdf> 2006/01/03アクセス
- 97) Philippine Case Study On Nursing Migration <http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.pdf> 2006/01/03アクセス
- 98) Lily Ann R. Baldag, *The Philippine Nursing Act 2002*, Anvil Publishing, 2004, p. 55
- 99) U.S.Department of Labor <http://www.bls.gov/oes/current/oes291111.htm> 2006/01/03 アクセス
- 100) CHIT ESTELLA, *By the world ' s bedside, i report*, p. 19
- 101) フィリピンにてヘルスプログラムを基礎とする非政府組織。
- 102) Council for Health and Development, *Health of the People HEALTH OF THE NATION*, Council for Health and Development, 2003, p. 136
- 103) Council for Health and Development, *Health of the People HEALTH OF THE NATION*, Council for Health and Development, 2003, p. 136
- 104) Purita Falgui Asperilla, *The Mobility If Filipino Nurses*, Columbia University, 1971,p66
- 105) Philippine Case Study On Nursing Migration <http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.pdf> 2006/01/03アクセス
- 106) 同上
- 107) Health Statistics http://www.doh.gov.ph/data_stat/html/fhsis/population.pdf 2006/01/04アクセス
- 108) 医療施設（動態）調査・病院報告の概況 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/03/index.html>2006/01/04 アクセス
- 109) 同上
- 110) Standard Today <http://www.manilastandardonline.com> 2006/01/03 アクセス
- 111) 医療施設（動態）調査・病院報告の概況 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/03/index.html>2006/01/04 アクセス
- 112) Council for Health and Development, *Health of the People HEALTH OF THE NATION*, Council for Health and Development, 2003, p. 114
- 113)
- 114) IBON, *IBON Facts & Figures vol. 27. No 6* , 2004, p. 4
- 115) アジア太平洋資料センター「構造調整政策を問う」北沢洋子・村井吉敬編『顔のない国際機関 IMF・世界銀行』学陽書房、1995年、88頁

- 116) Purita Falgui Asperilla, The Mobility If Filipino Nurses, Columbia University, 1971, p. 70 ~ 71
- 117) Purita Falgui Asperilla, The Mobility If Filipino Nurses, Columbia University, 1971 , p. 68
- 118) Purita Falgui Asperilla, The Mobility If Filipino Nurses, Columbia University, 1971, p. 68
- 119) POEA <http://www.poea.gov.ph/AR2004/AnnualReports/AR2004.pdf> 2006/01/09 **アクセス**
- 120) PHILIPPINE LABOR FORCE SURVEY **によると、フィリピンの2005年の15歳以上労働力人口は、349万6,000人である。** PHILIPPINE LABOR FORCE SURVEY <http://www.census.gov.ph/data/pressrelease/2004/lf0404tx.html> 2006/01/09 **アクセス**
- 121) POEA <http://www.poea.gov.ph/docs/STOCK%20ESTIMATE%202004.xls>2006/01/09 **アクセス**
- 122) POEA <http://www.bsp.gov.ph/statistics/spei/tab11.htm> 2006/01/09 **アクセス**
- 123) Lorenzo **によると、就労しているフィリピン人看護師総数は19万3,223人で、このうち、国内で働く者が2万9,466人（15.25%）である。** PHILIPPINE CASE STUDY ON NURSING MIGRATION <http://www.academyhealth.org/international/nursemigration/lorenzo.ppt#303,6,Philippine%20Employment%20and%20Health%20%20Care%20System%20Context>2005/12/30 **アクセス**
- 124) 同上HP
- 125) 同上HP
- 126) The Manila Bulletin Online (Chit Estella) <http://www.mb.com.ph/MTNN200512272593.html>2005/12/27 **アクセス**
- 127) Council for Health and Development, Health of the People HEALTH OF THE NATION, Council for Health and Development, 2003, p. 135
- 128) Jaime Z. Galvez Tan, Executive Director, National Institutes of Health-Philippines and Vice Chancellor for Research, University of the Philippines Manila
- 129) Sun.Star Cebu <http://www.sunstar.com.ph/static/ceb/2005/03/21/news/as.nurse.flee.rp.falls.ill.html> 2005/12/27 **アクセス**
- 130) CHIT ESTELLA, By the world ' s bedside, i report, p. 15
- 131) Sun. Star Cebu <http://www.sunstar.com.ph/static/ceb/2005/03/21/news/as.nurse.flee.rp.falls.ill.html> 2005/12/27 **アクセス**
- 132) 2005年12月3日、Negros Oriental Provincial Hospitalでのインタビューにて。
- 133) 同上
- 134) 2005年12月3日、Negros Oriental Provincial Hospitalでのインタビューにて。
- 135) The National Nursing Crisis: 7 Strategic Solutions/ Jaime Z. Galvez Tan <http://www.pcij.org/sto>

バングラデシュにおける人間開発としての電力開発（修士論文中間報告）

五味 泰久

このテーマを選んだ理由

修士論文は『開発援助としてのバングラデシュにおける再生可能エネルギーを利用した電力開発について』と題して作成する予定である。このテーマは以下のような理由で選んだ。

- ・バングラデシュは数ある開発途上国（以降途上国）の中でも多くの国際機関、政府機関、NGOが様々な分野において援助を行い、また自国内にも非常に大きなNGOが育っている国であり、援助の潮流を見るのに適切である。
- ・今回地球温暖化防止対策の一つとして再生可能エネルギーを利用した電力開発を取り上げるのだが、バングラデシュは国土の標高が非常に低く、温暖化による海面上昇が進めば甚大な被害が予想されている地域でもある。
- ・国内には無電化地域が広く残っており、方式はどうあれ電化が進められることが考えられる。
- ・全世界的に開発が、経済開発から社会開発へ、さらには人間開発へと変化してきたなかで、経済開発の典型であったインフラに属する電力開発を、バングラデシュ政府あるいは各援助機関がどのように捉えているのかを見ることは、きわめて興味深い。

そして、終章ではバングラデシュのこの分野において、日本がどのように貢献できるのかその可能性について考察したい。

今回はその修士論文の一部である電力開発の目標値について触れる。

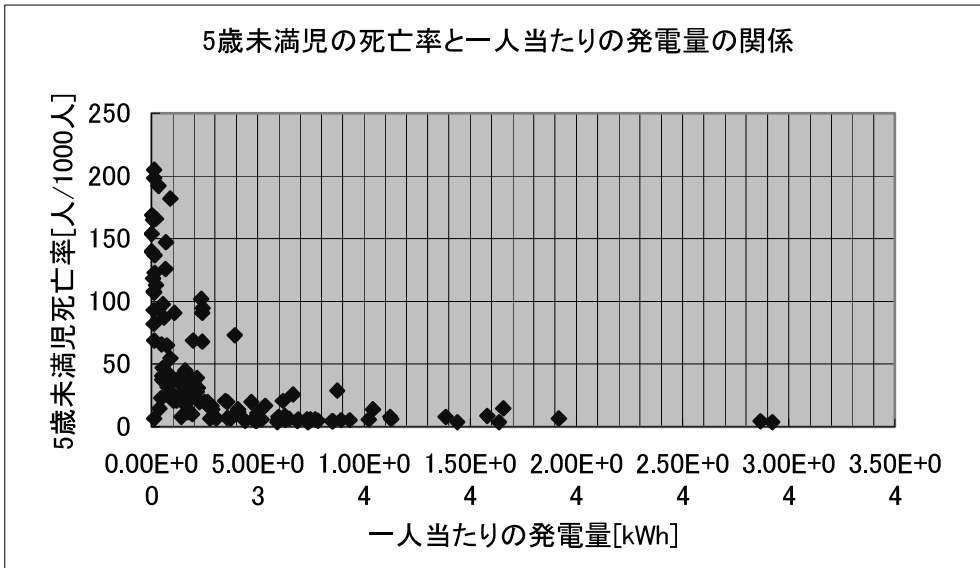
途上国に必要な電力量

途上国での電力開発はどれだけ進められればよいのだろうか、人類は豊かさを求めるのと同時に電力開発を進めてきた。これまで途上国でインフラを整備する際も電力開発はその中心に据えられてきたし、今もなお多くの国の貧困削減戦略文書（PRSP）において電力開発は中心的な存在である。では、どの途上国も将来的には現在の先進国のように膨大な電力を必要とするのだろうか。

2002年の日本の総発電量は 1.09×10^{12} ($1.09E + 12$) [kWh] これを国民一人当たりで換算すると8538.09 [kWh]となる。一方、同年のバングラデシュの総発電量は 1.84×10^{10} ($1.84E + 10$) [kWh] こちらも同様に国民一人当たりで換算すると135.85 [kWh]となる。日本とバングラデシュの発電量には大きな開きがある。

現在の国連加盟国は約190カ国で、そのうち途上国は実に約160カ国にも及ぶ。もちろん一言で途上国といってもその発展の度合いは様々で簡単に計算することは難しいが、全ての途上国が現在の先進国並みに電力を得るには、かなりの数の発電設備が必要である。発電方式がどうあれ地球への環境負荷が決して小さくないことは容易に想像がつく。

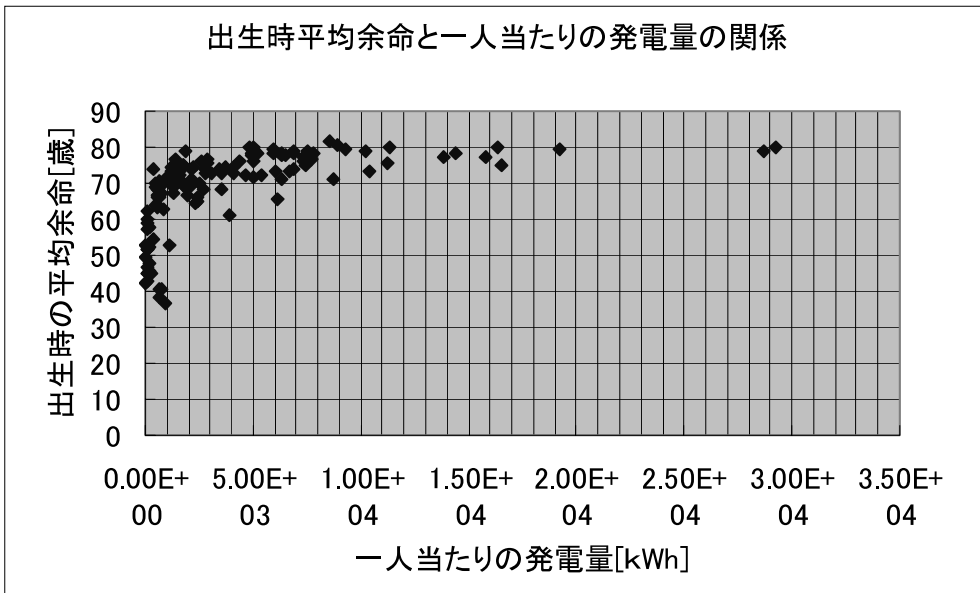
では、具体的にはどれだけ電力開発を進めればよいのだろうか。人間開発の観点からミレニアム開発目標と発電量を照らし合わせて検証したい。



グラフ 1 (世界銀行ウェブサイト¹⁾のデータより筆者作成)

グラフ 1 は、データを得られた世界126カ国の 5 歳未満児の死亡率と年間の一人当たりの発電量の関係を表したものである。値は2003年のもの(一部2002年)で X (横) 軸は一人当たりの発電量、Y (縦) 軸が 5 歳未満児の死亡率である。

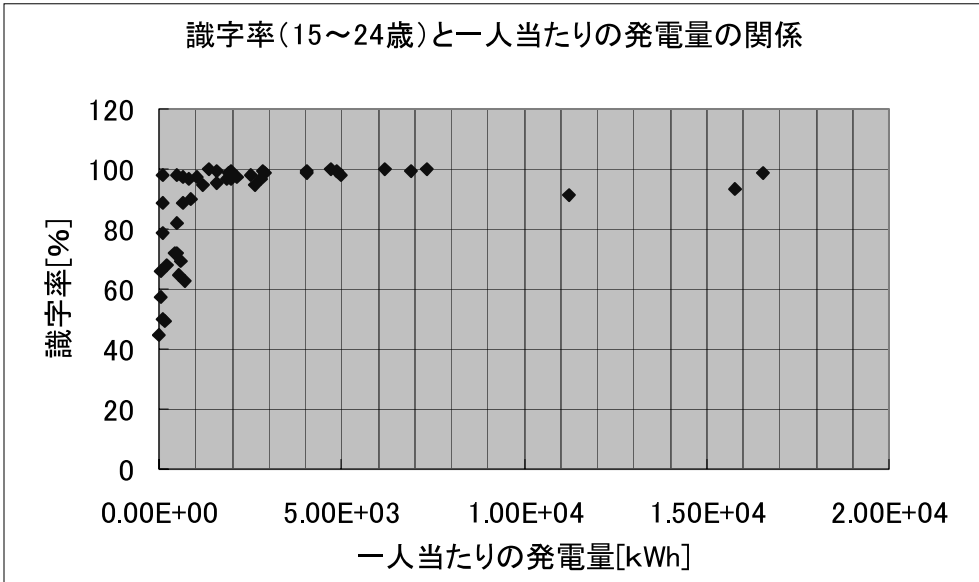
散布はほぼ L 字型になっており、5 歳未満児の死亡率が 50 人を越えているほとんどの国は一人当たりの発電量が $1.00E+03$ [kWh]、つまり 1,000 [kWh] 以下であることがわかる。従って一人当たりの発電量を 1,000 [kWh] まで引き上げればインフラとしての電気はその役割を果たし、5 歳未満児の死亡率を 50 人未満まで十分下げられ得ることが分る。



グラフ 2 (世界銀行ウェブサイト²⁾のデータより筆者作成)

グラフ 2 は、世界126カ国の出生時の平均余命と年間の一人当たりの発電量の関係を表したものである。値は2003年のものでX（横）軸は一人当たりの発電量、Y（縦）軸が出生時平均余命である。

こちらでも出生時の平均余命が60歳を下回っているのは、ほとんどが発電量1,000 (1.00E + 03) [kWh] 以下の国で、一人当たりの発電量を3,000 (3.00E + 03) [kWh] まで引き上げられればほとんどの国々で平均余命は70歳を越える。1,000 [kWh] であっても60歳台後半まで引き上げられ得ることが分かる。



グラフ 3 (世界銀行ウェブサイト³⁾のデータより筆者作成)

グラフ 3 は、15歳から24歳までの識字率と一人当たりの発電量の関係である。得られたデータは国によって2002年のものから2004年のものまであり、国の数が46カ国と前の2つのグラフと比べると少ないが、こちらもL字型の散布になっていることが分かる。

やはり識字率が80%を下回っているのは発電量が1,000 (1.00E + 03) [kWh] 未満の国々であり、逆に1,000 [kWh] 以上のほとんどの国々は識字率が90%以上であることが分る。

では1,000 [kWh] とはどんな数字なのだろうか。

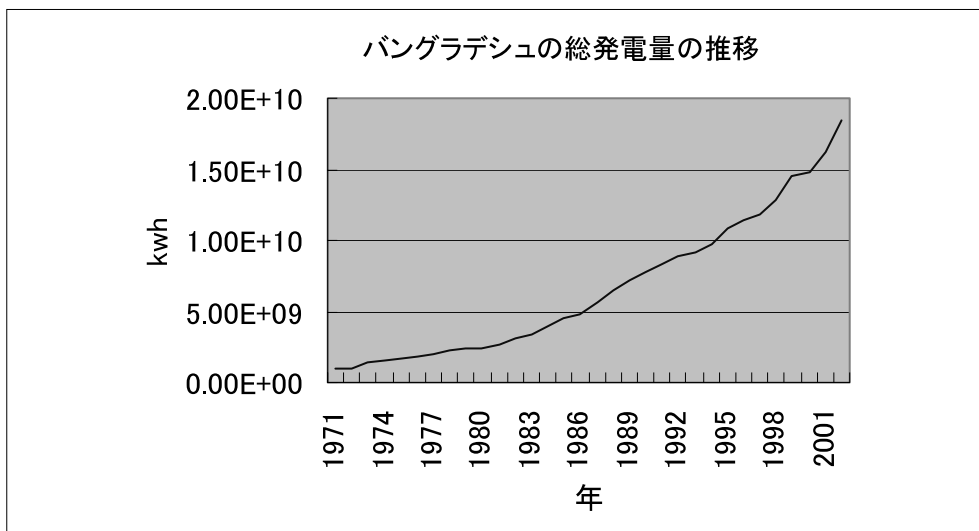
1,000 [kWh] は出力114 [W] の電気製品を24時間365日連続で使用しつづけたのとほぼ同じ電力量である。一人当たりの発電量が1,000 [kWh] 前後なのは以下の国々である。

国名	発電量 [kWh]	5歳未満児死亡率	出生時平均余命	識字率(15-24歳)
エクアドル	928.21	27人	71.05歳	データなし
コロンビア	1032.10	21人	71.93歳	83.38%

この発電量は家庭用も産業用も含まれ、またどのように利用するかにもよるが、人間開発の観点からすれば電力開発を行なう上で、1,000 [kWh] は一つの目標になり得ると考えられる。

バングラデシュの15歳から24歳までの識字率は49.7% (2002年)、5歳未満児の死亡率は1,000人あたり69人 (2003年)、出生時の平均余命は62.4歳 (2003年) となっている。人間開発の観点からも援助が必要であることは改めて言うまでもない。

そして、バングラデシュの発電量は近年 2 次曲線に近い形で増えている⁴⁾が、それでも1,000 [kWh] には程遠く、1,000 [kWh] を目標としても相当な電力開発が必要となる。



グラフ 4 (世界銀行ウェブサイト⁵⁾ のデータより筆者作成)

先に述べたように、バングラデシュの国民一人当たりの発電量は135.85 [kWh] である。従って1,000 [kWh] を目標とした場合、開発すべき一人当たりの年間の電力は、

$$1000 - 135.85 = 864.15 \text{ [kWh]}$$

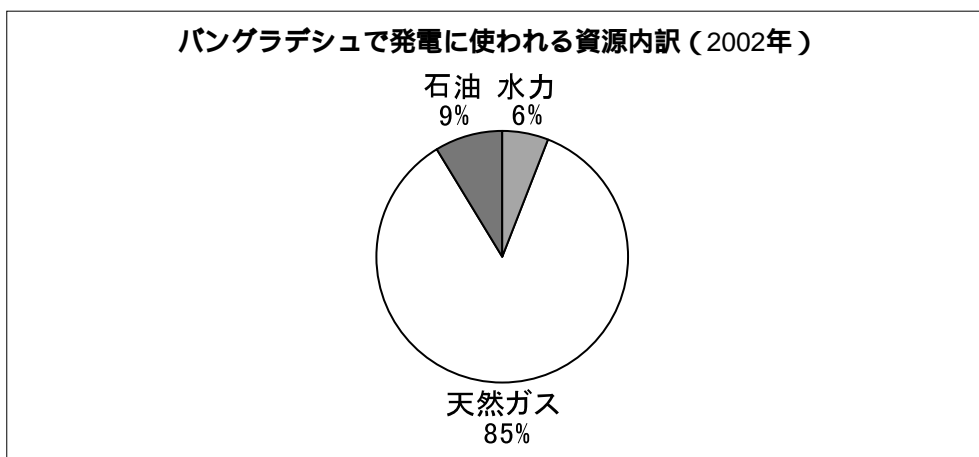
国全体では、

$$864.15 \text{ [kWh]} \times 140000000 \text{ (1億4千万)[人]} = 120,981,000,000 \text{ [kWh]} (= 1.20E + 11)$$

この電力を発電するのに必要な発電設備の発電量は、

$$120,981,000,000 \text{ [kWh]} \div 365 \text{ [日]} \div 24 \text{ [時間]} = 13,810,616.44 \text{ [kW]}^6 \text{ となる。}$$

2002年の段階で、バングラデシュの発電に使われる資源の割合は下のグラフのような内訳になっている。



グラフ 5 (世界銀行ウェブサイト⁷⁾ のデータより筆者作成)

バングラデシュは天然ガスが豊富で、自国で賄える資源であり今後も利用される可能性が高く、バングラデシュに限ったことではないが、クリーンエネルギーを利用した発電量は少ない。修士論文では今後開発される電力をクリーンエネルギーにより賄った場合、どれほどCO₂排出量を抑制できるのか、修士論文では試算したい。

また、これまでの開発援助機関の取り組みや、PRSP（貧困削減戦略文書）を通してバングラデシュにおけるクリーンエネルギーによる電力開発の位置づけをまとめる予定である。

おわりに

もちろん電気があるだけでは死亡率は下がらず、余命も識字率も上がらない。人間開発の面で電気は脇役でしかない。電気をいかに上手く利用するか、その方が問題なのかもしれない。しかしワクチンを保存する冷蔵庫も救急車を呼ぶ電話も夜間手術を行なう際に必要な照明も、電気がなければ動作しない。脇役であっても人間開発にとって大きな役割を果たしている事を先に示したグラフ 1 から 3 は如実に物語っている。

また、日本のODA予算は近年減少を続けており、かつて世界一だったその規模は、いまや2位の座すら危うくなっている。⁸⁾内閣府の世論調査では、国民はODAに対して一定の理解はあるものの、消極論も少なくない。その理由としては「日本国内の経済状態がよくないから」といった意見が多い。⁹⁾自国の経済の状態が悪いことは大きな問題ではあるが、途上国の人々が置かれている状況も逼迫している。また、援助を行なう上では目標に到達するまでは継続的に行うことが重要な事は言うまでも無い。途上国の人々に対する援助を継続的行なうためにはODAに対する国民の理解を得ることは不可欠である。そしてそのためには国益を堂々と掲げられれば良いのではないだろうか。国益といっても一方的な搾取ではなく双方にとって益となるものがあれば途上国側の理解も得られる。そのカギとなるのが二酸化炭素の排出量取引である。

二酸化炭素排出量の削減は地球規模の問題であり、二国間のみならず世界全体で見ても益となる。現在ODAで二酸化炭素排出量の取引はできないが、この取決めがいつ変わっても対応できるように準備を進めておくことが望ましいと考える。

以上

[注]

- 1) 世界銀行ウェブサイト： <http://devdata.worldbank.org/dataonline/>
- 2) 世界銀行ウェブサイト： <http://devdata.worldbank.org/dataonline/>
- 3) 世界銀行ウェブサイト： <http://devdata.worldbank.org/dataonline/>
- 4) グラフ 4 参照
- 5) 世界銀行ウェブサイト： <http://devdata.worldbank.org/dataonline/>
- 6) ここでは電力の損出は無視する。
- 7) 世界銀行ウェブサイト： <http://devdata.worldbank.org/dataonline/>
- 8) 外務省ウェブサイト： <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/oda/index/shiryoyosan.html>
- 9) 内閣府ウェブサイト： <http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-gaikou/2-2.html>

グローバル 第5号

2006年8月1日 発行

発行者 石島 紀之

発行所 横浜市泉区緑園4-5-3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045-812-8283

印刷所 (株)エイコープリント
電話 045-252-2711

CONTENTS

Introductory Note

Noriyuki Ishijima

Reserchs and Studies

A Study of the History of the Huagio (Overseas Chinese) School in Yokohama	Tomomi Shimizu	1
The Current State of Reproductive Heaith / Rights Promotion ; An analysis of the results of the “ Cairo Action Plan ”	Kazyne Umetsubo	41
The Recent Activities of the United Nations in Light of “ Indigenous Development ” Theory The Case of UNDP § Governance Programs in Latin America	Asako Majima	65
The History of Hongkou ; An Analysis of Commercial Culture from the 1920s to the 1930s	Kanehisa Mio	78
Labor Migration of Filipino Nurses ; Critical Analysis on the Perception by International Organizations	Kayoko Teshigawara	87
Power Development as Human Development in Bangladesh	Yasuhisa Gomi	108